

平成 26 年

第 2 回定例会会議録

平成 26 年 3 月 3 日

）

平成 26 年 3 月 24 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第4号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日 [第1号] (3月3日 (月))

○招集年月日、招集場所	9
○出席議員	9
○欠席議員	9
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	9
○本会議に職務のため出席した者の氏名	9
○開 会	10
○開 議	11
○日程第 1 会議録署名議員の指名	11
○日程第 2 会期の決定	11
○日程第 3 諸般の報告	11
○日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について	19
○日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について	19
○日程第 6 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について	19
○日程第 7 議案第20号 平成26年度田上町一般会計予算議定について	22
○日程第 8 議案第21号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定につ いて	22
○日程第 9 議案第22号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定に ついて	22
○日程第10 議案第23号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定に ついて	22
○日程第11 議案第24号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定 について	22
○日程第12 議案第25号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定に ついて	22

○日程第13	議案第26号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	22
○日程第14	議案第27号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	22
○日程第15	承認第1号	専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告について	34
○日程第16	議案第3号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	35
○日程第17	議案第4号	田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について	35
○日程第18	議案第5号	田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について	35
○日程第19	議案第6号	田上町総合公園Y・O・U・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について	35
○日程第20	議案第7号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	35
○日程第21	議案第8号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	35
○日程第22	議案第9号	田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について	37
○日程第23	議案第10号	田上町総合公園Y・O・U・遊ランドの指定管理者の指定について	37
○日程第24	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	37
○日程第25	議案第12号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について	38
○日程第26	議案第13号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について	38
○日程第27	議案第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について	38
○日程第28	議案第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について	38
○日程第29	議案第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	38

○日程第30	議案第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第2号) 議定について	38
○日程第31	議案第18号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第4 号) 議定について	38
○日程第32	議案第19号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号) 議定について	38
○散会			43
○議事日程			44

会期第10日 [第2号] (3月12日(水))

○招集年月日、招集場所	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	47
○本会議に職務のため出席した者の氏名	47
○開議	48
○日程第1 一般質問	48
9番 川口 與志郎 君	48
3番 有川 りえ子 君	58
11番 池井 豊 君	70
2番 椿 一春 君	85
8番 松原 良彦 君	93
1番 今井 幸代 君	104
○散会	116
○議事日程	117

会期第11日 [第3号] (3月13日(木))

○招集年月日、招集場所	119
○出席議員	119
○欠席議員	119
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	119
○本会議に職務のため出席した者の氏名	119

○開	議	1 2 0
○日程第 1	一般質問	1 2 0
	1 2 番 関 根 一 義 君	1 2 0
○日程第 2	議案第 3 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 の一部改正について	1 3 6
○日程第 3	議案第 4 号	田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正 について	1 3 6
○日程第 4	議案第 5 号	田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に 関する条例の一部改正について	1 3 6
○日程第 5	議案第 6 号	田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管 理に関する条例の一部改正について	1 3 6
○日程第 6	議案第 7 号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正に ついて	1 3 6
○日程第 7	議案第 8 号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について ..	1 3 6
○日程第 8	議案第 9 号	田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指 定管理者の指定について	1 4 0
○日程第 9	議案第 1 0 号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者 の指定について	1 4 0
○日程第 1 0	議案第 1 1 号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定につい て	1 4 0
○日程第 1 1	議案第 1 2 号	平成 2 5 年度田上町一般会計補正予算 (第 6 号) 議定について	1 4 2
○日程第 1 2	議案第 1 3 号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	1 4 2
○日程第 1 3	議案第 1 4 号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	1 4 2
○日程第 1 4	議案第 1 5 号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	1 4 2
○日程第 1 5	議案第 1 6 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について	1 4 2
○日程第 1 6	議案第 1 7 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について	1 4 2

○日程第 17	議案第 18号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について	142
○日程第 18	議案第 19号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について	142
○散 会			148
○議事日程			149

会期第 22日 [第4号]（3月24日（月））

○招集年月日、招集場所			151
○出席議員			151
○欠席議員			151
○地方自治法第 121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名			151
○本会議に職務のため出席した者の氏名			151
○開 議			152
○日程第 1	諸般の報告		152
○日程第 2	議案第 20号	平成26年度田上町一般会計予算議定について	155
○日程第 3	議案第 21号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	155
○日程第 4	議案第 22号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	155
○日程第 5	議案第 23号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	155
○日程第 6	議案第 24号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	155
○日程第 7	議案第 25号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	155
○日程第 8	議案第 26号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	155
○日程第 9	議案第 27号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	155
○日程第 10	発議第 1号	地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないことを求める意見書について	159

○日程第11	請願第1号	TPP交渉に関する請願について	161
○日程第12	請願第2号	立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の 「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請 願について	161
○日程の追加			167
○追加日程第1	発委第1号	TPP交渉に関する意見書について	168
○日程第13		議員派遣の件について	169
○日程第14		閉会中の継続調査について	169
○閉会			171
○議事日程			172

田上町告示第4号

平成26年第2回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月21日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成26年3月3日
2. 場 所 田上町議会議場

平成26年 第2回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 3 (月)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程 (提案説明・質疑・採決) ・平成26年度予算議案上程 (町長施政方針演説・質疑・予算審査特別委員会設置及び付託) ・その他議案上程 (提案説明・質疑・各常任委員会付託又は討論・採決) ・散 会
3. 4 (火)			議案調査
3. 5 (水)			議案調査
3. 6 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
3. 7 (金)			議案調査
3. 8 (土)			(休 会)
3. 9 (日)			(休 会)
3. 10 (月)	午前 9 : 0 0	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
3. 11 (火)			議案調査
3. 12 (水)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会
3. 13 (木)	午前 9 : 0 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・散 会
3. 14 (金)			議案調査
3. 15 (土)			(休 会)

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
3. 1 6 (日)			(休 会)
3. 1 7 (月)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 8 (火)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 1 9 (水)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 2 0 (木)	午前 9 : 0 0	委 員 会	予算審査特別委員会 (付託案件審査)
3. 2 1 (金)			(休 会) 春分の日
3. 2 2 (土)			(休 会)
3. 2 3 (日)			(休 会)
3. 2 4 (月)	午後 1 : 3 0	本 会 議	・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会

応招議員（14名）

1 番	今	井	幸	代	君
2 番	椿		一	春	君
3 番	有	川	り	え 子	君
4 番	浅	野	一	志	君
5 番	熊	倉	正	治	君
6 番	皆	川	忠	志	君
7 番	川	崎	昭	夫	君
8 番	松	原	良	彦	君
9 番	川	口	與	志 郎	君
10 番	渡	邊	正	策	君
11 番	池	井		豊	君
12 番	関	根	一	義	君
13 番	泉	田	壽	一	君
14 番	小	池	真	一 郎	君

平成26年第2回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について
承認第1号	専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告について
議案第3号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
議案第4号	田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第5号	田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第6号	田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第7号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
議案第8号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第9号	田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について
議案第10号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について
議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
議案第12号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について

議案番号	件名
議案第13号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第18号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について
議案第19号	同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
議案第20号	平成26年度田上町一般会計予算議定について
議案第21号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
議案第22号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
議案第23号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
議案第24号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
議案第25号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
議案第26号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について

議案番号	件名
議案第27号	同年度田上町水道事業会計予算議定について

第 1 号

(3 月 3 日)

平成26年田上町議会
第2回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成26年3月3日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 会

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。本日、平成26年第2回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成26年第2回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

今年の冬は、今のところ本格的な除雪車の出動は1回だけで、経費も大分助かっておりますが、先日の関東甲信地方では記録的な大雪により道路が寸断され、集落が孤立し、自衛隊のヘリによる物資の運搬や救急患者の搬送などが報じられて、県内でも関東方面からの物資がストップしたため、スーパー等の店頭では野菜や食料品が不足する状態が数日続きました。想定外の大雪とはいえ、雪に対する認識や備えが甘かったことに対する危機管理意識の薄さが指摘されました。

また、それとは別にしまして、先月の26日には全国的にも東北地方から西日本の幅広い範囲でPM2.5の濃度が上昇し、午後7時までの全国最高値を新潟市内で観測するなど、県では初めて外出を控える等の注意喚起を行いました。春はすぐ近くに来ておりますが、今年の冬は例年と何か違うような感じがいたします。

さて、今定例会におきます議案としては、人権擁護委員の推薦に関連する人事案件が3件と、市町村総合事務組合規約の一部変更による専決処分報告1件、それに職員の分限に関する条例や老人医療費助成に関する条例等の一部改正の6件と、ごまどう湯っ多里館、総合公園、椿寿荘の各施設の指定管理者の指定についての議案の3件となっております。

また、年度末に至りまして、平成25年度の一般会計及び特別会計予算の事業の完了による経費の整理に伴う補正予算8件と、後ほど施政方針で説明申し上げますが、平成26年度の一般会計及び各特別会計予算8件の合計29議案をご提案いたしました。

今定例会は、新年度予算の審議をお願いする議会であり、提出議案も多いことから長期間にわたると思いますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時04分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊正策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

12番 関根一義 議員

13番 泉田壽一 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡邊正策君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日3日から24日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3日から24日までの22日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書の12月及び1

月分並びに同法第199条第9項の規定による定期監査結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしておりますので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、T P P交渉に関する請願書、立憲主義を否定する、集团的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願の2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書の1件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) おはようございます。それでは、総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

期日は、2月12日午後1時半からということで、今回の所管事務調査は地域整備課並びに産業振興課ということで行いましたし、終わりましたから、商工会の総務企画委員会というところと懇談会ということで、1時間程度ではございましたが、あわせて行っております。

まず、地域整備課の関係では、除雪の状況と工事等の発注状況ということで調査を行いました。除雪につきまして今ほど町長のほうからもご挨拶ございました中で、大変雪が少なかったということで、私どもの調査の時点でいただいた資料、2月10日現在ということでございましたので、一斉除雪はなしという報告でございますが、後で1回出ているというような状況かと思えます。

それで、2月10日現在で降雪合計は79センチという報告でございました。部分除雪は、歩道除雪も含めて4回出動していたということでありまして、近年の降雪状況では最大が平成23年度の421センチ、最低が平成18年度の45センチということでありましたので、79センチというものはかなり少ないなという報告のようでもございました。

あと、除雪がないということで、除雪業者は困っているのではないかとというよう

な質問がございましたが、契約の中で待機料等で手当てをしているというような答弁がございました。

それと、工事の発注状況については、道路維持関係、河川改良関係、地域の元気臨時交付金の関係、それと社会資本整備総合交付金の関係、それと24年度の繰り越し分の社会資本整備総合交付金の関係の事業ということと、あと公園の関係の工事ということでありまして、あわせて発注済みの合計は59カ所ということでしたが、未発注は4カ所あるという報告でございましたが、いずれも工事費が少額のもので、3月中には全て終わるという報告でございました。

それと、下水道の関係では、3カ所発注済みということでしたがし、上水道の関係では通常の上水道関係の工事で2カ所、それと新浄水場の関係で4カ所ということで、これら全て発注済みであったという報告でございました。

質疑の中では、浄水場の関係の質疑がございまして、硬度の解消が目的でありましたので、硬度の解消に問題はないのかというような質疑がございましたが、硬度140度から80度程度に下がる見込みという説明でありましたが、今後追跡調査をして、本当に硬度が下がっているのかというのは、調査の必要があろうという説明もありましたし、委員会の中でもそのような認識に立って、今後調査をしていってほしいというお話がございました。

それと、産業振興課の関係では、25年産の需給調整に係る米の取り組み状況、それと26年産米の生産目標数量とか生産目標数量推進助成金というようなことで調査を行いました。26年の生産目標数量は3,014.72トンということで、前年より20.69トン、率にして0.6%の減ということで、また目標数量が下がっていくということで、あと国においては農業の大改革ということで、町においても今後産業振興課や農業委員会の中では業務がふえていくのではないのかというような質問もございましたが、いずれにしても国の農業政策が不透明な中では、なかなか今の段階では、これがこういう方針でというような説明もなかったわけではありますが、現状の水田と転作だけでは、今後はやっていくのはかなり難しいのではないのか。通年での経営をそれぞれ考えていく必要があるのではないのかといったような議論もございました。

あと、商工会のほうでは、懇談ということでしたがし、今の商工会のほうで力を入れているエコタウンの取り組みとか、あじさい商品券の発行状況とか、あと農商工連携などの事業について説明があり、懇談をしたところでございます。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さんでござい

ました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇)

社会文教常任委員長（皆川忠志君） 改めましておはようございます。それでは、引き続きまして社会文教常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

調査は、平成26年の2月13日木曜日でございますが、午後1時30分より行いました。今回は、保健福祉課と、それから教育委員会所管の業務について調査を行いました。その概略についてご報告いたします。

まず、保健福祉課所管の関係では、高齢者の状況、そして施設入所の状況報告ということで説明がありました。平成25年の12月末現在ということで、65歳以上の方3,647名ということで、これは住所地特例者という、これは施設に入る前に、田上町以外の方が住所を持っておられる方がいるわけですが、この方を含んで3,647名という報告がございました。

それから、施設入所の状況でございますけれども、介護保険の3大ホームと言われております特別養護老人ホーム、ここは60名、それから老人保健施設は59名、それから療養型医療施設というところでは16名の方が入居していますというような説明がございました。

それから、特別養護老人ホームの申し込み状況でございますが、総数として129名、特に重い要介護4、5級の方が57名いるということで説明がありました。これは、町民の皆さんにとっては非常に重い課題であるし、私たちにとっても重い課題であるということをご認識したところであります。

あじさいの里の関係で質疑ございまして、今入所人員50名なのですが、田上町在住の方は35名、それから先ほど申し上げました住所地特例者の方が15名ということで説明がありました。

また、増床計画でございますけれども、今年度25年度に土地を取得しまして、平成27年度に増築部分で40床、それから現在ショートステイ用に使われている部分があるわけですが、ここで10床ということで、合計50床増えるというような説明がございました。

それから、その次に障害者の福祉計画の進捗状況について聞いたのですが、なかなか数値化というか、説明が難しいということで、現在の手帳をお持ちの方、あるいは施設入所をされている方の説明をされました。

まず、身体障害者手帳を持っている方は総数として506名、それから先ほどとは逆

に今度は重いほうは1級になるわけですがけれども、こちらのほうは143名ということで説明を受けました。

それから、精神障害者手帳をお持ちの方は51名と。うち1級は、一番重いのは16名という説明がございました。

それから、障害者の施設の入居者数ですが、18名ということで、これは現在のところは大丈夫なのだろうなということで質疑がございまして、5年先、10年先の将来的には心配だという話ございましたけれども、今のところは大丈夫ですというような説明がございました。

それから、社会福祉法人とNPO法人との業務範囲、それから規制について、私自身も知りたかったのですが、いろいろ設立要件等の違いはありますけれども、社会福祉協議会とか、町がやっている第一種社会福祉事業、これは実施はNPO法人はできませんと。ただ、第二種でもそのほかの二種でも制限される可能性もありますというような説明がございました。

いずれにしても今後、株式会社とか、そういう参入を考えたときに、もっと規制改革を進める必要があるなと。これは、国においても規制改革を検討されているというふうに聞いていますけれども、早く進めるようにしてもらいたいというふうに思っております。

それから、2番目に教育委員会の所管でございしますが、まず12か年教育ということで、これの検証をお願いしました。プロジェクターを使っていろいろ説明をいただきました。評価という部分では、聞く考えを持つとか、そういう4つの行動に分類して自己評価をしたというような報告というか、結果といいますか、そういう説明がございまして、小学校1年生の評価が高いという説明ございました。4年生、5年生になると若干また下がるわけですがけれども、小学校1年生が高いということは、幼稚園から小学校に入る場合の接続期のカリキュラムといいますか、そこがうまくいっているのかなというような説明がございました。ただ、課題としては、考えを持って伝えるというところは今後課題として残りますというお話がございました。

それから、12か年教育をもう少しPRしてもいいのではないかというような質疑がございまして、三条市のシンポジウムとか、そういうところにも出てPRしていると。

それから、そのほかの市町村からも問い合わせが来ているというような説明がございました。

その後、幼稚園の園長さんとか小学校・中学校の校長さん、おいでいただいて、懇談会という形で開催させていただきました。特にその中身は、幼稚園の中ではアレルギーの問題とか、あるいはゼロ歳から1歳児の申し込み状況、あるいは産休とか育休との関係で保育士が非常に不足しているという課題を話をされました。それから、資質の向上も急務であるというような課題を言われました。

これについては、私たちも非常に議論になったところですが、今後十分委員会としても検討する必要があるなというふうに強く感じたところであります。

また、小学校では授業中に授業放棄というような、教師に従えないような児童がいるような状況があるというような議論がございまして、これは県の義務教育課とも連携して、先生を増やしていただいているという取り組みをやっているというような、非常に細部にわたって教育主事のほうからも話を伺いました。この委員会、開催したのは2月なのですが、もう3月に入っていますけれども、私も好転しているというふうにはまだ確認しておりませんので、いろんな話が入ってまいります。今後とも、これは委員会としてもやっていかなければいけない課題かなというふうに思っています。

それから、中学校では二極化が進んでいるということで、まだ不登校の方が多いというような報告がございました。

いずれにしても12か年教育ということで、田上町としては抱えているわけですが、もう少し絵とといいますか、それだけではなくて、実のあるものにするには、もっと掘り下げた対応あるいは対策、これは本当に必要ではないかなというふうに感じたところであります。

雑駁でございませぬけれども、以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。皆川委員長、ご苦労さまでございました。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、各一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生組合議会の報告を求めます。

（6番 皆川忠志君登壇）

6番（皆川忠志君） 済みません。また引き続き報告させていただきます。加茂市・田上町の消防衛生組合議会の報告をします。

12月定例会ということで、12月25日に開催されました。当議会からは、池井議員、それから川崎議員、今井議員、そして私の4名が出席しました。

議案等につきましては、皆様のお手元に既に配付されているとおりでございます。平成24年度一般会計決算の認定でございます。いつも言うのですが、いつもながらの年末に迫っての議会でございます。その概要についてご報告いたします。

収入は、予算現額で13億432万7,000円、収入済額は9億6,046万9,706円ということで、差額は3億4,385万7,294円というふうになっております。これは、消防救急無線デジタル化整備事業費が平成25年度に繰り越されておりました。国庫支出金及び組合債の収入がなかったということによるものでございます。

一方、支出は予算現額13億432万7,000円、それから支出済額は9億3,009万2,510円と、差し引き3億7,423万4,490円というふうになっております。この内訳、先ほど歳入の面で説明したとおりでございます。

なお、消防救急無線デジタル化整備につきましては、もう既にほぼでき上がっているということで、あと免許の取得の関係で少し作業が残っているというふうに聞いております。

歳入歳出差し引き残額は3,037万7,196円というふうになっておりました。これは実質の黒字決算というふうになっております。

審議の結果は、原案どおり認定でございます。

主な議論、質問をご紹介しますと、まず1つは、消防署等の老朽化に対する考え方、それから耐震化についての質問がございました。

それから、それに対しては、耐震化診断については今後検討するというような答弁がございました。

また、清掃センターの焼却炉の関係では、もう今まで何回も議論が交わされているのですが、まだ管理者のほうからは老朽化はないと。修繕料は例年どおりやっていくというような答弁がありました。

簡単でございますけれども、以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。皆川議員、ご苦労さんでございました。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） では、報告いたします。お手元に配付の資料の13ページになります。

平成26年2月17日午後4時から、三条市全員協議会室で平成26年三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の第1回定例会が開催されまして、当町からは佐藤町長と私、2名が出席しております。

今回の議題は、4号ありました。13ページに書いてある議題のとおりですが、1枚へぐりまして、14ページの第1は、監査委員の選任であります。3月31日で任期満了となる現在の小野清一郎氏、引き続き監査委員ということで議会で同意がされました。

それから、次の第2号議案の予算ですが、16ページ、17ページに書いてあるとおり、歳入歳出それぞれ2億1,191万4,000円と予算が議決されました。

次に、18ページの第3号議案ですが、施設組合の中の再任用に関する条例ということで、現在の60歳定年から5年間の範囲で再任用をされるということで、65歳まで雇用されるという条例制定が認定されました。

次に、19ページの第4号議案ですが、新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について、これは次の20ページ開いていただいて、燕市と五泉市、この2市が事務組合の中に加入されるということで、これも議決されました。

以上、この4点が今回第1回定例会の中で議案とされまして、特に質疑とかはありませぬ、すんなりというか、完了いたしましたので、報告いたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） おはようございます。私のほうから、中越福祉事務組合のご報告をさせていただきます。お手元に配付しております21ページからのものがございます。

中越福祉事務組合第1回定例会、期日は平成26年2月25日に行われました。場所は、見附市まごころ学園でありました。当町からは、佐藤町長と私の2人が参加いたしました。

管理者より3議案の提出がありまして、1号議案、これ専決処分でございまして、新潟県市町村総合事務組合規約変更によるものでございました。その中に燕市、五泉市を加えるものでございます。結果は、認定でございました。

次に、2号議案、補正予算についてでございますが、補正予算4,295万4,000円を追加するものでございます。

主な内容といたしまして、説明によると、ガソリンの使用料が増えたこと。それから、退職金手当や施設設備積立金等でございます。

次に、第3号は平成26年度の中越福祉事務組合予算についてでございます。予算

の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,324万1,000円として提出がありまして、各市町村分担金及び使用料、県委託金が主な歳入でございます。いずれもこの2件は原案可決いたしました。

続いて、私のほうから、特に質問等はありませんでしたので、見附市のまごころ学園寮の利用者数をちょっとお話しさせていただきます。

一番地元の見附市では、利用者数が25名、三条市が22名、加茂市が5名、長岡市が19名、田上町は4名でございます。合計75名の方が利用しております。

田上町の負担金は533万3,000円で、去年より6万1,000円ほど安くなったところでございます。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前9時50分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

議長（渡邊正策君） 日程第4、諮問第1号から日程第6、諮問第3号までの3案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案件は人事案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することと決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました3諮問につきまして、その概要を説明申し上げます。

なお、この3諮問はいずれも人権擁護委員の推薦でありまして、現在は金森恵子氏、吉澤恵智子氏、そして長沼公氏の3人の方をお願いしており、平成26年6月30日付けで任期が満了することになることから、引き続きお願いを申し上げましたが、長沼氏より辞退の申し出がありました。後任を引き受けていただく方がおられましたので、このたび議会の意見を求めるものであり、任期につきましては平成26年7月1日から平成29年6月30日までの3年間となります。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきましては、現在その任に当たっております田上町大字川船河甲1524番地7、金森恵子氏を引き続き選任したいので、提案いたすものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につきましては、現在その任に当たっております田上町大字田上丙1790番地、吉澤恵智子氏を引き続き推薦したいので、提案いたすものであります。

最後に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につきましては、現在その任に当たっております長沼公氏の後任として田上町大字田上丁2125番地、乾彰氏を推薦したいので、提案いたすものであります。

なお、この人権擁護委員につきましては、当議会の意見をお聞きした上で推薦し、地方法務局を通じて法務大臣が委嘱することになっております。

また、3名の方のそれぞれの略歴につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上、3諮問につきまして一括ご説明申し上げましたが、それぞれご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（椿 一春君） よろしく申し上げます。

金森恵子さんについてなのですが、結構町の委員が多岐にわたっており、今の人権擁護委員は平成20年で、その後、清水沢の第2区の区長の職についております。やはり区長の立場ですとか人権擁護委員の立場とかで、これ重任しても大丈夫だという考えで推薦されたと思うのですけれども、推薦、その辺の複数の委員の重任と

いうのですか、そういったことに関して何か議論があったらお聞かせ願いたいのですが。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの椿議員のご質問にお答えしますが、金森恵子氏の今任に当たっている清水沢の区長、あるいは今回の人権擁護については、特に別段問題ないと思っておりますし、正直申し上げますと、区長の皆様、大変お忙しいのでありますが、人権擁護委員というのは、相談事あればそれなりに大変でございますが、このところお聞きするところ、そう多く相談事があるというふうには聞いておりません。しかし、委員会等で、人権擁護委員会、三条にあります、そこでは研修などは定期的に行われているということで、特に区長職には影響しないと、こういうことでございます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） ほかにございますか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、諮問第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより諮問第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり適任とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案どおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより諮問第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり適任とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案どおり適任とすることに決しました。

最後に、諮問第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより諮問第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおり適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案どおり適任とすることに決しました。

-
- 日程第 7 議案第20号 平成26年度田上町一般会計予算議定について
日程第 8 議案第21号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
日程第 9 議案第22号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
日程第10 議案第23号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
日程第11 議案第24号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
日程第12 議案第25号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
日程第13 議案第26号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
日程第14 議案第27号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長 (渡邊正策君) 日程第7、議案第20号から日程第14、議案第27号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました平成26年度の各会計予算案のご審議をお願いするに当たり、私の新年度の町政運営に臨む考え方の一端を申し述べさせていただきます。

まず初めに、昨年を顧みますと、早い時期に降雪がありましたが、それほどの大雪にもならず、また大雨の被害もなく、自然災害の少ない平穏な一年でありました。

このような一年でありましたので、当初予定をしておりました事業は計画どおりに推進することができ、年度末には全てが大体完了する予定と、こういうふうになっております。特に長年の懸案事項でありました羽生田浄水場が完成したことは、大沢水系の硬水問題など、地域の皆様のこれまでの不安の改善と、あわせて災害時にも活用できる体制を整えることができました。

また、これも長年の懸案事項でありました坂田・湯川3号線、五明寺トンネル改修工事も国の平成24年度の大型補正予算を活用し、年度末には完了する予定となっております。今までトンネルの一部で劣化が進みまして心配されておりましたが、これからは安全なトンネルとして生まれ変わることとなります。

また、これまでに継続して推進してまいりました水害対策の山田川上流部の改修

事業は、本年6月末には完了の予定となっております。その後、引き続き道路改良工事を行う予定であります。

その他、国の施策によります公共事業の経済対策のための臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金を活用いたしまして、多様なニーズに応えるための幼稚園の増築工事や小・中学校のトイレの洋式化など取り組んだほか、町道の道路改良工事の補助金、交付金を有効に活用いたしまして、社会資本整備を進めてきたところであります。

また、ソフト事業では、「田上の子どもは田上で育てる」としました田上町の12か年教育をより推進するため、新潟薬科大学、新潟経営大学、そして新潟中央短期大学との連携協定の締結、少子化対策とともに、子育て支援の充実を図る観点から、不妊治療費の助成や妊産婦医療費の助成、子ども医療費助成の対象範囲の拡大、地域の安全・安心を守るための地区自主防災組織の育成支援、また都市計画用途見直し、本田上工業団地への企業誘致、また自治体としては画期的な取り組みと言われましたテレビコマーシャルを使つての観光情報の発信など、第5次総合計画の重点プロジェクト事業を推進してきたところであります。

第5次総合計画も25年度で2年目となりました。この総合計画の実施計画に当たるまちづくり財政計画と整合性を図りながら、着実に計画的に町づくりを進めてまいりました。

さて、国政では自民党・公明党の連立政権が誕生してから、はや1年が経過いたしました。この政権におきましては、発足早々に日本経済再生に向けた緊急経済対策が実施され、当町おきましても先ほど申し上げましたとおり、大規模な社会資本整備が進められたところであり、また国の社会経済状況においては、安倍政権の経済政策、アベノミクスの効果で景気回復への期待感の高まりや、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催決定など、明るい展望が開けつつあります。しかしながら、地域経済や町政への波及効果は現段階では不透明であり、加えて社会保障制度や消費税増税につきまして国の方向が示されたことから、今後の町民生活や町政運営に及ぼす影響を的確に把握しながら、適切な対応をしていかなければならないと考えておるところであります。

そのような情勢の中で国の平成26年度地方財政対策といたしましては、社会保障の充実分などを含めまして、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされ

たところであります。

そこで、さまざまな国政状況を考慮しながら作成した田上町まちづくり財政計画を基本といたしまして、各会計の大綱につきましてご説明申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思います。

まず、町の財政状況であります。田上町まちづくり財政計画、あるいはその時々でご説明申し上げておりますように、町民の皆様の多大なご理解とご協力によりまして財政健全化も成果が得られ、ここ数年、ある程度安定しております。

しかしながら、当町の財政は国の施策に左右されやすいなどのことから、慎重に、堅実に歩みを進めることも必要であり、予算編成の基本方針は町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとして位置づけている事業については優先的・積極的に実施するとともに、長期的視点に立った的確・円滑な行財政運営を基本としながら、「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現が可能となる予算づくりといたしました。

平成26年度からは、特にソフト事業に重点を置き、町民各位から町の発展と満足度を実感していただける取り組みに力を入れていきたいと考えております。

それでは、平成26年度において取り組む重点施策及び各会計予算の大綱につきまして順次申し上げます。

初めに、一般会計の予算額につきましては、その規模を44億円といたしました。この予算は、平成25年度当初予算と比較しまして3億8,000万円、率にして7.9%の減額予算となっております。その主な要因といたしましては、五明寺トンネルの改修工事や県の委託事業であります湯川地内の遺跡本発掘調査の終了によるものであります。

続きまして、平成26年度予算の特徴及び新規に取り組む事業として少子化対策元年と位置づけ、総務課に少子化対策推進室を設置し、現在各課において実施している少子化対策関連事業を横断的かつ効率的に推進してまいります。少子化対策及び定住促進対策を含む人口減少対策における施策の企画立案推進、それからニーズの把握など、情報収集のほかに、町外に向けた積極的なPRを行ってまいりたいと考えております。

まず、定住促進のために新婚世帯または子育て世帯で町内に居住するため住宅を取得した方を対象に、金融機関から借り入れた住宅取得資金に対し利子補給制度を創設いたします。

保健福祉関係では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みな

れた地域で暮らし続けることができる社会の実現のために認知症支援対策への取り組み、各種の健康づくりや介護保険等に係る各会計の見直しを行ってまいります。

商工関係では、平成27年1月より湯っ多里館を指定管理者制度に移行いたします。これらの移行に伴う新しい運営体制のもと、独自の発想と柔軟な対応により潜在している町の魅力を最大限に引き出して、田上町を訪れる交流人口が増えることを期待しております。

社会資本関係では、平成24年度に議会より調査・検討いただいた清水沢川、茗ヶ谷川、中江川の河川の水害対策として流出抑制対策につきまして、清水沢川から順次整備を進めてまいります。

また、ソフト事業では、町民の生活環境の向上と町内経済の活性化を図るため、町内の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を実施した場合、経費の一部を補助する住宅リフォーム事業補助金を創設いたします。

防災関係では、近年の異常気象に鑑みて、当町においては初めてとなる集中豪雨を想定しました全町規模の防災訓練を平成26年10月19日に実施し、防災関係機関相互の緊密な連携体制を構築し、あわせて町民の防災に対する意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいります。

教育関係では、子ども・子育て支援法に基づき国の指針に即して、5カ年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に必要なため、田上町子ども・子育て会議の意見を踏まえながら、事業計画の策定を進めてまいります。

小学校におきましては、子供たちの放課後学習を行う機会を提供し、学力の向上を図るため、近隣大学との連携を活用したたけの子塾を実施してまいります。

また、引き続き取り組んでいく事業といたしましては、少子化対策関係では子育て支援の充実を図る観点から、特定不妊治療費の助成や妊産婦医療費の助成を実施してまいります。これらにつきましては、平成25年度におきましてそれなりの効果が上がっております。

商工関係では、町内の商工業の活性化と振興を図り、地元の小売店等での買い物をより効果的に定着させるため、プレミアムつき商品券の発行に対しまして補助してまいります。

社会資本関係では、国土調査事業や都市計画用途地域の見直し業務を継続してまいります。

教育関係では、核家族化と女性の社会進出を背景に、非常に需要が高まっている

未満児保育を充実させるとともに、小学校・中学校の空調対策や防火対策などの学校環境整備に努めてまいります。

次に、歳入の主な内容につきましては、国において地方交付税の総額予算を16兆8,855億円として、対前年度比1.0%の減としております。また、臨時財政対策債の市町村分は9.9%減となりました。

町におきましては、総予算額の25.5%に当たります町税を11億1,985万3,000円と見込み、平成25年度と比較して1,645万7,000円、率にして1.5%の増額といたしました。ここ数年、経済活動の低迷が続いておりましたが、国の経済対策の効果もあり、町民税におきましては個人・法人ともに増額となっておりますが、町たばこ税におきましては、健康志向の高まりにより売り上げ本数の減少が見込まれることから減額といたしました。

徴収率につきましては、県及び市町村職員の徴収技術の向上を図ることを目的として設置されました新潟県地方税徴収機構へ職員を派遣してから、年々向上してきており、引き続き職員を派遣し、税負担の公平性を図るため、徴収率向上を目指してまいります。

次に、歳出における各費目の主要事業につきまして説明をいたします。総務関連事業では、少子化・定住対策費を新設し、新婚世帯家賃支援事業補助など、予算の組み替えを行い、少子化対策推進室で取り組むほか、新たに昨今の未婚化・晩婚化の対策として町主催によるセミナーなどを開催し、出会いの場をサポートしてまいります。

住民基本台帳関係では、国の仕様に基づきまして標準更改期間が定められております住民基本台帳ネットワークシステムの関係機器を更改いたします。

税務関係では、平成27年度の固定資産評価替えに向けた標準地鑑定評価などを実施してまいります。

選挙関係では、町長選挙が6月に、農業委員会委員選挙が7月にそれぞれ執行される予定であり、その関連経費を計上いたしました。

福祉・健康づくり関連事業では、健やかに長生きできる健康寿命の延伸とともに、高齢者や障害者の誰もが住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域社会全体で支える基盤づくりに努めております。

平成25年度におきましては、地域医療の最重要課題であり、懸案の救命救急センターが併設される県央基幹病院の基本構想、県立加茂病院整備基本計画がまとまりましたので、計画どおりの整備を期待しております。平成26年4月からは、県央医

師会応急診療所とともに、2次救急医療病院群輪番制の土曜日の拡充により、地域医療体制の充実を図ってまいります。

さらに、認知症サポーターの養成など、認知症支援の推進と、老人福祉センターや老人憩いの家心起園の改修、あるいは老人クラブ活動の促進を図り、介護予防、認知症予防教室など、保健事業を実施することでさまざまな参加の場づくりにも努めてまいります。

あわせて、障害者グループホームの設置に向けた研究を継続するほか、町の健康増進計画や食育推進計画などを平成27年度に向けて見直しをいたします。

そのほか単年度事業であります。新潟・新津・三条地域人権啓発活動ネットワーク協議会より当町が推薦され、県からの委託を受けて人権問題に関する啓発や講演会を開催いたします。

なお、消費税の引き上げに際し、低所得者への配慮として暫定的・臨時的措置がありますが、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）で1人につき1万円を給付いたします。また、臨時福祉給付金との併給調整がありますが、子育て世帯についても消費税引き上げの影響緩和、あるいは消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金として児童手当の受給者、児童1人につき1万円を給付することといたします。

労働関連事業では、田上駅、羽生田駅周辺環境美化に努めるとともに、貸し付けを円滑に行うため、労働金庫への預託を行ってまいります。また、交通確保の対策につきましては、乗車率は低い状況ではありますが、現状の路線バスを維持し、引き続き補助をしてまいります。

農林水産関係事業では、国営阿賀野川用水土地改良事業及び国営新津郷土地改良事業で造成された施設が竣工後30年以上経過いたしまして、老朽化による維持費が増嵩しており、また営農形態の変化なども重なり、用水不足が生じております。そのようなことから、国営事業を活用し、施設の長寿命化及び農業水利施設の整備事業を実施することとなりましたので、それら関係経費につきまして負担してまいります。

また、平成19年度より実施しております農地・水保全管理支払交付金につきましては、平成26年度より始まる多面的機能支払制度の中に組み替えられ、資源向上支払交付金に変更となります。この取り組みでは水路、それから農道等の軽微な補修による地域資源の質的向上を図るために支援し、加えて新たに農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充といった地域資源の基礎的保全活動を支援する農地

維持支払交付金が創設されますので、それぞれ支援してまいります。

そのほか、経営所得安定対策、農地の利用集積、担い手の育成、新規就農者の育成、地産・地消の推進、農商工連携、林業関連等の事業推進を行い、農林業の振興を図ってまいります。

次に、商工・観光関連事業では、平成25年度より保証料の補給を行っている新潟県小口零細企業保証制度資金の保証料補給につきましても利便性を図るため、加茂市内の金融機関でも取り扱えるようにしたいと考えております。また、不況対策等緊急特別資金をはじめとした制度資金の貸付事業や、保証料助成を継続いたしまして、商工業の育成・支援を行ってまいります。

本田上工業団地は、ようやく全ての造成が終了いたしました。進出企業は今のところ2社ですが、これからは403号バイパスの全線開通までの完売を目指しまして、議会の協力も得ながら、販売の促進と企業誘致に努めてまいります。

町の観光施設では、椿寿荘、総合公園Y O U・遊ランドは既に指定管理者制度を導入しておりますが、湯っ多里館につきましても指定管理者制度導入に向けた改修工事など、準備を進めてまいります。

また、平成25年度に引き続きまして、プレミアムつき商品券の発行を行うことで、町内消費の喚起を促す支援を実施してまいります。

そのほか、J R東日本、新潟県、県内各市町村でデスティネーションキャンペーン本番に向けた取り組みを行いまして、新潟の歴史あるいは文化、芸能、四季の自然、食などをテーマとして、町におきましても多くの観光客誘致に努めてまいります。

土木関連事業では、道路関係につきましても、町の道路交通体系の根幹となる国道403号バイパスの整備において、広域的な道路ネットワークを形成し、地域間の経済・文化の活発な交流を支え、活力ある町づくりを推進する重要な役割を果たすものであり、救急医療における患者の搬送体制において命の大動脈として必要不可欠なものと位置づけております。早期整備促進のため要望活動等の成果としまして道路築造工事など、着々と進んでおりまして、平成26年5月末には町道本田上・横場線（本田上農免）から才歩川を越えて、県道新潟・五泉・間瀬線まで供用予定となっております。今後は、県道新潟・五泉・間瀬線からJ R田上駅裏の町道中店・後藤1号線までの早期供用開始に向けての要望や、新潟市への働きかけも引き続き強化してまいりたいと考えております。また、県道新潟・五泉・間瀬線の改良整備促進につきましても引き続き早期整備促進に向けて要望活動を強化してまいります。

水害対策関連事業及び河川整備における一級河川山田川改修につきましては、山田地内の最終工事区間が平成26年6月末には全区間の改修が完了する予定となっております。また、加茂川での堤防かさ上げ工事について、千代橋下流の右岸堤防において引き続きかさ上げ工事が行われる予定のほか、五社川改修工事についても再開する予定と聞いております。

町単独事業につきましては、従来から各地区の要望になかなかお応えできない状況ではありますが、町民生活に支障を来すと思われる生活関連道路の整備や維持補修、中小河川の浚渫や改良及び排水路の整備や維持補修、継続中の工事等を中心に緊急度や効果等を考えまして事業を実施してまいります。

流出抑制対策を清水沢川から実施するほか、平場の田んぼにおいて土地改良区と連携いたしまして、流出抑制対策の田んぼダムを実施してまいります。

ソフト面においては、平成25年度に引き続きまして防災対策として調査の完了した湯川・中店・山田・上野・川ノ下地区の土砂災害ハザードマップ作成、住環境の整備促進に関連した国土調査事業、都市計画関連事業の各施策を引き続き実施するほか、新たに町内経済活性化を図るため、住宅リフォーム事業補助金を創設いたします。

消防・防災関連事業では、平成26年7月に小千谷市で開催される県消防大会ポンプ操法競技に県央支会を代表して第2分団が出場いたします。その関連経費を計上しているほか、消防活動の機動性及び消防力の向上を図る観点から、引き続き老朽化している消防団積載車及び消防ポンプを年次計画により更新をしてまいります。

また、田上町自主防災組織連絡協議会における研修会や情報交換等の活動を充実させ、既存の自主防災組織の育成を図ってまいります。

なお、自主防災については町内18地区となり、地域における防災力は向上しておりますが、未組織地区における自主防災組織の結成に向けまして、積極的な支援を継続してまいります。

教育関連事業では、町で掲げる田上の12か年教育の理念である「田上の子どもは田上で育てる」を効果的に推進するため、子育て支援体制の充実と、園児・児童の教育環境を整備し、「教育のまち田上」を推進してまいります。

竹の友幼稚園では、園児の遊びや集団生活を通して自律心を養い、好奇心と遊ぶ意欲を育てる教育を実践しながら、ゼロ歳から2歳までの園児には保育を中心として、3歳から5歳の園児には幼児教育における基本的な生活習慣を身につけさせ、幼・小のアプローチプログラム、スタートカリキュラムの実践を通して小学校へのス

ムーズな移行を目指してまいります。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て会議において新たな制度による子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、支援給付の認定制度の新設などを行ってまいります。

学校教育につきましては、田上の12か年教育を構築するため、幼・小・中学校の縦の連携と、家庭、地域との横の連携のもと、工夫改善を図りつつ、「志を持って意欲的に学び・自律と思いやりのある心をもつ・たくましい子ども」、そして「確かな学力」を持った子供の育成、地域に信頼される開かれた学校づくりを目指してまいります。

小・中学校では、小学校で実施してきました算数や外国語活動と、中学校で取り組む数学や英語・理科を中心に、田上町教育研究協議会や近隣大学等の協力を得ながら、教育活動の評価や改善を通して教育課程、接続プランを具体化するとともに、家庭・地域団体等の連携のもと、道徳教育、キャリア教育、地域活動を推進してまいります。

また、小学校高学年を対象に児童の学習意欲を喚起させ自律的・自主的な学習習慣を育てるため、たけの子塾を開き、放課後の学習指導を実施してまいります。

教育環境整備につきましては、教育効果と事務の効率化を図るため、人的指導体制の継続と教材備品類を整備するとともに、安全で快適な施設を管理するため、保守点検を徹底するとともに、各学校教室の網戸とカーテンの設置を行い、教育環境の充実を図ってまいります。

生涯学習関係では、既存施設である公民館や体育館など、活動拠点施設の整備を図り、町民ニーズの把握と生涯学習推進計画に基づきまして事業を推進し、満足度の高い明るく・豊かな人づくり・地域づくりを目指します。

社会教育では、社会教育団体の育成支援と情報発信を通じ、近隣大学との連携を図りながら各種教室・講座や青少年活動事業を開始していきます。

体育スポーツ関係については、佐藤杯駅伝競走大会をはじめとした各種スポーツ大会を開催するとともに、田上スポーツクラブ、体育協会など、育成支援し、連携を保ちながら、スポーツ人口の拡大と健康づくりを推進してまいります。

また、健康をキーワードとして仮称健康づくりプロジェクトを立ち上げ、医療費や介護費用の削減につなげる予防プログラムなどの取り組みを実施してまいります。

芸能文化活動につきましては、文化団体との連携によりまして文化祭などを開催し、発表や鑑賞の場を提供いたしまして、芸術文化に対する関心を高めてまいりま

す。

また、文化財管理では平成25年度、湯川地内の国道403号バイパス予定地内で実施いたしました行屋崎遺跡の発掘を終えまして、その整理と報告をまとめるため、新潟県の委託事業として実施をしております。

仮称生涯学習センターの建設計画につきましては、東日本大震災の復興作業により人や機材の不足、あるいは鉄骨関連資材などの高騰が懸念され、予算規模の見直しや建設年度の再検討が必要であることから、職員による、仮称であります。基本方針検討委員会を立ち上げまして、各種補助金など、財源の活用を念頭に、従来のイメージにとらわれない町づくり事業として活用できる施設を国道403号バイパスの全線開通を見越して、交流人口が図れる拠点施設として位置づけ、既存施設の利活用を含めまして、調査・研究を行っております。

平成22年度より行っております仮称生涯学習センター建設基金積立も引き続き実施をしております。

次に、特別会計について説明をいたします。

最初に、下水道事業特別会計につきましては、予算総額 3 億9,930万円とし、平成25年度当初予算額に比較しまして3,530万円、率にして8.1%の減額といたしました。

主な事業としては、長寿命化計画に沿った処理場施設の計画的な更新及び中央公共下水道事業再開に向けた取り組みを実施をしております。

維持管理につきましても修繕を適切に行いながら、施設の維持管理に努めるとともに、地域環境の改善や河川などの水質保全を行っております。

次に、集落排水事業特別会計につきましては、予算総額を7,760万円とし、平成25年度当初予算に比較して180万円、率にして2.4%の増額といたしました。

集落排水事業につきましては、整備も終わり、維持管理が主要な事業であります。処理場の適切な維持管理を行い、農家世帯の多い地域での排水路の水質保全と、生活環境の改善に努めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、予算総額を13億4,500万円とし、平成25年度当初予算額に比較しまして2,300万円、率にして1.7%の増額予算といたしました。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金が主な内容であります。

なお、国民健康保険税の税率につきましては、国民健康保険給付準備基金残高を考慮に入れまして、据え置きとしております。

歳出では、保険給付費につきましては、過去の実績に伴いまして増額といたしましたが、後期高齢者支援金、あるいは介護納付金、共同事業拠出金につきましては減額といたしました。

保健事業費においては、40歳から74歳の方を対象として実施しております特定健康診査により、病気を早期に発見し、その結果に基づく適切な健康づくりを支援する特定保健指導の充実を図り、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を一人ひとりが身につけることで、生活習慣病の予防が可能で、医療費削減にも通じるものと考えておりますし、引き続きジェネリック医薬品差額通知事業、人間ドック補助など、今後も積極的に取り組んでまいります。

後期高齢者医療特別会計におきましては、予算総額を1億740万円としまして、平成25年度当初予算に比較しまして260万円、率にして2.4%の減額予算といたしました。

後期高齢者医療制度では、新潟県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行い、町におきましては保険料の徴収、あるいは申請及び届け出の受け付けや人間ドックの補助事業などに取り組んでおりますし、新規事業といたしましてはジェネリック医薬品差額通知事業に取り組むこととしております。引き続き広域連合と連携を図りながら、制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、予算総額を3,930万円とし、平成25年度当初予算に比較しまして10万円、率にして0.3%の減額予算といたしました。

訪問看護事業につきましては、終末医療を含めた在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に今後も努めてまいります。

次に、介護保険特別会計につきましては、予算総額を11億9,100万円とし、平成25年度当初予算に比較しまして1,700万円、率にして1.4%の増額予算といたしました。

これから具体的な議論が始まる平成27年の介護保険制度改正の行方にも十分注視するとともに、特別養護老人ホームあじさいの里においては平成27年度に増床を予定していることから、これらのことも踏まえまして、保険給付の円滑な実施のため、各年度における介護サービス量を見込むとともに、保険料の設定等を含め、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画を策定をいたします。

超高齢化社会の到来を迎えまして、今後とも介護費用の増大が見込まれることから、適正な介護給付とあわせて、できる限り要介護状態とならないように予防に取り組んでまいります。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出の水道事業費用の予定額を2

億6,975万5,000円、資本的支出の予定額を7,785万9,000円といたしました。

水道事業につきましては、懸案事業でありました羽生田浄水場が完成したことによりまして、水道事業の主要拠点として位置づけ、給水区域のバランスと、緊急時にも対応できる管路網の整備を進め、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、いささか私の所信を申し述べるとともに、各会計の平成26年度の当初予算の大綱と施策の方針を申し上げます。

よろしくご審議の上、各会計予算についてご賛同・ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8案件につきましては、平成26年度当初予算であり、いずれも重要な案件であります。

よって、十分な精査が必要と思われまますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8案件につきましては、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査をこれに付託することに決しました。

この際、しばらく休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に池井豊議員、副委員長に椿一春議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

日程第15 承認第1号 専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告
について

議長（渡邊正策君） 日程第15、承認第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました承認第1号 専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告につきましてその概要をご説明申し上げます。

新たに燕市及び五泉市から公平委員会に関する事務について、単独処理事務と比較して処理実績があり、委員構成及び事務局体制が充実しており、共同処理事務に加入することによって処理事務の専門性が高まり、公平性が確保されるとの理由で加入の申し出があったことから、規約を変更するものであり、国への許可事務の関係上、特に緊急を要するため1月27日付けでやむなく専決処分をいたしたものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

これより承認第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

-
- 日程第16 議案第3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第4号 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長(渡邊正策君) 日程第16、議案第3号から日程第21、議案第8号までの6案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました6議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、職員の分限に関して職務遂行中、または通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された場合について、特に必要があると認める場合に、失職しないこととする例外規定を設けるものであります。

次に、議案第4号 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、国の高齢者医療制度における負担軽減措置として70歳から74歳の患者負担を1割負担としてきたこれまでの特例措置が本年3月に終了いたしますが、これにより4月から本来の2割負担に戻ることとなります。

また、現在、65歳から69歳のひとり暮らし老人または寝たきり老人で、低所得者の方に対しては県単老人医療費助成事業、通称県老としまして、本来は3割である患者の自己負担を70歳以上の自己負担にあわせて、特例措置である現行の1割負担

となるよう差額を公費で負担してきました。しかしながら、4月からは70歳以上も2割負担となることから、この老人医療費助成制度も自己負担が2割となるよう制度の見直しを行うものであり、現在の受給者に対しては74歳まで自己負担を1割に据え置くための経過措置を実施することで負担割合の増加が生じないように改正するものであります。

次に、議案第5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正及び議案第6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、利用料金を増額するための一部改正であります。両施設におきましては、平成21年度から指定管理者制度を導入してサービスの向上と経費削減に努めてまいりました。しかしながら、慢性的な収入不足は解消されておりません。両施設の指定管理候補者からも、利用料金増額要望の提案を受けておりますが、人口減少社会を迎えまして、今後も飛躍的な利用者増が見込みにくい状況の中で、町の大切な財産としての品質と、魅力的な観光要素としてのサービスを維持していくためにも受益者負担の原則にのっとりまして、利用料金の見直しを行うものであります。

次に、議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正につきましては、地方青少年問題協議会法の会長及び委員の資格要件に係る規定の廃止を含む第3次一括法案が閣議決定されたことに伴いまして、田上町青少年問題協議会設置条例において会長及び委員の資格要件を定める必要を生じたため、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、消費税の一部が改正されることに伴う改正で、並びに道路法第39条の改正に伴う減免制度の削除に伴い、一部改正をお願いするものであります。

以上、6議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの6案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにして質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております6案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の

常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第 9号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について

日程第23 議案第10号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について

日程第24 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

議長（渡邊正策君） 日程第22、議案第9号から日程第24、議案第11号までの3案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました3議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定につきましては、平成25年10月1日から11月29日まで公募いたしましたところ、2団体から応募があり、それぞれ応募をされた団体から指定管理者としての施設運営について、提案内容を聞きながら審査した結果、有限会社クオリティサービスを指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会議決を得て、指定管理者として決定するものであります。

なお、指定期間は平成27年1月1日から32年3月31日まで5年3カ月でございます。

次に、議案第10号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について及び議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定についての2議案につきましては、平成21年度に指定管理者制度を導入し、各施設の管理運営を行ってまいりましたが、平成25年度をもちまして各施設の指定期間が終了することから、ごまどう湯っ多里館と同様に公募いたしましたところ、YOU・遊ランドにつきましては2団体から、椿寿荘につきましては1団体から応募があり、同様の審査を行った結果、YOU・遊ランドにつきましては環境をサポートする株式会社きらめきに、椿寿荘につきましては椿寿荘売店組合を指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会議決を得て、指定管理者として決定を行うものであります。

なお、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でござい

ます。

以上、3議案につきまして一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの3案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第25 | 議案第12号 | 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について |
| 日程第26 | 議案第13号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第27 | 議案第14号 | 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第28 | 議案第15号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第29 | 議案第16号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第30 | 議案第17号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第31 | 議案第18号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第32 | 議案第19号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について |

議長（渡邊正策君） 日程第25、議案第12号から日程第32、議案第19号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定につきましては、歳入歳出それぞれ7,665万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,869万7,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、年度末に至り、事業がほぼ確定したことによりまして、収入支出それぞれの増減整理をお願いするものであります。

まず、歳入では町税におきましては、町民税では個人所得が当初見込みよりも多かったこと。それから、法人税では税制改正による実効税率の引き下げの影響を見込みより受けなかったことによりまして増額。固定資産税におきましても企業の業績が好調なため、増資による償却資産の増加と徴収強化による収入額の増加により増額。たばこ税におきましては、旧3級品以外の売り上げ本数の減少によりまして減額。地方交付税におきましては、普通交付税において単位費用の引き上げなどにより増額。分担金及び負担金につきましては、各種検診で当初見込みより受診者が少なかったことにより減額。使用料及び手数料におきましては、し尿汲取手数料で実績に基づき減額。国庫支出金につきましては、利用者が当初見込みより少なかったことによる障害者自立支援給付費負担金などの減額。支給実績に伴う児童手当負担金や地籍調査事業補助金の減額。保育所広域入所の増加に伴い、保育所運営費負担金の増額。国の平成25年度補正予算の決定に伴う社会資本整備交付金の増額。県支出金におきましては、国庫負担金同様に、障害者自立支援給付費、児童手当、地籍調査事業補助金の減額。保育所運営負担金の増額。子ども・子育て支援新制度移行に伴うシステム構築に係る関係補助金の追加。寄附金におきましては、一般寄附金及びふるさと田上応援寄附金や、少子化対策への指定寄附金の受け入れ。繰入金におきましては、今年度の執行残が見込まれることから、財政調整基金及び減債基金繰り入れの減額や、平成24年度の精算による後期高齢者医療特別会計から受け入れ。諸収入におきましては、当初見込みより発掘作業量が少なかったことなどによる埋蔵文化財本発掘調査受託事業収入の減額。交付決定に伴う市町村振興協会市町村交付金の増額や、宝くじに関する市町村振興協会基金交付金の追加。町債におきましては、国の平成25年度補正予算に伴い、この事業に係る公共事業等債を追加するほか、それぞれの事業の確定に伴い、減額をお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、事業の確定による地域の元気臨時交付

金を活用した庁舎空調設備改修に係る工事費などの減額。民生費におきましては、利用実績に係る配食サービス業務委託料の減額。支給実績による紙おむつ支給事業費及び在宅寝たきり老人等介護手当の減額。介護保険特別会計繰出金におきましては、介護給付費の支給実績に伴う繰出金の減額。歳入でもご説明申し上げましたが、障害者自立支援事業において事業の実績による介護給付費の減額。児童手当においても支給実績に基づいて減額。保育所広域入所委託料など、幼稚園運営に係る関係経費の増減整理。衛生費におきましては、給付実績に伴う特定不妊治療費の増額のほか、各種検診及び予防接種などで当初見込みよりも受診者が少なかったことによりまして、関係経費の増減整理、合併処理浄化槽設置実績による補助金の減額。農林水産業費におきましては、農地面的集積促進事業補助金の増額。修繕料など減少による集落排水事業特別会計の繰出金の減額。当該年度の事業確定による地籍調査事業関係経費の減額。商工費におきましては、省エネの啓蒙を目的とした商工会が実施するエコタウン推進事業費の追加。土木費におきましては、国の補正予算の決定に伴いまして、社会資本整備総合交付金の内定をいただきましたので、本田上・横場線歩道整備や、橋梁長寿命化修繕工事などに係る工事関連経費の追加。山田川改修工事に伴う減額によりまして、下水道事業特別会計繰出金の減額。消防費におきましては、各事業の確定に伴う増減整理。教育費におきましては、埋蔵文化財本発掘調査委託料の減額のほか、各事業の確定によりまして増減整理。公債費におきましては、長期借り入れ利子においては平成20年度借り入れ時の金利を3.0%を見込んでおりましたが、実際には平均1.0%程度で借り入れができたため、減額補正をお願いするものであります。

なお、第2表、繰越明許費につきましては、国の平成25年度補正予算を受け、社会資本整備総合交付金事業の関係経費を計上いたしましたが、年度内での事業の完成が見込めないことが明らかでありますので、その予算を繰り越すものであります。

次に、議案第13号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,612万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億744万4,000円とするもので、その主な内容は、年度末に至りまして予定した事業はほぼ確定したことによりまして、歳入においては手数料、繰越金の増額及び国庫補助金、繰入金、諸収入、下水道事業債の減額をお願いするものであります。

また、歳出においては修繕料、手数料、委託料、それから工事請負費、公債費等の減額をお願いするものであり、その主な内容であります。国庫補助金事業にお

ける委託費の精算及び山田川改修工事に伴う工事費等の減額であります。

次に、議案第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ307万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,594万3,000円とするもので、その主な内容は、年度末に至り、予定した事業がほぼ確定したことにより、経費の整理をお願いするものであります。

次に、議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ4,932万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,824万6,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金におきましてはそれぞれ交付決定及び確定見込みによる増減整理をお願いするものであります。

歳出では、総務費におきましては、国保事業報告システムのバージョンアップに伴う委託料を増額しております。保険給付費におきましては、退職被保険者等療養給付費において今後の見込みが減額しておりますが、一般被保険者においては療養給付費、高額療養費に不足が見込まれることから、増額をしております。また、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、あるいは諸支出金におきましては、それぞれ額の確定及び事業の確定等により増減整理をお願いするものであります。

次に、議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ443万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億556万8,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では後期高齢者保険料、繰入金におきましてはそれぞれ額の確定、見込みにより整理をお願いするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金におきましては、それぞれ額の確定、見込みにより整理をお願いするものであります。

次に、議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,055万2,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では平成24年度から繰越金の受け入れとともに、訪問看護料と介護給付費においてそれぞれ見込みにより増減いたすものであります。

歳出では、休日対応が必要な訪問看護の利用者が多くなったため、職員の時間外勤務手当の追加とともに、臨時職員の雇い上げ賃金や訪問用の衛生用品などにおい

て不用額が見込まれることによりまして、その整理をお願いするものであります。

次に、議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ9,374万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億290万3,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では保険料や国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、それから繰入金などにおいてそれぞれ額の確定あるいは見込みにより増減いたすものであります。

歳出では、消費税の引き上げに関連し、介護報酬改定等に伴う電算システムの改修経費の追加、保険給付費におきましては、居宅介護や介護予防、それぞれのサービス計画において、利用者の増加により経費の不足が見込まれることから、サービス計画給付の追加によりまして、年度末に至り居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、あるいは施設介護サービス、それぞれの給付等において不用額が見込まれることから、関連経費の整理をお願いするものであります。

最後に、議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）の議定につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業予定額を227万4,000円を減額し、2億3,608万4,000円とする補正、並びに予算第4条に定めた資本的収入予定額を3,481万円を減額し、1億7,679万円とする補正、資本的支出予定額を2,471万8,000円減額し、3億4,655万1,000円とする補正、及び予算第4条本文括弧書き中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,966万9,000円を1億6,976万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額1,648万8,000円を1,531万1,000円に、過年度損益勘定留保資金4,318万1,000円を5,445万円に改めて予定額を補正するものであります。

その主な内容は、収益的収支、資本的収支とも予定した事業はほぼ確定したことによりまして経費の整理をお願いするものであります。

以上、8議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますの

で、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては13日の本会議に、また予算審査特別委員会に付託いたしました案件につきましては、最終日の本会議にそれぞれ報告できますようお取り進めをお願いいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時40分 散 会

別紙

平成26年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成26年3月3日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	12番 13番
第2		会期の決定	22日間
第3		諸般の報告	報告
第4	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適任
第5	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	適任
第6	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	適任
第7	議案第20号	平成26年度田上町一般会計予算議定について	付託
第8	議案第21号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	付託
第9	議案第22号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	付託
第10	議案第23号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	付託
第11	議案第24号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第25号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	付託
第13	議案第26号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	付託
第14	議案第27号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	付託
第15	承認第1号	専決処分（新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告について	承認
第16	議案第3号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	付託
第17	議案第4号	田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について	付託
第18	議案第5号	田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について	付託
第19	議案第6号	田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について	付託
第20	議案第7号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	付託
第21	議案第8号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	付託
第22	議案第9号	田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について	付託
第23	議案第10号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	付託
第24	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	付託
第25	議案第12号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第26	議案第13号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第27	議案第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第28	議案第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第29	議案第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について	付託
第30	議案第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	付託
第31	議案第18号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について	付託
第32	議案第19号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について	付託
		散会	

第 2 号

(3 月 12 日)

平成26年田上町議会
第2回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成26年3月12日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、9番、川口議員の発言を許します。

（9番 川口與志郎君登壇）

9番（川口與志郎君） 一般質問をさせていただきます。1番バッター、川口與志郎でございます。よろしくお願いいたします。

最初の質問ですが、柏崎刈羽原発再稼働、どうしても再稼働してほしくありません。その件と、原子力災害時の町の住民避難計画について伺います。

原発の再稼働について、泉田新潟県知事は福島事故の検証、総括なしに再稼働の議論はしない。また、新規制基準は住民被爆の視点が入っていない。クリアしても何の安全も保障されないと、引き続き慎重な姿勢を堅持しています。この県知事の姿勢に対して町長はどのような見解を持っていますか。町長は、この知事の姿勢を支持しますか、しませんか。伺います。

泉田知事は、腹がかなり座っています。全国的にも注目されております。東電の廣瀬社長と会談している様子が報道されていましたが、廣瀬社長はかなり手ごわいというふうに泉田知事のことを思っていたのではないのでしょうか。

県知事の姿勢に対して原発推進勢力はいろんな圧力をかけていますが、田上町長としてこの新潟県知事の支持を表明していただきたいと思います。それは、田上町

民の生命と財産を守るという点でも貢献することになるのではないかと思います。

小泉純一郎元首相の原発ゼロ提言は、よく知られていることですが、彼の言葉をかります。原子力が安くてクリーンなエネルギーだと信じる人はもういないでしょう。東日本大震災、大津波、原発事故等々、未曾有の危機をチャンスに変えるべきときがきているのです。今まさに原発ゼロの、自然を資源とする循環型社会の実現へ政治が決断し、国民が結束すべきときですと述べています。自然を資源とする循環型社会の構築、その田上版の政治的な決断を今すべきときではないでしょうか。

原発安全神話は、福島で事故で葬り去られました。しかし、新規制基準をクリアすれば大丈夫という新安全神話が復活しています。しかし、それは絶対安全ということではなく、今までよりましであるということにすぎないのであります。安全装置をどう手厚くしても、想定を超える出来事は常に起こり得ます。それが福島の事故が示した教訓です。原発技術は未完成で危険なものです。再び原発事故が起こる可能性があり、原発が重大事故を起こし、放射能が外部に流出する事態になりますと、人類にはそれを制御する手段はありません。空間的にも、時間的にも、社会的にも被害が広がり続けます。放射能は、見えない、におわない、そして極めて危険な物質です。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、私どもは絶対安全とか、そういうことは申し上げていないと言っています。新規制基準は、以前より厳しいことは確かではありますが、万全ではないということでもあります。トイレのないマンションに人は住めません。原発のごみ、つまり放射性廃棄物を捨てる場所がないのです。トイレのないマンションと同じ状況です。原子燃料サイクル施設の貯蔵プールは、ほぼ埋まっております。各地の貯蔵プールも厳しい状況です。柏崎刈羽原発は、あと3年分しかもちません。再稼働してこの問題をどうするのでしょうか。

つい先日、新潟県議会でこのことが問題となりました。柏崎刈羽原発の核廃棄物、これが柏崎刈羽原発の敷地内に最終的にそこに置かれてしまうのではないかと。というのは、ほかに行く場所はない。そのことが新潟県議会で議論になっております。核廃棄物の最終処分場の問題です。もし柏崎刈羽原発の敷地内に最終処分されたらどうなのでしょう。知事は、事実上柏崎刈羽構内になることを懸念しているということでもあります。また、最終処分場になることは極めて問題が多いと、こういうふう言っております。

次に、原発事故の避難者のことです。まだ14万人ほど避難しておられます。新潟県内、約5,000人、三条市150人、燕市100人ほどおられます。3年経過してもその減

少は、思ったほどではありません。故郷をなくし、人間としての尊厳を傷つけられた被災者の思いを人ごととすることは許されないと 생각합니다。

きのうもテレビで原発の避難をしている人が言っていました。つらかったと、この3年間。悔しいと言っています。やはりそういう避難している人の気持ちに寄り添っていくことが必要なのではないのでしょうか。

1月31日の三條新聞は、三条市が会津、南会津6市町村と災害時の応援協定を締結したことを報じています。万一の原子力災害の避難先も視野に入れた応援協定だそうです。三条市と田上町は10キロほどしか離れていません。間に障害物はなくて、田畑だけです。田上の条件は、三条市と余り違いはありません。詳細はご存じと思いますが、このような協定は田上にもあったほうがいいのかではありませんか。いや、田上町にそういう協定をしっかりとつくるべきだというふうに思います。

三条市では、原発事故時に避難者の受け入れと三条市民が被爆することを避けるために避難をする。三条市民がほかの地域へ避難をする。この両面から対策を立てております。避難者の受け入れということですが、田上町は受け入れなければいけません。新潟県が住民の広域避難に関する行動指針を公表しています。そこで、田上町は長岡市から避難してくる人たちを受け入れてくださいという指針を県が発表しています。どう対応しますか。これは、長岡市から避難してこられる方はどんなふうに想像しますか。これ大変な事態であります。

福島第一原発の事故のときに、50キロ離れた川俣町、人口1万5,000人ほどの町ですが、あそこへ7,000人もの避難者が来たと言われています。その対応に向けて川俣町が町のあらゆる組織を利用して対応したということでもあります。よくやったと思いますが、もし田上でそういう事態になったら、川俣町の比ではありません。なぜかという、避難者が非常に多いからであります。柏崎刈羽原発の30キロ圏内の人口は43万5,000人です。福島第一原発30キロ圏内は14万人で、柏崎刈羽原発をめぐる人口比、非常に高いです。3倍にも及びます。避難してくる人の数がそれだけ多いということは想像するに難しいことではありません。避難場所、炊き出し態勢、食料、毛布等々の備えが必要ですし、避難してくる方へのマニュアルづくりが必要ですが、どうしますか。それは、とても気の遠くなる話でやり切れまないので、拒否いたしますというわけにはいかないです。

また、県とかなんかの対応、方針を待って対応します。これも何か問題があると思います。今でも町でやられることがあるのではありませんか。

それから、避難する人への対応です。50キロ圏は、かなりの放射能に汚染されま

す。若いご婦人、妊娠しているお母さん、子供たち、放射能から守らなければいけません。自主避難ということになると思いますので、それは自分で都合をつけて、自分で工夫をして避難してください。これは、もちろんありますね。ですけれども、それだけでは決して済まないです。町は、やっぱり対応を考えておく必要があるわけです。どうしますか。伺います。

2番目のことに移ります。田上町シルバー人材センターを設置してはいかがでしょうか。

団塊の世代は、65歳になりました。田上町で元気で活躍している有能なシルバーがたくさんいます。その人たちに元気で働いてもらう機会をもっとつくってはいかがでしょう。町の活性化のためということもあります。シルバーの方に健康で生き生きとしていただきたい。長生きしていただきたいとも思います。そのためにも一つの方策として、田上町シルバー人材センターをつくっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。ことし、加茂市のシルバー人材センターが創立30周年を迎えたということが新聞報道されておりました。30年前、当初会員は103人、30年後現在619人、6倍です。契約金額は当初約500万円、それが今は2億1,672万1,000円に発展したということでもあります。

加茂市でシルバーの人たちが活躍している姿が目には浮かびます。田上にシルバー人材センターがないのは残念なことです。ぜひつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの川口議員のご質問にお答えいたしますが、最初に原発の再稼働についてであります。泉田知事の慎重な姿勢を基本的に私は支持をいたします。その理由は、実に簡単な理由でございまして、東京電力第一原発の周りの市町村の状況、これまでに3回ほど見てまいりましたが、当然原発のところは見ることはできませんが、その近隣のところはもうバリケードがあって、危険地帯は一切入れないようになっておりますが、実はその原発の周りの市町村の皆様は、生まれ故郷の地元に戻ることは恐らくもうかなり難しいことではないかと、こういうふうに報道されておりますし、そのことを考えただけでも再稼働はすべきではないというふうに私は思っております。

また、経済活動に支障がなければ原発はないほうがよいという考え方は、これも同様に変わっておりません。

次に、柏崎刈羽原発を廃炉にする、そして原発即ゼロにすべきであるということについては、私は以前と違って、今回この東電福島第一原発の事故を通して、やはり原発はないほうがよいと、こういうふうを考えるようになりました。今、国あるいは東電は、再生可能エネルギーの改良あるいは普及を第一に考えていくべきであると考えております。それは、日本が地震が極めて多く発生する国、すなわち地震国でありますので、基本は原発即ゼロの方向にかじをとるべきであると、こういうふうには考えています。

次に、原発事故の対応についてのご質問であります。応援協定や避難態勢などの対応につきましては、現在県が広域避難の行動指針を作成したところですが、実は具体的な部分については、これから検討されるということになっておりますので、それらの検討結果を見守りながら、今後県や関係市町村と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、対応マニュアルの関係につきましては、国、県等の検討が進んでいない状況であります。現時点での町のこれまでの考え方を整理したものを平成26年度中に作成しまして、その後の検討結果により、随時更新をしてまいりたいというふうには考えております。

最後に、シルバー人材センターについてのご質問であります。高齢者がその適した仕事に就業できる機会の創出ということで効果のある仕組みであるということとは十分承知をしておりますが、立ち上げるということになると、当然県知事の指定あるいは公益法人の設立から始まり、運営後もかなりの業務量となりまして、職員の人件費あるいは運営費の補助金など、毎年かなりの出費が見込まれることから、町で実施するにはいささかハードルが高いものと思っております。

実は、大分前でございますが、十二、三年ごろに、やはり同様のご質問がありました。シルバー人材センターの設置について。その当時は、私がユニゾンプラザにその協会がございますので、そこで立ち上げの相談をしましたが、その時点ではもう単独の市町村でのシルバー人材センターはつくらせないといいましょうか、つくらないということで、近隣と協力してということ。その当時、加茂市とも話ししましたが、加茂市はもう既に単独なので、シルバー人材センターはあえて加茂と田上ということにはしないという返答でございました。隣の小須戸町とも協議をした結果がございますが、そのときは小須戸町では、うちの町はもう既にそういったことを、シルバー人材センターはつくっていないけれども、高齢者の方が十分植木とか、そういうことで仕事があるので、実際はつくらないと。そういうことでその後

そういう経過になってきております。

そういったこともございますが、議員ご指摘のように、高齢者を中心とした、いわゆる労働者派遣事業などを実施している企業が現に存在しておりますし、ここではシルバー人材センター的な役割を長年にわたりまして担っていただいていることから、あえて町が民間企業と競合することなく、これからも民間にゆだねていきたいと、こういうふうを考えております。

以上であります。

9番（川口與志郎君） 2回目の質問をさせていただきます。

今、町長から泉田県知事の柏崎刈羽原発再稼働に対する姿勢を支持するという、そういうお話がありました。これは、大変立派なことだと、大事なことだというふうに考えます。その点は、高く評価したいというふうに思います。

ただ、ちょっとよくわからないのですが、脱原発というのは大変大事だというふうに今おっしゃられました。それはそれで大変大事なことだというふうに思いますが、経済活動に支障がないというのがどうもひっかかります。それは、経済活動にはやはりいろいろ困難が伴います、脱原発。例えば液化天然ガスとか化石燃料、火力発電、今、輸入が増えていますね。そういった問題があります。それから自然エネルギー、これかなり強力に進めないと、いろんな障害もないわけではありません。ですが、そのところは小泉元首相は乗り越えていく課題だという、そういう視点で脱原発を唱えています。そういう支障がないわけではないのですけれども、それを越えていくという、そういう点でどうもちょっとはつきりしないというのが私の感想であります。

いろいろ申し上げましたが、柏崎刈羽原発の再稼働は危険過ぎます。町の被害もやっぱりきちんと把握しておく必要があります。町民の放射線による被爆の問題、それから山林、農地の汚染の問題、今福島では山林の除染は手がついていない状況です。住民が住んでいるところもなかなか除染されないということです。田上町は山林持っています。田畑、田んぼは基幹産業です。それが汚染されたら大変です。

それから、風評被害というのもあります。農業、大打撃を受けます。だから、田上町ももし万一柏崎刈羽原発が事故を起こしたときには大変被害を受けます。その点をしっかり押さえていただきたいというふうに思います。

町から避難者を受け入れる、避難者を、避難する人を手助けする。これもまた気の遠くなるような大変な話でありまして、県との対応で十分検討していきたいということで、今お答えがありました。そのところ県の出方を待つということよ

りも、それもそうですが、それはしなければいけないのです。よく協議しなければいけないのだと思いますが、今町として準備できることは何かという検討を始めていただきたいというふうに思います。やっぱりこれも原子力防災という点での対応のチームづくりが必要ではないのでしょうか。町としてのチームです。いずれにしても柏崎刈羽原発が運転を停止していますけれども、そのまま、そして廃炉に踏み込んでいけば、今のような心配はなくなります。

次に、小泉元首相が言っていますように、自然を資源とする循環型社会の実現、この田上版ですよ。これ前進していますけれども、田上町は。もうちょっと積極的にやっていただけたらと思います。自然を資源とする循環型社会の田上版づくりです。

ちょっと具体的に申し上げますと、前進した面もあります。防犯灯、LED電球に切りかえる、これ決まっています。あとは、実行が待たれるだけであります。田上中学校で太陽光発電が設置されました。これは、一歩前進であります。それで、できたらもうちょっと2本目を町として踏み出していただけないでしょうか。これが2回目の質問であります。

県の太陽光発電の屋根貸して田上町は動きましたが、どうもいろいろな問題があって、それはできないということになりました。町独自に公共施設の屋根の太陽光設置、その検討をしてもいいのではありませんか。伺います。

また、田上は豊かな森林を持って荒れています。間伐材を活用していくことによって山がよみがえっていくことにつなげていく、そのためにも例えばボイラー、心起園のボイラー、それからごまどう湯っ多里館のボイラー、あれがすぐにといいわけにはいかないと思いますが、将来的には木質チップ、あるいは間伐材を利用した、そういう365日、あそこボイラーたいているわけですから、それを使っていくこと、そういう方向にかじを切りかえていく。

次に、2番目に有川りえ子議員が一般質問されますが、自然エネルギーをもっと活用したらどうかということを取り上げられるようであります。注目しております。ぜひこれも非常に大事なことだと思います。

水道企業団の、今度の最終日に私が企業団の議会の報告をしますが、小水力発電の設置が決定されました。大谷ダムの水を利用して、浄水場の入り口に小水力発電を設置します。そのことについて、詳しくは最終日に申し上げますが、これも田上町もかかわっていますが、大きな前進だというふうに思います。例えば風力発電、田上町はできるのではないかなというふうに言われています。そういったいろんな

ことで、今一步前進していますが、もっと決断をして、小泉元総理が言うように、決断をして前へ進んでいただきたいと、強く進んでいただきたい。そう切に希望いたしますが、いかがでありますでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのようなご質問にお答えしますが、基本的には泉田知事の考え方については私は支持しますということは、再三東京で会議あったときに、実は新潟県よりも東京のほうでは泉田知事に対する評価、非常に高いのです、この考え方が。私も改めて我が県の知事はその面ではすごいということは思いました。そういうことでございますので。しかしながら、経済活動に影響がなければと私は前からお話ししているのは、ご承知のように原発を1基廃炉にするのに40年かかると言われております。その間にやはりエネルギーが、いわゆる放射能が影響ないようにするにも相当の年月がかかると言われておりますので、また当然再生エネルギーを使えば相当お金かかるわけですから、私どもはもう腹をくくって、電気料幾ら上がってもいいということであれば、これは当然そうすべきでしょうけれども、私としてはやっぱり40年かかるの、もう順次そういうような形で対応するのは、これ私どういふふうにしてとめていくのかちょっとわかりませんが、やはり脱原発のほうにかじを切るべきだという答弁をいたしました。当然そうなりませんと、何といつても地震国で非常に危険だということは根底にございますので、よろしく願いいたします。

それから、柏崎刈羽原発から田上町は50キロ圏内ということでもありますので、先ほど川口議員ご指摘のように、最近長岡市の市民を受け入れるということですが、これまでに検討してきたのは、正直言って田上町で避難者を受け入れる場所がほとんどありません。可能なのはこの役場ぐらい。そうではないと、あと学校、もし目張りをして放射能が入ってこないようにする学校とか、先ほど公共の場所というようなお話がありましたけれども、現実には私どもはそこでとまっております、どうしたらいいかということで。恐らく長岡市民を受け入れるときは、一時受け入れだろうと思っております。いずれもう少し北のほうに避難をしてもらうような状況が必ず出てくるということですから、一時的に学校をちょっと休むかなんかさせて、放射能のプルームが飛んできて大丈夫だというようなことをしなければ、実は受け入れもなかなか難しい問題だということは、これまでの担当の話し合いの中ではそういうことにしております。それだけで公共の場所も本当に、この役場が一番立派な建物ですから、ここは可能です。あとは、ほとんどだめです。

そういったようなことでございますので、私どもどうしても長岡市民を受け入れなければだめなことになりましたので、今後そういう場所に何らかの手を加えて、避難できるような体制を必ずしなければいけないだろうと思っておりますので、これから努力してまいりたいと思っております。

それから、環境型社会をつくるために2本目をとということでございますが、実は太陽光発電等についても公共の屋根貸しというのは、役場庁舎の屋根と田上小学校だけがオーケーだったのですが、残念ながら業者のほうはこちらのほうに手を伸ばしてきません。そういったことで今のところ申し込みゼロということになっております。しかし、町ではいわゆる循環型の社会をやはり形成するためにプロジェクトチームということも考えて、実は先般渡邊議長さんから講師になっていただきまして、再生エネルギーのことについて勉強会をしたばかりでありますので、こういった太陽光発電も含めまして、もう少し検討する必要があるだろうと思っております。小規模であれば、各ご家庭で屋根に上げてもらうという方法も一つでございますが、恐らくは値段がまだ150万円ぐらいかかるのだらうと思っておりますので、一般の家庭で、はい、はいというふうに、わかりましたということには多分ならないのではないかなと思っておりますが、いずれそのことも含めまして研究を重ねていきたいと思っております。

ボイラー等に木質のチップというのは、これは大変適切なお指摘だと思っておりますので、これ南蒲の森林組合等にも相談して、この見える山の中で間伐をしながら、その間伐材を利用してチップにしていくということは可能であるのかなというふうに思っております。

以上であります。

9番（川口與志郎君） 3回目の質問をさせていただきます。

町長が経済的な支障がなければ原発はないほうがいいという考え方の、改めて説明がありましたが、かなりわかってきました。でもはっきり、困難を乗り越えて脱原発でいくのだという、そういうことを要望したいなど、強くそういう意識を持っていただきたいという気持ちはいたします。

それから、避難者の受け入れ、これはやはり町長の言うように、一時的なものである可能性があります。そういうことも、長く田上にとどまるといふ方もおられるかも知れませんが、一時的に大量の人を受け入れるという町長の見解が正しいのではないかというふうに思いますが、これも一時的だからといって、本当に気の遠くなるような話であります。今から十分検討して、いつそういう事故が起こっても

大丈夫という体制を整えていただきたいと。これは要望であります。

それから、シルバー人材センター、かなり難しいというお話がありまして、よくわかりましたが、田上町の高齢者の方が、シルバーが本当に元気で、健康で、生き生きと活動できる場がもっとあってほしいと思いますので、その辺の検討もよろしくお願いいたします。

以上、質問終わります。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、経済活動の影響力がなければ原発はないほうがいいということについてのご質問でございますが、私はまさにそう考えておりますので、本当に影響がなければ、脱原発ということを公言しても一向に構わないのですが、どうもその先のことが今の段階ではわからないのです、どうなっていくのか。先ほど話したように、電気料金は本当に大丈夫なのかと。あるいは一般の人が消費税がまた8%に上がって、また電気料が相当上がったりと。もう既に電気料上がっております、この役場、公共施設の電気料も相当値上がりをしております。そういったことは、一般の家庭でも大変なことになりはしないかなということの心配はございます。それは、頭の中では原発ゼロというのは恐らく誰でも考えていることでありまして、本当のそれをちゃんと検証して、日本の国はやっていけるかというところをやっぱり私どもも研究しなければいけないと、こう思っております。

それから、シルバー人材については、先ほどご説明したとおりでありますので、今もう県の協会のほうでは単独の町でシルバー人材センター設立というのは、ちょっと確認しておりませんが、恐らくそのままになっていると思います。やっぱりどこかの市町村と一緒にあってという、そのときの指導でありましたので、そういうことがありますし、今田上町の民間の、ほとんどシルバー人材の皆さんでやっている企業がございますが、非常に大勢の方が就業しているようでありまして、正直言って私ども町のほうでも相当仕事をお願いしているという状況でございますので、民間活用ということもございますので、現状のままでは町としてはシルバー人材センターを新たに立ち上げるということは今考えておりません。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 川口議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を入れます。

午前9時40分 休 憩

午前9時55分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、有川議員の発言を許します。

（3番 有川りえ子君登壇）

3番（有川りえ子君） 皆様、おはようございます。議席番号3番、有川りえ子でございます。本日は、防災関連質問など、4点について町長もしくは教育長に伺わせていただきたいと思っております。

先ほど議長からのご発声で議場にて黙祷が行われました。東日本大震災から3年が経過し、きょうから4年目に入りました。福島県では、いまだ自宅に帰ることができずに、避難生活を余儀なくされている方が14万人、東北地方全体では約26万人の方が避難生活を余儀なくされております。心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願っております。

私は、主人の赴任先であります郡山市に時折出かけます。先日、震災後、子どもの心ケアプロジェクトに参加させていただきました。パネリストは、作家、評論家の柳田国男先生、慶應大学医学部の渡辺久子先生、郡山市内の幼稚園、保育園の先生4名の計6名のパネリストが2時間半にわたり熱心にディスカッションなさいました。さまざまな事例発表がありましたが、私が最も衝撃を受けましたのは、郡山市は最近まで外遊びが禁止されていて、やっと最近でこそ外遊びができるようになったそうですが、そうしますと子供たちにどういう症状が起きているかということ、真っすぐ歩くことができない、駆けっこができない、外遊びの仕方を忘れてしまった、そんな報告がたくさんなされているということです。健常者の子供たちが歩くことや駆けっこができなくなってしまった、そんな状況に置かれた子供たちに対して私は大変心を痛めましたし、どうやってこの子供たちを見守っていったらいいのか、本当に考えさせられるシンポジウムの一つでございました。

1つに、渡辺先生のご回答の中に、子供たちは緊張の糸がずっと、ゴムとっていいのでしょうか。ピンと張ったままこの3年間を過ごしてきたので、ちょっと緩めてもいいよと。しっかりと抱き締めてあげて、少しゆっくりしたらいいよというような心遣いをしてほしいというような回答がございましたし、保育園や幼稚園の先生も本当に子供たちを守ることに必死で、やっぱり余裕がなかったということで、その方たちにも本当に抱き締めることさえできないけれども、少し余裕を持ってあしたから取り組んでほしい。そんなようなご回答がなされていたので、私もこの後、また被災者の方にお会いすることも多々あると思っておりますので、そのような気持ちを持って接していきたいなと感じさせられたシンポジウムでございました。

さて、防災意識の高まる中、田上町でも総合防災訓練が平成26年10月19日に開催されることは高く評価いたします。私や同僚議員からもこれまで何度も総合防災訓練をとという要請に対して町が応えていただいたこと、本当に心から感謝をしております。内容についても今順次準備が進められているとお聞きをしておりますが、その中で町はこれまで大きな災害が発生してこなかったということで防災訓練の必要性も余りなかったのかもしれませんが。しかしながら、最近の気象状況の変化は激しく、ゲリラ豪雨や竜巻情報といったものが発令されるようになってきました。ぜひこの総合防災訓練を契機に、防災意識が向上することを心より願います。

それでは、質問をさせていただきます。また、ちょっと郡山市の例を挙げて申しわけないのですが、社会福祉協議会さんの主催で災害救助ボランティア養成講座の募集があったので、私参加をさせていただきました。これまで私自身、阪神・淡路大震災や東日本大震災、また7.29水害などの災害時ボランティアを何度か経験させていただきましたが、どうしてもそういう活動に参加したときは自分に何ができるかということに視点を置きがちでしたが、この講座を通じて学んだことは、被災者の方にいかに寄り添い、ニーズを探り、マッチングをしていくことの大切さを学びました。町では、総合防災訓練時にボランティアセンターの立ち上げや登録、ニーズ対応、マッチングなどのシミュレーションを行う予定があるのかどうか伺いたいと思います。

その後、開催された市民防災リーダー養成講座、これは市の主催でございましたが、この講座でも大変有益な情報を得ました。参加者は17名と、少なかつたのですが、その方々は自主防災組織の長、または町会長の方々でした。東日本大震災では、震度6の地震に見舞われ、住宅被害は全壊が1,000軒以上にも上り、またその後、台風による阿武隈川の水害なども経験している方がほとんどでした。もともと防災意識の高い方に防災リーダーとしての心構えや心肺蘇生、AEDの講習、またはゲームを通じての防災マップづくりなど、大変参考になることがたくさんございました。ぜひ段階を追って、町としても町民のボランティア意識向上のために、まずは防災意識の高い方に防災リーダーとしての講座などを町が開催してはどうかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

2番目の質問です。昨年10月、私の所属する会派では群馬県太田市の太陽光発電所を視察させていただきました。清水聖義太田市長は、私も18年ほど前から面識がある、とても行政改革派として有名な市長です。私が最も印象に残っているのは、市長選挙に初挑戦するとき、公約が22階建ての庁舎は必要ないと、半分の11階建て

に計画変更し、実行したということは有名なお話です。そのほかにも庁舎内の清掃作業を市長がみずから率先垂範して行ったという名物市長です。

その清水市長は、自治体で一番最初に取り組むのが大好きな市長で、これまでもさまざまな取り組みをしてきました。2012年7月1日からは、太田市ではメガソーラー発電所の運営を開始しました。何が一番最初なのかと申しますと、初期投資を最小限に抑える、または故障、災害時の事業リスクの低減のため、リース会社と太田市が契約をしたことが太陽光発電に取り組む自治体で初めてとのこと。年間約5,500万円のリース料を差し引いても1,400万円から1,500万円の発電収入が見込まれるということで、順調な滑り出しをしているようです。

先ほど川口議員からもございましたが、町でも防犯灯、LED照明化をリース契約をしたとの報告がございました。この考えを太陽光発電に生かしていく考えがあるか伺いたいと思います。

また、自然エネルギーを活用するという点に関して、先ほどもまた出ておりましたが、私2年前に佐藤町長に直接提案したことのある小水力発電についても伺います。当時、町長もご自身で小水力発電について研究され、この町は落差が少ないから発電には不向きではないのかというようなご見解でした。私自身もこの2年間、小水力発電についても情報収集してまいりました。最近では、落差がほとんどない川や用水路でも十分発電が可能なタイプも開発され、農水省からの補助金の対象ともなっています。町の持ち出しがなくとも発電ができる、こんなタイプも出てきておりますので、研究されて、町に導入していったらどうかということをお伺いしたいと思います。

そして、先ほどご紹介もありましたが、三条市水道用水供給企業団でも小水力発電を導入するという点でございます。町では、平成26年を少子化対策元年と位置づけました。さまざまな施策を展開していくには、いずれにしても財源が必要です。自治体でお金を稼ぐ一つの方法として売電事業は欠かせない存在となってきました。佐藤町長の自然エネルギーを活用しての売電事業への取り組みに対する見解を伺います。

3つ目の質問です。新潟市や三条市でも学校米飯給食の100%実施に向け取り組むとの報道がございました。日本人の米の摂取量がピーク時の半減になったとも言われています。これは、食事の欧米化などにより、パンや麺類の摂取が増えたことに起因しています。しかしながら、米どころ田上の給食は全て米飯でもよいのではないかと考えます。なぜならば、昨年和食文化はユネスコ世界無形文化遺産に登録さ

れ、改めて和食のよさが認められる昨今です。学校給食を完全米飯化し、和食のよさを知って食べていけるようにしたらよいと考えますが、現在の小中学校の米飯率をお答えいただきたいと思います。

最後には、認知症予防についてお伺いをいたします。人は、誰でも老いるものですが、食事、運動、トレーニングによりアンチエイジングできるとも言われております。最近NHKでもアルツハイマーや認知症などを取り上げる番組が何回も放映されております。

その中で私が最も注目をしたのは、散歩をしながら簡単な計算、例えば足し算や引き算、または花の名前を10個挙げてもらうなどの質問をしながら散歩をすることにより、脳が活性化をし、ひいては認知症の予防につながるのとことでした。

今から10年ほど前のことなのですが、私の親友のお母様も認知症を発症してしまい、私の友人は毎朝近くの多摩川の土手を1時間以上かけてお母様の散歩につき合い、そして質問をしながら歩いていたことを思い出します。半年後に認知症予防の病院で検査をしたところ、認知症の進行が以前より遅くなっていて、友人が大変喜んでいたことを思い出します。

町でもこの取り組みをするように働きかけることができないかを伺います。これは、余りお金をかけずに、手軽に町民の方のアンチエイジングができるので、ぜひ積極的に取り組むべきと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの有川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ボランティアセンターの訓練についてのご質問ですが、ボランティアセンターは社会福祉協議会が担当する分と、今当町ではなっているわけですが、10月に行う総合防災訓練では立ち上げ訓練の実施を予定しております。

議員ご指摘のニーズ対応、あるいはマッチングなどのシミュレーションについては、このたびの総合防災訓練で行う予定にはしておりませんが、社会福祉協議会では昨年災害ボランティアセンター設置訓練を実施いたしましたし、同様の訓練を実施しているところであります。

次に、防災リーダー講座の開催についてのご質問ですが、防災リーダーにつきましては、自主防災組織連絡協議会での研修や情報交換などをしておりまして、その育成を図っているところであります。

議員ご指摘の講座の開催については、平成24年に開催したところでありますが、

今後も必要に応じて実施を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、町の自主財源としての自然エネルギーを活用してはとのご質問に関しましては、太田市のようなリース会社による太陽光発電や補助金を活用した小水力発電の考え方ではありますが、町では過日、若手の職員を中心とした再生可能エネルギー検討プロジェクトチームを立ち上げまして、将来的な町のエネルギー自給率の向上や、町の財政負担の軽減を目的に勉強を始めたところであります。

それはそれとして、自然エネルギーの活用に対する私の考えを述べさせていただきますが、まずはリース対応による太陽光発電ですが、屋根などに取りつける小規模なタイプや、いわゆるメガソーラーと言われる大規模なものもさまざまではありますが、屋根に取りつけるタイプであれば屋根の向き、あるいは屋根の勾配、設置後における建物の強度などの計算が必要と思われております。

また、リース対応にはメガソーラー的な大規模な発電設備であっても、やはり広い土地の確保が必要となりますし、遊休地などの活用でなければ、経済的な採算が合いません。どちらにしてもリース対応を含め、当町で実現可能かどうか、あるいは採算性があるのかどうか。場所は確保できるかなども多面的に検証が必要であると思っております。

次に、補助金を活用した小水力発電ではありますが、以前にも議員からご説明を受けましたが、実はこの件につきましては県などの主催する研修会には町の担当者も参加しておりまして、いわゆる用水路の農業用水の施設であれば、国も推進していること承知しておりますが、先ほどもお話があったように、当町の場合ではパイプ給水でありますので、水路といえば排水路しかありません。9月以降、翌年の4月下旬までほとんど水量が確保できませんので、補助金があっても、現状では難しいと思われれます。

次に、河川でのことですが、河川での場合は河川法の手続、あるいは大雨による出水時の対応等で非常に問題がありますし、補助金はこれはありません。

なお、導入例は全国的にも1カ所だけのお話であります。いずれにしても再生可能エネルギー検討プロジェクトチームの中でもう少し研究をしていきたいと考えております。

次に、健康づくりプロジェクトの内容についてであります。各課や関係機関でそれぞれ健康に関するセミナー等事業を実施しております。保健福祉課では、介護予防事業やけんこつ教室、教育委員会ではストレッチ教室、あるいはトレッキング教室、社会福祉協議会ではいきいきサロンなど、横断的に実施をしております。こ

れらを一元的に管理、調整をしまして、連携を行うことによりまして、医療費あるいは介護費用の削減につなげるよう関係職員によります、仮称であります、健康づくりプロジェクトなどを立ち上げてまいります。

したがって、議員のご提案にありました認知症予防や老化防止などにつきましてもこれからのプロジェクトが取り組む予防プログラムの中で対応できるか調査・研究をさせていただきたいと思っております。

学校給食については、教育長のほうから答弁いたします。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) 有川議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食の完全米飯化についてであります、現在学校給食につきましては週のうち主食となる米飯は月、水、金及び隔週火曜日の3.5回、パンは木曜日の1回、麺は隔週火曜日の0.5回の実施となっております。

また、平成24年度の米飯実施率につきましては、学校全体で67.9%、小学校では68.0%、中学校では67.7%の実施となっております。

田上町は、地元田上産のコシヒカリを米飯給食に取り入れておりますが、子供たちが学校給食を楽しく食べてもらいたいという思いから、完全米飯ですと、残食量が増えることや、食育の観点、いろんな食材を体験させたいことなど、パンや麺を含めた献立を工夫しておりますことをご理解いただきたいと思います。

今後外部組織である学校のPTA役員を中心とした田上町学校給食会の委員によって米飯給食の回数等のあり方について調査・検討してもらいたいと思っておりますので、今後要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番(有川りえ子君) ご答弁ありがとうございます。

まずは、総合防災訓練ではボランティアセンターの立ち上げまでやるということが決まったということだけでも大変素晴らしいことだと思います。事前にちょっと総合防災訓練のことを打ち合わせたときに、なかなか時間的な制限があるので、ニーズ対応とかマッチングとか受け付けまでやってしまうと、その当日にはちょっと時間が足りないということでございましたので、これはボランティアセンターを立ち上げるということだけでも本当に大切なことなので、田上町の参加の町民の方々が、自分たちもできることがあれば、こういったセンターに行けばいいのだなということがわかることだけでも大変素晴らしいと思えました。

社協さんのことになるので、お答えはできないのかもしれませんが、この田上町の社会福祉協議会の方が研修をなさったときの講師の方がたまたまこの郡山市の市民防災リーダー養成講座の3日目の講師をなさっていたので、いろいろお話をさせていただいて、田上町さんも小さいけれども、一生懸命やっていましたよということ言われて、私も大変うれしく思わせていただいたので、これまでこういったセンターが活躍する場はなかったけれども、これからはもしかしたら何か起こるかも、豪雨や竜巻も起こるかもしれないし、信濃川のことどうなるか。水害ということは、この町にとってはあってはならないけれども、あるかもしれないので、こういったボランティアセンターの立ち上げの訓練が入ることは大変いいなと思いました。お答えは結構でございます。

防災リーダーについては、自主防災組織の中で取り組んでいるということでございました。それはそれで大変よろしいことかと思えますけれども、防災リーダーの人を集めて、やはり外部講師の方にしっかりと講習をしてもらおう。そして、心肺蘇生とかAEDのやり方というのは、本当にもうその年年によってどんどん変化しているのです。心肺蘇生、私もJALの時代、毎年習っていて、絶対に心臓マッサージの間に人工呼吸入れなければいけないというふうに私たちは習ったのですけれども、今や人工呼吸は、例えば吐瀉物が入っていたりすることもあるし、衛生的にもよくないということでマウス・ツー・マウスの人工呼吸は、もうあえてしなくてもいいというふうに変わったりするのです。なので、そういう講習というのは、あればあっただけ機会が、お金もかかるかもしれませんが、年1ぐらいでやはり防災意識、高い方にしっかりと講習をしていくということは私大切なことだと思いますので、ぜひ毎年ぐらい、人数は入れかわっても構いませんので、ぜひアップツォーデイナ情報を、リーダーな方たちをしっかりと育てていく、こういったことを町でしっかりと取り組んでいくことによって町が防災、災害が起こったときに役場の人だけが大変な思いをするのではなくて、その防災リーダーさんがしっかりと手足になって動いてくださるということにつながりますので、ぜひ講習のほうは適宜行ってきたいと思っておりますので、ご回答いただければ助かります。

再生可能エネルギーについては、プロジェクトチームが立ち上がったばかりではあるけれども、そういうふうに取り組みを検討し始めたということは大変すばらしいことだと思います。なかなかメガソーラーは広い場所が要る。それで、土地がもちろんもし無償であれば、こんなにいいことはないのですけれども、そんな甘い話はないわけですし、町長も以前から梅のところはどうかなんていうお話もあるけれど

も、その場所の大きさでいいのかということも私もわからないし、何よりも今回3.11のいろんな番組を見ていましたら、あとニュースウオッチ9だったか、どこで見ましたが、送電線の距離ということも大変費用のかかるということも聞きましたので、それが田上町にふさわしいかどうか私も検証しておりませんので、今の個人の家庭のおうちにつけること。役場の屋根につけたりすること。そして、町全体でメガソーラーを引くこと。これは、いろいろ対応が違ってきますので、個別にその再生可能エネルギープロジェクトチームでしっかりと課題を取り組んでいただけてやっていただきたい。

そして、小水力発電については、私も提案がございますので、また個別に町長にも最新の情報をご提案申し上げたいと思います。ぜひこちらのほうも、そんなにお金をかけないでも田上町にふさわしい小水力発電、そしてエネルギーも地産地消が大事だと思うのです。もうどこかで本当に、柏崎刈羽のところをつくった電気を東京に持っていくなど、福島から発電したものを東京に持っていくなど、そんなばかげたことはもうやるべきではありません。ですから、こういった小さい町では、自分たちでできる範囲の中でエネルギーもつくって、自分たちで使っていく、こういったことが必要かと思われまますので、小水力発電についても検証をしていただくというお答えいただいておりますけれども、今後ともぜひプロジェクトチームで取り組んでいただきたい。このように願います。

1つ飛ばして、認知症予防については、仮称でしたね。4月から健康づくりプロジェクトというのが横断的に行われる。これ大変素晴らしいことだと思います。少子化対策もそうなのですが、いろんな課にまたがってしまうと、なかなか一元管理されないことによって本当に大切なことが漏れてしまうことがありますので、町民の方の健康づくりというのは、本当に大事なことです。健康であれば医療費がたくさんかからないわけですから、この中で取り入れられるものは、ぜひ取り入れていただきたい。これ本当に町民の方からの要望でもありましたので、簡単な散歩のときに一緒に行ってあげて、質問してあげる。これ誰がやるかという問題もあると思うのですが、これは本当にすぐにでも取り入れていただきたいなと思いますので、今のイメージでもいいですし、町長だったら、この考えをどこかの課にお願いするかどうか、この辺のところちょっと確認させてください。

そして、米飯給食の率については、今教育長から現状をお答えいただきまして、ありがとうございます。なぜ私は、学校給食100%がいいなと思っているかということ、朝食、パンを召し上がるご家庭が今とても多いみたいなので、パン食というのは結

構食べているのではないかなと思うので、先ほどちょっと気になったのが残食量が増えるというのは、御飯を出すと増えるという意味なのでございましょうか。それとても残念なことですね。こんなにおいしい御飯が食べられる。田上に来て、私はとてもよかったなと思うのは、あと田上町の水道の水、とてもおいしいので、この田上町の水で炊いたお米というのは本当においしいのです。なので、どうして残量が増えてしまうのか、とても残念なのですが、それはちょっとメニューの改善もできると思いますし、麺類というのもよく外食のときに子供たち、ラーメンだったりスパゲティーだったり、好きだからよく食べているように思うので。なぜ新潟市や三条市は100%を目指すようになったのか、もし教育長がご存じであれば教えていただきたいし、目指してできないのは仕方がないと思うのですが、お隣の新潟市でもありますし、一つ置いてお隣の三条市が100%に取り組むということですので、田上町の給食が100%米飯になれば、またいろんなメニューが考えられると思いますし、学校給食の研究会でしょうか。そこで調査していただいて、いろんなメニューのちょっと考えを出していただいて、残ることがないような御飯のメニューにしてください、ぜひとも100%実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、お答えをお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えいたしますが、最初に防災リーダーの育成でございしますが、現在は毎年各地区自主防災組織の皆さん、各地区にはほとんど今9割方組織してありますが、その地区から3人ないし5人、多い地区は5、6人来ておりますが、大変熱心にこの防災組織の講演会なり、あるいは実地には非常に参加をいただいております、着実に地域リーダーが育っているというふうに思っております。特にこの講習会は、アップデートでということございしますので、まさにそのとおりだと思いますが、いわゆるAED、ああいったものも私も何回か、何年も前から経験しておりますが、非常に性能がよくなってきております。そういったことで、これまでの講習会でも使い方等について、消防署からも講師の方に来ていただいて、実際に講習会を開いたことがあります。

また、それからこの自主防災組織の防災リーダーの育成のときには、各地区の取り組みなどについても発表していただいたりしておるところでありますので、これは毎年続けながら、新しいリーダーを育てていくということにしていますので、よろしく申し上げます。

それから、再生可能エネルギーは、皆さんご承知のように太陽光とか風力、水力というようなこともございしますが、特に有川議員が強調しているのは小水力発電と

というようなことで、田上でも可能だろうということですが、近々またご説明に来ていただくということになっておりますが、また先ほどもちょっと答弁いたしましたように、やはり各家庭で設置可能だということでは、ぜひ進めていただきたいなど、こう思っておりますが、いずれ数年後にはもう少し設置料が安くなって、設置しやすくなるだろうと思っております。ただ、それに比較して売電するときの金もだんだん下がっていくというようなことがあるのでは、何かちょっと困ったなと思っておりますが、いずれご指摘のように、そのエネルギーの地産地消ということも当然必要になってくるわけでありますので、先ほど申しあげましたプロジェクトで、町で可能なものについてはしっかりと推進していきたいと、こう思っております。

最後に、認知症予防でございますが、この認知症予防は先ほど最初の答弁にお答えしたように、町と社協、両方でやっておりますが、ご承知のようにこれも田上町には原ヶ崎にくつろぎの家というのがありますし、中店でふれあいの家といういわゆる施設がございますが、これは当初から認知症予防のために設置したものであります。比較的県内でも早く取り上げて設置した施設であります。もう少し利用者が、原ヶ崎のほうが利用者が常に多いのですが、中店のほうは毎日大体5人から6人ぐらいという、入れかわりでございますが、そういったことで結構大勢の方から利用いただいておりますので、町が定期的にやっているけんこつ体操とか、そんなもの含めまして、やっぱり認知症予防というのは、町が高齢化社会に入った今でございますので、当然必要な事業でございますので、より一層また研究して、効果的な内容を、活動していきたいと、こう思っております。

以上であります。

教育長（丸山 敬君） 有川議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、田上町の状況についてもう少し補足をしながらお答えをさせていただきますと思いますが、平成24年度までは実は隣の加茂市さんと同じように、米飯は週3回、そしてパンが1回、麺が1回、そして5回ということでしたが、米飯ということのよさも十分承知しておりますので、先ほど答弁でも申しあげました、保護者の方も構成員になっております田上町の学校給食会で議論させていただきまして、今年度の春から3.5回というふうに回数を増やさせていただきました。そのときの議論では、将来的には週4回程度ぐらいに増やしたいのだけれども、一気に増やすことに対してはいろいろ抵抗感もあるということで、そういう段階を今踏んでいる途中でございます。

残食の問題についても、実は週3回から3.5回に上げましたら、正直増えました。これは、子供たちのその残食量というのをきちんと私どもも調査しておりまして、毎回週どれくらい、どういうメニューのときに残食が増えるのかということをお栄養教諭を中心にしてチェックをしておりまして、いろいろ工夫をしているところなのですが、残念ながら正直増えました。私どもも年何回か、子供たちと一緒に給食を食べさせていただく機会があるのですが、そのとき私も一緒になったグループの子供たちに必ず聞くのです。これ週5回になったらどうだと言ったら、嫌だという答えが圧倒的でした。ふだんは、朝何食べてくるのと言ったら、やはりご指摘のとおりパンが圧倒的に多うございました。

ですから、家庭の食習慣がそういうふうになってきていると。それから、学校給食はただ栄養を考えるだけではなくて、食育という視点も今入ってきておりまして、この食育の観点の中には、食事の大切さ、食事の喜び、楽しさを理解するというのが実は食育の目標のトップに上がっているのです。ですから、ただ栄養だけで子供たちに指導するというのは、なかなか難しい状況がある。やはり楽しさも、無理やり強いて、残食が増えては何にもなりませんので、その辺また給食会等でも議論しながら、食育とあわせながら、段階的に目標としている週4回ぐらいに上げていければいいなど、そんなふうに思っております。

それから、三条市のご質問ですが、私の承知しているところでは、平成20年から完全米飯給食にされた。そのときの理由は、市のホームページにも載っているのですが、こんなふうに表示されております。その理由は、お米を中心にした和食が日本人の体にも心にも一番合う食事だからであるということ。

先ほどご質問の有川議員さんから、世界遺産の文化遺産に登録されたということですが、これは農水省のホームページ等で私も勉強したのですが、見ますと、ある特定の和食を指すものではないと。日本の和食の食習慣、あるいは季節感、あるいは器、それらもろもろ含めたものが和食の文化ということで世界文化遺産に登録されているというふうに私も理解をしております。

米飯のよさも十分承知しておりますので、また学校、あるいは保護者の方々と議論しながら、よりよい食習慣、そういうものに向けて議論重ねていければなど、そんなふうに思っております。

新潟市の理由については、承知をしておりません。

以上でございます。

3番（有川りえ子君） 答弁ありがとうございました。

いろいろ前向きなご答弁がございましたので、総合防災訓練については今内容をどんどん固めているというところでもございましたので、各内容がしっかりと実現されることを期待しますし、私や今井議員が所属している女性消防団も止血法などを通じて町民の皆様にとしっかりとデモンストレーションできるように訓練も開始いたしましたので、男性の消防団の方もそうだと思いますが、さまざまな形でこの総合防災訓練に向けて今取り組みをしているところですので、これ第1回目ですので、しっかりとやって、そしてまた第2回、第3回に向けて充実した内容にしていただきたいと思います、これは要望でございます。

自然エネルギーに関しては、地産地消できたら本当に素晴らしいことで、町長からの答弁では、ご家庭の太陽光発電は推進してもらいたいけれども、これは個人のお宅のことですので、皆様のご家庭のお考えやご予算ということもあると思いますが、いろんな会社が今できてきておりますので、価格も下がってきているということでございますので、私の友人も自分のうちにつけたよということで見に来てくださいと言われたので、川船のおうちに見に行きまして、こうやって発電していますので、今電気料が余りかからなくていいのですよみたいに言っておられたので、こういったご家庭が増えるのも確かに自然エネルギーを使うことでございますので、こういったことも進んでいってほしいですけれども、町としてはやっぱり町独自で発電できるような方策をそのプロジェクトチームでしっかりと新しい情報を入れていただいて、検討していただきたい。これも要望になります。

最後に、米飯給食について丸山教育長からご答弁いただきました。3から3.5回になった。これ以前もほかの議員からご質問がございまして、そうやって少しずつ増やしているのですよということもよく理解できます。私たちの小学生の時代のころなんか全部パンばかり、コッペパンでしたので、今の米飯給食はうらやましいというか、それが本当だなと思っております。大体最初に給食制度をつくったのがアメリカですから、自分たちのパンを食べなさい。牛乳を飲みなさいみたいなところがあったので、仕方がないのだと思うのですけれども、例えばパンなんかも米粉を使ったパンなんかももっともっと安くできればいいなと思うのですが、なかなかそれも今のところはちょっと高コストになっているということですので、いろんな形で児童・生徒の皆さんにおコメの文化のよさというか、本当に和食のよさを知っていただいた上で、パンも食べても構わないし、パスタを食べていただいても構わないのだけれども、やはり教育の場、そして食育としての米飯給食を少しずつ、少しずつというか、もうあと一歩ですので、完全米飯に向けて、それが可能なかどうか。

そして、その残食率はちょっと私も残念でしたので、残らないようにするにはどうしたらいいのか。学校給食会での調査・研究を心から期待をいたします。本当に楽しい給食であってほしいなと思います。私は、一緒に食べてはいませんが、ランチルームを見せていただいたことはあります。皆さん楽しそうにやっておられましたので、そういったところの空調なんかもしっかり管理していただいて、楽しい学校生活が送れるように要望したいと思います。

最後に、私は福島の方にたくさんお会いしましたら、新潟から来ましたと言うと、本当に新潟の方には感謝していますと何度も言われて、私新潟の代表ではないので困ってしまうのですけれども、本当に福島の方は新潟の人が東日本大震災ですごく早く駆けつけてくれたことや受け入れてくれたことに関してとても感謝をしているそうです。佐藤町長にも絶対挨拶してくれと言って、市長さんがわざわざ名刺くれましたので、この間お渡ししたぐらいでございまして、本当に新潟県民の皆様、そういうふうに福島の方は新潟の方にすごく感謝しているということをお伝えして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） ご苦労さんでした。有川議員の一般質問を終わります。

次に、11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井でございます。一般質問させていただきます。

私は、町長の施政方針を受けて質問をしたいと思います。実は、私ちょっと施政方針について、いささか残念と申しましょうか、ちょっとどうなっているのだという思いがあります。なぜなら、私議員もう11年ぐらいになりますけれども、私議員になったときには、3月議会というのは町長の施政方針を受けてそこを、問題点やこの1年間どういうことをやろうというところを質問する大事な議会なのだというふうに先輩議員から教えられたと思っております。

しかしながら、一般質問は何を質問してもいいのですけれども、施政方針に対して質問しない議員が最近増えてきました。ということは、施政方針に突っ込みどころというか、問題点というか、興味といたしましょうか、が非常に薄いのではないかと考えています。そして、私自身もそう思っている一人でございます。

議員の皆さん、今年の施政方針のこれ、今見て気づいたことがありますか。私2つ気づいたのですけれども、1つは町章、カタツムリのマークもじったみたいな町章が初めてつきました。23年、24年、25年にはついていません。今までついたことありません。これは、何かの意味のあらわれなのか、決意のあらわれなのか、ちょっ

と前段でお伺いしたいというふうに質問の通告にも書いてあるのですけれども、聞いておきたいと思います。

それから、もう一点、実は今回の施政方針の方針書、これがページは14ページにわたっています。今まで平成23年12ページ、24年11ページ、25年11ページとちょっとぐらいだったのが非常に増えております。どこが増えているかというところ、まず施政方針の前段の25年度の成果や思いを述べているところが増えております。それと、あと教育関連の事業費のところの説明が非常に伸びているなというふうに思っております。

しかしながら、なぜかことしのこの施政方針が薄っぺらに思えてしょうがないというのが私の印象です。というのは、私はことし町長がいろんな新年会や何かで話しするところを見ると、何かほぼハードとか、そういう事業終わったのです。これからはソフトなのだというふうなことで、ここにも書いてあります。3ページのところにも。特にソフト事業に重点を置き、町民各位から云々というふうな形になっていますけれども、もうハード事業はいいところ終わったのだと、これからソフトをやっていくのだということで、何か思いが抜けているような気がしてたまらぬのです。私としては、議員になったときから延々と言い続けている羽生田川の水害対策、一向に進まない。こんな中でもうソフトの時代なのかというふうに思ってしまうのが私の印象でございます。

前段のところでもそういうふうなこのマークを入れたとか、施政方針書、考え変えたところに意味があるのか、ちょっと枕としてお聞かせいただければと思っております。

さりとて施政方針の中には、いろいろ私も興味打った部分もありますので、質問をさせていただきます。

まず、少子化対策推進室についてでございます。平成26年度における取り組む重点施策及び各会計予算の大綱の中で少子化対策元年と位置づけ、少子化対策推進室を設置とありますが、この少子化対策推進室というのは、一体何人体制で、担当責任者、副町長とか、そうなるか。町長自身になるのか。担当責任者は誰になり、どのように事を具体的に取り組むのかを質問したいと思っております。

それから、少子化対策に関連して、4ページあたりのところで昨年度のことなのでしょうけれども、特定不妊治療費助成や妊産婦医療費助成にそれなりの効果があったとありますが、それなりの効果というのはどのような効果があったのか、質問をしたいと思います。

また、総務関連事業では未婚化・晩婚化に対してセミナー等の開催と出会いの場をサポートとありますが、これはどのようなものでしょうか。町がこういう出会いの場とかセミナー等を開催しているというのは、また新たな動きだと思っております。社協の事業で出会いの場といたしましょうか、の提供というのはありますけれども、町が取り組むというのは久々のことだと思っておりますので、これがどのようなものになるのか、非常に私も注目しておりますので、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、大学との連携協定についてでございます。平成25年度の成果として新潟薬科大学、新潟経営大学、新潟中央短期大学との連携協定の締結がありました。これは、私は25年度事業の中では年度中、おっと思うような一つのインパクトのある出来事だったととらえております。

施政方針の中では、近隣大学との連携を活用したたけの子塾とあり、教育関連事業の中でも近隣大学等の協力を得ながら、教育活動の評価や改善とありました。また、たけの子塾ということもそこでも述べられております。社会教育でも近隣大学との連携と記載されてありました。

そこで、質問です。まず、連携協定で教育面で連携する事項を整理してお聞かせいただきたいと思っております。連携協定の中で教育、要は新潟薬科大学、新潟経営大学、中央短大と教育面でどのような連携をするのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、この施政方針の中で述べられたたけの子塾というのは、一体どのようなものなのか。学校内に設置される学習塾みたいなものなのか。また、体験教育等々のものなのか。お聞かせいただければと思っております。

最後に、施政方針の中では連携協定で教育面以外のことは記載されておられません。連携協定では教育面以外にどのような協定といたしましょうか、大学との事業を考えていられるのか、お考えをお聞かせいただければと思っております。

3つ目です。田んぼダムについてでございます。これも新規の事業として施政方針で上げられました。土地改良区と連携し、田んぼダムとありますが、土地改良区とはどのような合意になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

農家の中には田んぼダムによって水没して、収穫量が減ったりなんかしたときの補償等々を危惧するような人もいますけれども、どのようなぐあいになっているのか、お聞かせいただきたいと思っておりますし、現在のところどのような面積、規模を想定しているものなのか。

それから、どのような降水量に対応できるものなのか。田んぼダムによって時間当たり50ミリの雨には対応できますよとか、そういうようなものがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

4番目の質問です。仮称生涯学習センターについてです。仮称生涯学習センターについて、国道403バイパスの全線開通を見越し、交流人口が図れる拠点施設として位置づけとあります。これは、単なる生涯学習センター機能ではなく、道の駅的な機能を検討していくという意思のあらわれでしょうか。我々は、再三一般質問やいろんなところで、生涯学習センターをつくるのなら道の駅的なとか、直売所機能を持ったとか、そういうふうな提言、または委員会での調査でそういうところを見に行ったりとか、そういうところを検討しておりますが、町長はそういう議員や周りの意見を受けて、生涯学習センターをそのような多面的機能を持った施設と考えた上での建設計画に乗り出していくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、この生涯学習センターに関連して、最後のほうに書いてあったのが国道403バイパスの全面開通を見越し、交流人口の増加が図れる拠点施設として位置づけ、既存施設の利活用を含め、調査・研究をしてまいりますとありますが、既存施設というのは、どこのことを指して新しい生涯学習センターと連携させていくのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの池井議員のご質問にお答えいたしますが、ご質問の答弁に入る前に、今ほどのご指摘のあった町章の件と、それからハードからソフトの件を、最初そこ触れておきます。

町章をなぜ入れ込んだかという、何か意味あるかと、こういうご質問であります。何もそれほどの決意のあらわれといったものではありません。ただし、ご承知のとおり施政方針とは町政運営に当たり重点施策予算につきまして議会に表明するものでありますし、田上町議会としてもこの町旗をここへ掲揚するということでございましたので、やはり重きを置くという意味で町章を入れさせていただきました。

それから、私はきずなでも今年度からソフト事業という話をずっとしてきているのですが、議員も総合計画読んだかどうかちょっとわかりませんが、第5次総合計画の中の大事な点は、町民が満足の得る事業、生活ができる事業をできると、満足度の高いということが基本になっております。ということで、実は私は町長に

なってから、一貫してこの施政方針を書いている中で、今まではこういう事業をします。こういう事業をしますということが多かったのですが、余りソフトのことは言ってこなかったなど、実はそう思いました。

ただ、総合計画を読み込めば、そのことによって特に財政が好転してきた十八、九年ごろからは、やはりそういったことを田上町の町民の皆さんが本当に田上に住んでよかったなと思えるものは、必ずしも道路だけができたらいいのということでもないなというようなこともありまして、子育ての問題、教育の問題とか、そういったようなことで、やはりソフトに力を入れる、そういう時期であろうと、そう考えてきました。

そういうことが基本的にあるわけですが、これも長く議員されている方はおわかりのように、田上町の施政方針でこの事業をします、この事業をしますというのは、十八、九年ごろから見直しというか、新しくつくり上げた、いわゆる町のまちづくり財政計画ということで、大体そこのところに、今は5年ごとに立てておりますが、そこでハード事業は主にそこのところに既に計画として上げて、財政的な負担といましようか、措置もしております。

そういうわけで、実は思いつきで次はこれやりますというようなことには、今田上町の行政の中ではできないというか、本当はぽっと思いついて、いいことしたいと思うのだけれども、それはできない。やっぱりみんなでつくり上げた、また議会からも了解いただきましたまちづくり財政計画に基づいて、確実にやっていくということが大事だろうと。それは、議員の皆さんも了解されたことでありますし、そういったまちづくり財政計画に基づいて、もとは総合計画でございますので、それに基づいて、余りそれに外れることのないような施策をしていくというのが基本でございますので、あるいは池井議員は少し不満足のようにございますが、そういったことが基本的にありますので、余り外れたことをしないというのが私の信念でございますので、やはりしっかりとした、着実に町を発展させるということが大事でありまして、私はこれも町民、議員の皆さんが一致して、単独の町でいくということにしたわけでありまして、今この時期はそういった財政が思わしくないから新潟に合併しますとか、あるいは三条市に合併しますとか、加茂市ということは余り考えてはいませんが、ということがないように、そういう着実な行政をやっていくというのが基本でございますので、どうかそういう観点で議員の皆さんもこれからの行政にいろいろアドバイスをいただければと、こう思っております。

それでは、本題に入らせていただきますが、最初に少子化対策推進室においての

ご質問であります。体制といたしましては、専任職員1名、それから課長、課長補佐の3人体制を考えておりました。責任者は総務課長ということで、総務課に設置することにしました。専任の職員は1人、もう専門にやるということで、今までの事業をまとめたり、あるいは改革したりというようなことでございます。

具体的に取り組む事業といたしましては、平成26年度では今まで地域整備課が実施しておりました新婚世帯家賃支援事業、あるいは空き家情報バンクに取り組むほか、新規事業といたしましては新婚子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給事業それから今年度はとりあえずは結婚に向けたセミナー及び出会いの場のサポート事業と、こういったことを実施してまいります。これは、それこそ毎年見直ししながら、適宜やっていくということでもあります。

そのほかに子育て、あるいは移住におけるニーズ調査の実施とか、その結果を分析いたしまして、平成27年度における施策の企画・立案、あるいは効果的な情報発信の検討及びPRなども実施してまいります。

また、少子化対策に係る町内合意形成組織であります少子化対策検討委員会というのがありますが、そこでは幹事会の事務局も担ってまいります。

それに関連しまして特定不妊治療助成とか、あるいは妊産婦医療助成の方であります。特定不妊治療助成では5組の夫婦より申請がありまして、そのうち2名の方に母子手帳を交付することができましたということは、皆様想像でわかりますが、母子手帳を交付することができたものであります。

妊産婦医療助成では、47名の妊婦さんに医療費の助成を実施いたしました。

また、未婚化、晩婚化のセミナーの開催及び出会いの場のサポートは、即お見合いパーティーという形式ではなく、まずセミナーを受講してもらいまして、それぞれ個人を磨いてもらいまして、準備を整えてからというふうに考えておりました。その内容といたしましては、男性を対象にした会話上手になる方法とか、身だしなみのセミナーなども開催してまいりたいというふうに考えております。その後、セミナーの受講者を含めまして、出会いの場を提供してまいりたいというふうに考えております。

次に、大学との連携協定の事業についてであります。平成25年の12月18日に新潟薬科大学、それから新潟経営大学、新潟中央短期大学と連携協定の調印を行ったところであります。現在各大学と既に実施している事業としては講師派遣や審議会での有識者としてゆうゆう教室、あるいは田上町外部委託等審査委員会、田上町子ども・子育て会議などがありまして、学生派遣としては放課後児童クラブ、理科支

援員、それから保育実習、教育実習などが挙げられます。

また、教育面以外におきましては、現在税法の学習機会と実務実習のために学生が税務申告事務に参画をしております。

なお、今後の期待される連携につきましては、生涯学習講座の講師、あるいは田上スポーツクラブへの指導、あるいは助言、それから新しい子ども子育て支援計画への参画、長寿時代への町づくり、また田上町夏まつりへの参画などが挙げられております。

また、たけの子塾についてであります。田上の12か年教育の、いわゆる田上の子は田上で育てるを具体化させるための一つでありまして、志を持った子供たち、意欲的に学ぶ心を育てたいということから、小学校4年生から6年生を対象にいたしまして、各小学校の図書室を利用いたしまして、放課後の4時から約1時間半を自分で学習計画を立てて、教科書の予習、あるいは復習ドリル、宿題などを勉強するところで学習支援として退職された教員と、近隣大学の学生との2名で指導を行ってまいります。

いずれにしても各大学との連携につきましては、それぞれの大学の連携協議会を開催いたしまして、ここでどのような連携ができるのかを協議していく予定になっております。

次に、田んぼダムについての質問であります。昨年7月の土地改良区の理事会で、町から田んぼダムの取り組みについての要請に対しまして、今年2月の理事会において新年度の取り組みを行うことに決定されたものであります。田んぼダムについては、大雨が発生する6月から9月の期間に田んぼの排水升に調整板を設置いたしまして、水田に降った雨を少しずつ排水することでダムの役割を果たす田んぼのことで、ご承知だと思いますが、後ほど担当課長から現物をお示しをいたしまして説明いたしますが、多くの水田で取り組むことで、大雨のときに水田内で貯水することによりまして排水路の負担を軽減させるものでありまして、水田からの落水量を抑制いたしまして、一時的に雨水をためることによりまして排水路の増水を防ぎまして、転作作物や宅地の洪水被害を防止するとともに、排水機場の維持管理の削減を図ることとか、余裕を持った排水対策ができまして、ひいては信濃川本川の水位上昇の抑制にもつながるものであります。

取り組みの面積、お尋ねでありましたので、これは新年度から圃場整備を完了している地区の530ヘクタールを予定しております。

考え方といたしましては、排水升の吐き出し量を4分の1に絞りまして、5反の

田んぼに10センチほどたまった水を24時間かけて排水するという考え方であります。新潟県では、洪水被害を小さくするために田んぼダムの取り組みは各市町村で取り組みが増えておりますが、当町においても耕作者から協力をいただきまして、少しでも排水被害を解消したいと考えております。町から材料、調整板を支給いたしまして、土地改良区を通じまして耕作者に対策をお願いする施策であります。

最後に、仮称生涯学習センターについてであります。これは池井議員も先ほどご指摘ありましたけれども、これは施政方針でも述べたとおり、国道403号バイパスの全線開通を見越して、交流人口が図れる拠点施設ということとして位置づけました。今までは、仮称文化的施設というようなことでした。ここ数年生涯学習センターというふうな名称にすると考えてきましたが、いわゆる生涯学習センターということで、道の駅的な機能も視野に入れて、生涯学習センターの機能をどうするかとか、あるいは交流人口が図れる拠点施設にするためにはどうすればよいかなど、研究いたしまして、複合的かつ多目的に利用できる施設を目指しております。

大変資材が高くなってきているというようなことをございますので、それを見通したり、あるいは作業をする方が手薄だというようなこともありますので、ちょうどそんなこともありましたので、少し一、二年ぐらい延びるかと思いますが、その間に補助金が得られる、単独の生涯学習とか文化的施設には一切補助金は出ません。出ませんので、そういった多目的な施設というよりは、そういう道の駅的なものを併合していくことによって補助金などの財源確保を今調査をして検討していくということになっております。

それから、建設年度によっては現在老朽化している公民館をどうするかという問題、一つあります。

それから、今原ヶ崎交流センターの既存施設の利活用も含めて調査しているところでありますが、ご承知のように現在文化活動とか、そういうことは原ヶ崎交流センターのあのホールを使ってやっていただいておりますので、合唱や、そういうものはできるだけ原ヶ崎交流センターを活用していただきまして、この生涯学習センターに私はやはり会議室を多くつくって、いろんな団体から使っていただけるような、そういうことも中心として、いわゆる文化的な施設からは少し形を変えて建設を進めることを今検討しております。

いずれにしても今後は職員を中心とした、仮称であります。基本方針検討委員会を立ち上げまして、内部検討を行った上で、早い段階で方向性をお示しできるようにしていきたいと、こう思っております。

以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 町長がもう少し詳しく説明しなさいということでございますので、私のほうからもう少し細かく田んぼダムについて説明させていただきます。

取り組みの面積については、町長がお話ししたとおり530ヘクタールでございます。したがって、町歩で言えば530町歩でございます。

圃場整備の終わった田んぼにつきましては、約1,600カ所の排水升が、大体5反に1つずつの排水升が400掛ける400ぐらいの升がついてございます。その升を田んぼダムができるよう、先ほどお話しした、保水を目的で調整いたしまして、田んぼにある程度保水を持たせて、24時間で排水する、大雨時のピークを約70%カットする施策でございます。通常でございますと、排水升から出る排水管につきましては、この150の円形の水が大雨時に降れば、これが満水、排水路に出ます。そこに、排水升にこういう板を当てることによりまして、要は大雨時にはこの部分しか排水路に出さないよということですから、この部分の面積とこの面積との差になりまして、町長申し上げたとおり約4分の1の吐出能力を、約4分の3をどンドン、どンドン大雨時にはたまっていくという形になります。先ほど町長がお話ししたとおり、吐出量を約4分の1に絞りまして、約5反の田んぼに10センチほどためた水を約24時間の時間差で排出する仕組みでございます。

したがって、池井議員がおっしゃるような、これ以上降るような大雨、シミュレーション的には日量170ミリ程度の大雨時を想定していますが、それ以上降れば、当然この10センチ以上の堰板から升にこぼれて、通常のここからも出るし、ここからも越えて出るというものでございます。

なお、私どものほうからこの堰板を支給させていただいて、改良区からはこの上の通常の部分のを同時につくりまして、耕作者にお願いして、町長が先ほど来お話ししておるとおり、耕作者の協力なくしてできない施策でございますので、とにかく時間差で水量を排水路に出る軽減をして保水をしていく施策でございますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 2回目の質問させていただきます。

答弁に対しての印象ですけれども、ばかにご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。前段のところについても非常に詳しく答えていただきました。久しくこんな丁寧な質問に答えてもらうと、何か選挙が近いせいかなとかと思った

りもしておりますが。

それで、2回目として、まず最初の少子化対策推進室についてです。これは、専任1名で、総務課主管で課長補佐と課長というふうな話ですけれども、ぜひこれ内容、話聞いていますと、産業振興課、地域整備課、または保健福祉課、教育委員会も含めたところ、非常に連携しなければならない担当部署になるなと思っておりますので、協力のもと進めていただきたいと思います。

それから、妊産婦の助成や特定不妊治療のことについてですが、説明いただきました。ここには、それなりの効果なんて書いてありますけれども、これは十分な効果あったものと私は今の話聞いて思いましたので、これは十分な効果があったということで、これをもっと進めていってほしいと思います。

それから、非常に注目すべきはセミナーの開催だと思っております。町長ご存じのとおり、結婚しない、またはしたくない、したいけれどもできないという人にはやっぱりそういういろんな、しゃべり方が下手だとか、異性とのコミュニケーション能力が低いとか、いろいろな何らかの問題があろうかと思えます。ぜひそこら辺やっていただきたいと思いますし、これやるときに、我々仲間で話したことがあるのですけれども、加茂の仲間と。加茂の場合なので、加茂の商工会議所と連携して、例えば服装のコーディネーターはこのお店に行くと教えてもらえるとか、それから車のセンスをどうこうするのは、この自動車屋でとか、そういうふうなところを巻き込みながらやったほうがいいのではないかというような話をしていたことがあります。ぜひこれセミナーの講師を地元商工業者、巻き込んだ中に行えればと思っていますので、そのようなちょっと私の意見に見解あれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目の大学連携のことです。わかりました。教育面以外でもスポーツ、教育に入るか、生涯学習、それから夏まつりやなんかでもということですので、ぜひそういう夏まつりや、または田上町文化祭、またはいろいろあじさいまつり、温泉まつり等々ありますけれども、そういう大学のPRブースみたいなのを設けて、これ田上町だけ応援してもらってというわけにはいかないと思います。田上町に応援してもらうかわりに、ギブ・アンド・テイクで田上町の子供たちをその大学に入れますよというか、大学のPRをしてもいいですよというような、そういうギブ・アンド・テイクの効果もなければだめだと思っていますので、ぜひ大学のPRブースを田上町の各イベントに設けるべきだと思います。そういうふうなPRもしてもいいから、ぜひ手伝ってくれという形で各種事業に若いマンパワーを使えればと思

っております。

ちょっと余談になりますけれども、今年2月11日に阿賀町で行われた、雪だるまアート展という名前にしたのですけれども、そこなんかも新潟大学の学生、長岡大学の学生が来て、やっぱり高齢化した住民だけではイベントできないようなところをマンパワーで雪だるまをがらがんつくったり、そりゲレンデつくったりということで、非常に感謝されていたというのがあります。その若い力というものをぜひ利用してもらいたいと思っております。

それから、たけの子塾についてです。これも非常にいい取り組みだなと思っております。

ただ、小学校の4年生から6年生ということで、学習支援ということなのですが、ぜひこれ中学生も検討入れてもらえないでしょうか。というのは、少子化対策とも関連するのかもしれませんが、実はうちの娘、中3でして、きのうは受験でございました。そんな中感じることは、やっぱりうちも学習塾といいたいでしょうか、通い型の家庭教師と申しませうか、そんなところに通っております。そういう経験を得ると、やっぱり非常に教育、お金かかると。学習塾行っていないような子供なんていないみたいな状況が現実だと思います。そういう中でたけの子塾の中学版みたいなのもつくって、そういう大学生から学習支援等を受けられれば、田上町は学習塾に行かなくても立派に高校に合格できる子供を育てられるのだよというようなところに持っていければと思いますので、検討願いたいと思います。こちら辺は、教育長の範疇になるかもしれないのですけれども、今回答弁者に指定していませんので、ぜひ中学のほうでもたけの子塾開催を検討していただきたいと思います。町長の答弁があればお聞きしたいと思います。

それから、田んぼダムについてです。概要は見えてきました。私も実は農業、素人なものですから、その10センチの水かさが増すことによってイモチ病だとか、そういうふうな心配はないというふうに理解していいのでしょうか。そこら辺ちょっと確認させてください。そういう不安を持っている農家さんがいないのかどうかというところもお聞かせいただきたいと思います。

それから、このところを見ると、土地改良区と連携と書いてあるのですけれども、何か合意はされているのか。田んぼダムの設置について、合意文書を交わしているのかどうかというところをちょっとお聞かせいただければと思っております。

それから、4番目の生涯学習センターの件です。今の話聞いていると、私ちょっと初めて何か違う感覚を得たのですけれども、今までは生涯学習センターをつくっ

てくれと。生涯学習センターに道の駅機能を持たせてくれというような話をしていたのですけれども、今の町長の答弁だと、生涯学習センターでは補助金は得られないので、逆に言うと、道の駅を建設して、道の駅に生涯学習センター機能を持たせて、そういうふうになれば何か補助金を得られるかもしれないという道も探そうというふうにとることができたのですけれども、私もああ、それも一つの手だなと思ったのですが、そういうことも含め、基本方針検討委員会で検討していくというふうなことだというふうに理解してよろしいでしょうか。それちょっと確認させてください。

以上で2度目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） セミナーの開催についていろいろご提案をいただきまして、ありがとうございました。

いずれにいたしましても私ども庁議の中では、このセミナーに私が提案しているのは保護者の教育をしたらどうだと。あるいは皆さんお若いから、私の年になると仲人制というのがありまして、仲人がいるばかりに結婚はよく進んだということもあたりして、そうするとやや家と家のつながりということもございますけれども、そういうのも一つの方法ではないのかというような話もしておりますので、いずれまた検討していくということにしております。

2番目に、大学連携については、これはそれぞれの3つの大学では、もうそれぞれどう田上町に貢献できるかというようなこともきちんと持っている。例えば薬科大学なんかは薬の活用の仕方とか、そういったものの指導とかということも言っておりますし、経営大学なら経営大学のほうで、子供たちにサッカーをどう指導していくとか、あるいは中央短期大学のほうはミュージカルをできるだけ田上の子供たちにも見てもらって、そういう夢を育んでもらうという、例えばそういったようなこともそれぞれの大学では検討して、そういったことを今後実現化していくということのようであります。

たけの子塾に中学生もということ、後ほど教育長のほうから答弁をしてもらいますが、もともと12か年教育というのは、最終的には田上町の子供たちの学力をどう引き上げるかと。そこなくして、やっぱり意味がないわけでありまして、基本的には中学校の授業の中で伸ばすことが当然でありますけれども、今ほど池井議員のお話のような例もあるわけでありまして、しかも意欲的に学習に取り組める子供たちが育てばと。すくすくとタケノコのように伸びていくということでたけの子塾ということになりました。

田んぼダムにつきましては、もしあれでしたら担当のほうに詳しく説明してもらいますが、実は土地改良区とは文書で交換しておりませんが、既に土地改良区のほうが地元説明会の中で町との協議というか、今までの協議の中でこういうものを田んぼに設置していくという話はもう既に話をしているようでもありますので、そのことについてもし……

(何事か声あり)

町長(佐藤邦義君) では、担当のほうでそれぞれ答えます。

以上であります。

(生涯学習センターの声あり)

町長(佐藤邦義君) 生涯学習センターは、道の駅が主ではありません。あくまでも生涯学習が中心になって、その脇にやっぱり田上町の人たちが集まり、直売所とか、そういったいわゆる道の駅かまちの駅かというのは、まだ名称はこれからですけども、そういったふうにしていくと。その部分には恐らく補助金が可能だろうということで、単独の文化的施設はだめです。

以上であります。

地域整備課長(土田 覚君) 池井議員の2回目のご質問の中の農家に対しての不安等のお話については、田上郷土地改良区とも十分協議した中でお話ししてありますが、設置時期が6月から9月までの一番大雨が降る期間でございますので、稲もある程度大きくなっている時期でございますので双方とも、農家さんとも維持管理の想定内というふうに考えております。

なお、先ほどちょっと落としましたけれども、取り組むことによりまして、530町歩で10センチでございますので、53万トンの水を一気に出さないという想定です。小さい三角のを出さないという想定で、53万トンの水がためられることによりまして、その53万トンの水を、先ほども町長お話ししましたが、24時間かけて、時間差でゆっくり出していくということでの施策でございますので、よろしく願います。

なお、被害というか、農業系の稲の系統については産業振興課長が今お話ししますので、よろしく願います。

産業振興課長(渡辺 仁君) それでは、お答えいたしますが、先ほど来言っているとおり、6月ころからの大雨対応ということでございますので、稲姿ももう大分大きくなっております。

それで、ある程度、頭まですっぽり5日間以上もぐると大分影響が出てくるので

しょうけれども、24時間で腰ぐらいのところからざあーと抜けていくような状況であれば、病気等もほとんど心配要らないと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

教育長（丸山 敬君） それでは、たけの子塾ということで教育長答えろということで、もう少し補足してお話しさせてください。

たけの子塾は、実は去年の秋から試行的に毎火曜日放課後、両小学校の図書室を提供していただきまして、今両小学校合わせますと30名弱の29名ですけれども、子供たちが来ております。もともとは子供たちの放課後を豊かにしてやりたいということで、小学校3年生ぐらいまでですと、放課後児童クラブというのが機能しております。ところが4、5、6年生になりますと、それから外れてしまいますので、そこを補完する意味、それからもう一つは、子供たちの学習の状況を見ておきますと、受け身の学習です。先生から教えてもらう。多分塾もどちらかということ、教えてもらう。これで将来学年が進行したとき、本当にそれでいいのかということを考えてとき、田上では目指す子供像として、先ほど話ありましたように、志を持って意欲的に学ぶ子供たちを育てたいという願いがありますので、自主的に自分で学習する習慣をどこかでつけてやらなければならぬということで、やっぱり将来の学習に非常に影響のある小学校の高学年、4、5、6年生にターゲットを絞りまして、学習習慣をきちんとつけさせてやろうということが主眼で実はこれをスタートさせました。

今、子供たちからもいろいろ評価してもらっていますけれども、非常に好評でございまして、OBの先生と、それから将来教員を目指す学生さんがセットになって、実は小回り感のあるそういう内容について質問を受けたり、アドバイスをしたり、そういうことをしております。子供たちは、そういう宿題がここでできた。非常に肩の荷が軽くなって家に帰れてよかったというような、本当に率直なそういう感想漏らしております。

いっとき中学校にも拡大を考えたのですが、正直田上中学校、非常に部活動も活発でございまして、その子供たちとのいろんな調整とか、そういうものでなかなか難しい部分がありまして、それはこれからの研究課題にさせていただきたいと思っておりますが、とりあえずは小学校の高学年の4、5、6年生をまずきちんと育てようということで新年度にお願いして、引き続きこれを発展させていければなど。

そういう取り組みの中からもいろいろ課題等も見えてきておりますし、あるいは可能性も見えてきますので、それを踏まえて、将来的には中学校の2年生ぐらいまで

含めたそういうものをやはり検討していてもいいかなということで、今部内ではいろいろ議論しておるところでございます。

以上でございます。

11番（池井 豊君） どうもありがとうございました。いろいろ見えてきた部分がいっぱいあります。教育長からも答えていただきまして、本当にありがとうございました。私も一般質問出すときに、必要あらば教育長にも答弁というふうをお願いしたのですが、必要ないかなと思っておいたら、答えていただいて、ありがとうございました。

今話を聞くと、このたけの子塾というのは非常にいい仕組みであるということが明確になってきました。児童クラブが終わった高学年の学生の受け皿にもなるし、学習意欲を引き出すというのと、あと教職員OB、または教職を目指す学生との連携というので非常に何かいいものが描けていると思います。これ田上町の一つの看板メニューになると思いますので、人口増加策の。ぜひこれ、田上町は公立の塾やっていると云ったらおかしいけれども、学習意欲のある子供にはそういう大学や地域と連携して塾を学校の理解のもと開催しているのだというのは、ひとつ大きな売りになると思いますので、ぜひその可能性を大きく広げる方向で検討してもらえれば、少子化対策の一つの売り、新潟市から人口を引っ張ってくる一つのまたネタになるのではないかなと思いますので、なお検討をよろしく願いいたしたいと思います。

それから、田んぼダムについてですけれども、わかりました。6月ぐらいなら丈も高くなってくるので、病気の心配ないというのわかりましたけれども、逆に今度ちょっと心配されるのは、9月までなので、稲刈り時期に水ためたがためにぬかるんで機械入れられなくなったとか、そんなトンブルがないように、ぜひこれ後でトラブルにならないように合意文書を作成して、ちゃんとしたものではなくてもいいので、やっぱりある程度のやりとり、町はどこまで応援しますよとか、どこまで協力してくださいよみたいな合意文書、必要だと思いますので、合意文書、作成することができるのかどうか、最後ご答弁いただければと思っております。

それから、生涯学習センターもわかりました。あくまでも生涯学習センターで、道の駅的な機能を併設するところは別立てで補助金を申請すれば補助金をもらえる可能性があるのではないかとということで検討していくということで理解しました。これも今までちょっと頭になかったような斬新なアイデアだと思いますので、ぜひ道の駅的な部分とを併設したということで補助金をとれる可能性やら、利活用の可

能性を検討委員会の中で進めていってもらいたいと思っております。

合意文書作成のところだけ答弁として答えていただければいいので、これで3回目の質問終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほどのご質問にお答えしますが、たけの子塾については今ほど教育長が答弁したとおりでありまして、ご紹介をしておきますが、この近隣、最初は村松町でしたけれども、今五泉市も含めて、あそこ寺子屋塾というのがあります、田上町のように学校ではなくて、その地域地域の公民館等でかなり大勢の、大体先生方が80人ぐらいいるのだそうですが、多分村松あたりでは、大変失礼だけれども、学習塾なんかないのかもしれないので、大変よく子供たちが勉強しているという、現場にも何回か行ってみましたけれども、そういったことがありますので、現状ではとりあえず学校の教室を使ってということでありまして、ご理解願いたいと思います。

田んぼダムについては、先ほど協定はしていないけれども、現実にもう土地改良区も動き出しておりますので、やはり文書で取り交わすのは、そういうふうな方向で土地改良のほうに話をしていきます。

以上であります。

議長（渡邊正策君） 池井議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前 11時33分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、椿議員の発言を許します。

（2番 椿 一春君登壇）

2番（椿 一春君） 2番の椿一春です。一般質問いたしますので、よろしくお願いたします。

今回は、2点についてで、1つ目は地域防災と消防団組織について、2つ目に自治体における社会責任（SR）、その取り組みに対する考え方について質問いたします。

まずもって、きょうの朝も黙祷したのですが、きのう東日本大震災が起こり、3年たちました。まだまだ記憶に新しく、いまだ原子力発電の問題ですとか、復興に向けた街の整備でいろいろ多くの問題があり、また今回の質問での消防団ですが、

この震災で254名の方が殉職されております。この消防団なのですが、災害時、地域の守りとしてその存在と役割が再認識されました。しかし、このような期待とは逆に、消防団の数は減少し続けております。また、構成する団員の高齢化ですとか、あとサラリーマンの団員も多く、いざというときに出動できないなど、消防団を取り巻く環境は一層厳しくなっております。

そこで、1番目の地域防災と消防団組織についてなのですが、全国的に消防団員の確保が難しい自治体が多い中、当町でも例外なく、定数割れの分団が多くあることは、町長も認識があると思います。今年度より区長さんをお願いして何とか消防団員のなり手を開拓するような方法を取り始めております。

そこで、質問です。区長とかに依頼することで、どれだけの効果を期待しているのでしょうか。

そこで、現状の団員の定員何名、欠員何名で、何%欠員しているということで、これをどれぐらいまで改善するのか、数値をもって具体的に回答願えればと思います。

次に、消防団員の処遇についてなのですが、町でも消防団員に対して2万円少しの年間の報酬と、あと出動に対する手当が出ております。これは、昨年12月の臨時国会で消防団支援法というものが成立されました。今回の法律改定によって、国は市町村に対して交付税を計算する単価を明確にしましたということがあります。その明確にした金額というのは、団員1人当たり年間報酬として3万6,500円、出動に対して出動手当7,000円を地方交付税で支給するというふうに明確に提示されました。あと、それから退職金のほうでは全国一律、団員から班長、分団長、いろんな資格があるのですが、その全階級で一律5万円を引き上げる等の消防団員に処遇を改善するということが昨年12月の臨時国会で消防団支援法というものが成立されました。

それと、あと、これは処遇に関係するものと、もう一つ整備ですとか、教育関連なのですが、消防車ポンプの3億7,000万円、18台。それから、地域防災のリーダー育成のためにその訓練費に4,000万円。あと、消防団の活動拠点を補助金の対象にする。それから、消防団設備へ地方交付税の大幅な増額。あとは、車両・拠点施設整備、地域財政の緊急防災・減災事業債の継続をするといった法律であります。この法律の成立に対して、当町ではこれからどのように対応していくのかお聞かせください。

それから、3つ目に、新潟県内の自治体ではある年齢になると、ある期間消防団

にほぼ入りなさいということで義務化になっているのか、慣習なのか、そこまで私もよく調べていないですが、ある年齢になったら、ある期間消防団に所属しなさいというものが、そういった体制をとっている自治体は新潟県内、どれくらいの自治体があるのかというのと、もし当町でこれに準ずるような方法をとる必要性はどのように考えているかというのをお聞かせください。

それから、4つ目に、サラリーマン消防団の割合が増える中で、長野県と秋田県、富山県で消防団活動協力事業所への優遇措置ということで、法人税とかを減税しております。こういった消防庁が認定するものと、地方自治体の消防の組合、こういったマークなのですが、事業所に応じて2人以上の消防団員がいるマーク、このところにこういったマークをつけて、その事業所は消防団、消防活動に貢献していますよといった、そんなマークを交付しております。

それで、優遇されている事業所にとっては、自治体によって違うのですが、法人税の減税しております。大体年間で10万円が上限になった法人税を減税しておいたり、あと入札資格のときの審査のときに、社会貢献度に対しているところに点数を多く配分して、区別というのですか、町の消防団活動に対して、おたくの事業所は貢献してくれますということで、入札資格なんかのときでもいい加点をしているというのを、そんな対策をとって事業所で消防団員をつくっているというところもあります。

それで、当町としても町の役場の職員においても消防団員の参加をしてはと思うのですが、町の役場の職員に対する消防団員の参加についてどのように考えるのかお尋ねいたします。

以上が消防に関する質問でございます。

次に、2つ目の自治体における社会責任の手引書として、国際規格 I S O 26000 の取り組みについて質問いたします。

I S O 26000 というと、初めて聞くような言葉もあるのですが、国際規格として I S O 9001 というのは品質に関するマネジメントということで多くの方で認識あると思います。I S O 14000 というのが環境に関するマネジメントということで比較的多くの方が認識されているのですが、今回 I S O の 26000、これは社会責任の手引書というもののなのですが、2010年につくられました。また、いろんな自治体で活用できます。通告時に関連資料も添付してありますので、当町における今後の取り組みはどのようなふうにするのかというのを質問いたします。

それで、概略なのですが、I S O 26000 のことについて紹介いたします。国

際規格のISO26000なのですが、これ社会的責任の手引書で、全ての種類の公共及び民間のセクターの組織のための横断的かつ地球規模に即した手引きを提供するもので、社会責任に関する世界的な実施事例を推奨するものですということで、これ社会責任という考え方と、社会貢献というので、2つに主にあるのですけれども、今の消防団のような社会に対しての貢献、社会化はどれくらいいいかということで、いい会社というのを点数づけしているのですが、これを自治体におきますと、自治体の仕事というのはほとんどが発注する仕事があります。物を買ったり、仕事を事業委託したり、外部に委託する仕事がほとんど多いのですけれども、そういった今度は委託する先のところにどれくらい社会的に貢献しているかというのを点数づけます。どうせ仕事を発注するのだったら、A社とB社あった場合、同じ要件で、中身も一緒でしたら、社会貢献に対することでどれくらいその会社が貢献しているかによって点数づけされているもので、どうせ発注するのだったら、社会的責任を多く果たしている、そういった会社に発注しましょうという、そんな考え方の企画でございます。

従来の企画ですと、認証というシステムとっているので、毎年審査とかいろいろあるのですけれども、これはほんの手引書という考え方なので、お金もかからぬです。どこかで認証するというものではなくて、こういったのを自治体でどういうふうに行っているかという、これ添付資料でつけた資料なのですが、総合計画や基本計画、そういったところにこういった文言で入れられているとか、これが法令的なコンプライアンスですとか労働の慣行ですとかダイバーシティ、働く人の多様性ということで、女性の従業員をどれくらいいっぱい採用していますかとか、あと障害者の雇用、どれだけ障害者の雇用に協力していますかとか、あと環境に対してその事業所は環境にどれくらい貢献していますかとか、そういったことに対していろいろ点数づけするようなものです。こういったものなのですが、これで質問なのですが、他の自治体では社会責任への貢献度に対して企業の点数で評価し、発注先を決定しておりますが、当町では業者委託ですとか、物品購入など、どのような取り組みをしているのでしょうか。

それから、これに関する2つ目なのですが、町の活性化のために商工会がプレミアム商品券を発行しております。町もこれを補助しています。今年度も計画されていますが、これも当町での流通、町にお金を落とすというためにだと思いますが、やはりISO26000というので、雇用ですとか、地元での貢献度はどれくらいあるかということで点数づけして、町の業務を発注するものは大体町で全体で格上げに

なるようにするべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの椿議員のご質問にお答えしますが、最初に消防団員の確保についてのご質問であります。消防団員の現状といたしましては、平成25年4月1日現在では定員が279名に對しまして258人、21人が少なくなっておりまして、率にしますと92.5%というふうになっております。

団員の確保の方策としましては、区長からの協力だけでなく、各分団の団員がそれぞれ各地区を勧誘に回るなどして取り組んでいるところでありますので、区長に依頼した効果だけでどのくらいあるのかはお示しできませんが、今後の目標といたしましては定員に達するよう引き続き努力してまいりたいと、こういうふうを考えております。

次に、消防団の処遇改善についてのご質問であります。議員ご指摘の金額については、これは交付税を算定する際に使用する単価でありまして、その額、そのものが交付税として町の収入につながってくるものでありませんが、今後は近隣市町村等の状況などを参考にいたしまして対応してまいりたいと、こういうふうを考えております。

次に、消防団の入団義務化についてのご質問であります。県内の自治体の中で入団を義務化している団体は承知しておりません。そもそもいいましようか、消防団は昔からあくまでも有志によるボランティアでありますので、入団を強制することはできないと考えております。

次に、消防団活動協力事業所への対応と役場職員の消防団参加についてのご質問であります。消防団活動協力事業所への優遇措置等の対応は今考えておりません。

また、役場職員の消防団参加の推進については、もう既に何人かの職員が入団しておりまして、今でも庁議など、課長を通しまして入団を呼びかけてきた経過がありますが、今後は若手職員を集め、直接消防団員の入団の呼びかけを行っていきたいと考えております。

最後に、他の自治体では社会責任への貢献度に応じた企業を点数等で評価いたしまして、発注先を決定しているところがあるが、当町ではこのような取り組みを行っているか。または、行っていない場合は実施することで企業の社会貢献のレベルアップを行ってはどうかと。こういうご質問でございました。

当町では、ISO26000での雇用、あるいは地域貢献などを考慮した総合評価方式での業者選定及び発注は現在行っておりません。町では、あくまでも町内経済の活性化のために町内で可能な業務はできるだけ町内業者に発注を行っている状況であります。町内業者は既に町の空き缶回収、あるいは災害時の応援、それから除雪対応など、多くの分野で町に対する社会貢献を行っていると考えておりますので、あえてこのような取り組みの実施には現在は考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

2番（椿 一春君） 何か素直にありがとうございますとは言えないご返答で、何もやらないというふうなことで私は受け取ったのですが、現在消防団員の数で大体98%というのがあるのですけれども、今、私8分団に所属しているのですが、今年でちょっとまた分団長が変わるので、整理するのですけれども、俗に幽霊、消防団員にはなっているのですけれども、これ質問ちょっと変えればよかったですね。登録ではなくて、実際に演習とかに出てくるのが大体活動に参加している実消防団の数とっていいと思うのですが、現実私のところの30人の定員に対して3名の欠員なので、大体1割程度なのですが、実際消防団の活動に参加するというのは約半分、15から17名ぐらいの方が参加してくれる。今サラリーマンでもあって、仕事の関係で来られないという方もいるのですが、実際に今年、俗に幽霊団員みたいなもの、所属はあるのですけれども、活動に出てこないというのは、みんなやめていただくことにしました。

それで、やめていただくことにして、実際に団の中で活動していく人たちでまた構成していくということの考え方でやったのですが、そうするとやっぱり今、わずかな、年間2万円という、定期演習のときのご苦労さんの打ち上げ会とか、それでも何にもなくなるのですよね。

あと、それに対して今回12月の定例会で、近隣の様子見ていると、なかなか上がらないというのが現状だと思います。どこかが先を切って、これ国のもう明確に提示した金額なので、条例変えることによって少しでも団員の処遇改善になるような考え方があれば、もっともっと団員に対してもああ、救われているのだというのと、あと退職金なんかも今回明確に5万円上がるということを書かれているので、何かしらその条例変えるとか、そういったものをおいて、今まで難儀してくれた消防団員に対して退職金で少し上積みになるような考えをしていただければと思います。

それと、あと、今役場の職員の方で消防団員に参加されている方がたくさんいる

ということで、私もとてもうれしく思いました。

ただ、消防団員で近所に勧誘に行っても、いや、うち役場勤めているからとかというのを、仕事忙しいからとか、そういったものをやっぱり、入団したくないという言いわけに簡単に使われてしまうのです。だから、できれば職員の方であっても積極的に消防団活動に参加するようなどということをもっともっと強く呼びかけていただければと思います。

I S Oのほうに関しては、なかなかこれ難しい内容なのですが、だんだんこういうふう全国的にI S Oの社会に対して貢献している企業が優遇されるというか、そういった体質ができてこなければだめだと思うのですが、これちょうど私も勉強へ行ったときにユニクロ、その講師の方が私の着ている服はリーバイスのジーンズとユニクロの服ですと。なぜかというと、ユニクロの服を着るというのは、値段が高いとか安いではなくて、障害者の雇用率が7.9%、大きい企業でさえも7.9%もの障害者の方を雇用しているという。だから、そういった社会に対していい貢献しているのだということでユニクロの服を買うのですという。

それは、個人消費ですと、そのユニクロの服を買うということなのですが、役場ですと、どこに発注するかということになるのですけれども、やはり今町長言われていた冬場の除雪のために待っていてくれるとか、そういったのも加点して、そういったことでいい会社だとか、そういった社会にとって問題を解決してくれるようないい企業を、えこひいきするという言葉が適切かどうかかわからぬですけれども、ちゃんと社会に対して貢献してくれる会社にはそれなりに町も報いますというふうな考え方でいくと、入り方というか、少し理解できるかと思いますが、まあまあ、I S O 26000はこれからいろいろ何かの機会に勉強会とか、私ももっと周知できるように頑張っていきたいと思います。

ということで、消防団のほうに関してお答えお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどのご質問にお答えしますが、団員確保につきまして8分団ではいわゆる幽霊団員といいましようか、活動に参加しない団員にやめていただいたというようなことは、大変ひとつ活が入って、これから入ってくる方も積極的に団活動に参加できる方の入団ということで敬意を表したいと思っております。恐らくこの分団でも名前だけというのは、やっぱりかなりあるのだろうなど、こう思っておりますが、町としても何としても団員を確保しないといけないという、そういう至上命令がありますので、努力をしてまいりたいと思っております。そのためにも処遇改善には、先ほど椿議員が話された3万6,500円だったのでしょうか。それか

ら、出勤手当7,000円というのはあくまでもいわゆる交付金の算定基準であります。年間でございますので、決して高いお金ではありませんので、これは先ほども最初の答弁でお話ししましたように、近隣等も検討しながら、やはり対応の改善は必要だろうと、こういうふうに思っております。

役場職員の消防団加入について、私も庁議で話ししていたのは、できるだけ若い人は入ってほしいと、こういうふうに思って、今話しかけ等始めておりますが、災害が発生いたしますと、役場の職員は実は現場に駆けつける任務もありますので、その辺がちょっと、そうなりますと、どちらへ行けばいいのかなんていうことになってしまうと困りますけれども、最近入職した職員の中には消防団に入った職員もいますが、できるだけ地域とともにという職員の意識もやっぱり醸成していかなければいけないということで、今回は思い切って消防団加入の勧めをしているところであります。

I S O 26000というのは、正直資料いただくまで私余りよくわかりませんでした。手引書ということですが、やはり社会貢献にどう寄与するかというようなことの内容のようではありますが、これはもうちょっと勉強していきたいと思っております。

以上であります。

2番（椿 一春君） ありがとうございます。

一つ、処遇改善に関してなのですが、これインターネットで私も調べておりました、積極的に田上町から消防団の処遇に関して改善しようやというふうな、先頭を切っていくような方向で近隣の市町村を巻き込んで対応していくべきだと思っておりますが、その辺について町長の考え、お聞かせください。

町長（佐藤邦義君） 近隣市町村は、田上町とはそれほど違わないと思っておりますが、そういう気持ちは持っておりますので、これちょっと総務課長があれしておりますので、少し現状報告等兼ねて対応いたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、今ほど町長のほうからお話ありましたけれども、私の認識ではほかの市町村よりも若干いいのではないかなという認識がありました。

それで、今の現状の報酬額を申し上げたいと思っておりますけれども、団長につきましては年額で10万8,000円、副団長については7万1,000円、分団長は5万4,000円、それから副分団長につきましては4万1,000円、それから部長は3万2,000円、班長は2万4,000円、それから団員が1万9,000円となっております。

あと、費用弁償につきましては、ちょっと申し上げますと、水害、火災により出

動した場合は1回につき3,000円、それから演習、訓練の場合は1回につき2,800円、それから警戒、それから防火指導の場合は1回につき2,700円、それからポンプの月例運転検査ということで1回につき400円というふうに条例では定められております。

私も椿議員おっしゃるとおり、よその市町村の状況を余りよくまだ調べておりませんので、これから調査もしてまいりますけれども、先ほど申し上げたとおり、低いとは私そういう認識はなかったもので、それもあわせて近隣市町村の報酬、それから費用弁償について調べまして、検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（渡邊正策君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、8番、松原議員の発言を許します。

（8番 松原良彦君登壇）

8番（松原良彦君） 8番、松原でございます。一般質問をさせていただきます。

私もきのう、東日本大震災、ちょうど3年ということで、心からのご冥福と、早く復興がなるようにと念じてまいった一人のものでございます。一日も早い復興、これが一番やはり災害を受けた人の思っている気持ちではないでしょうかと私は思っております。

一般質問に入りたいと思います。私は、今回3点からの質問を用意してまいりました。

1つは、佐藤町長、5期目に向けての大きな目標ということ。もう一つは、田上町の子供の出生率の低さについて伺うということ。もう一つは、田んぼダム、先ほど同僚議員が一般質問されました、同じ題名でございます。この田んぼダムについては、少子化対策、この2点が先ほど同僚議員からも質問がなされていまして、内容が余りかぶらないようにお聞きしたいと思いますので、とりあえず通告要旨は田んぼダムはそのままでさせていただきます。

佐藤町長は、先般2月23日の後援会の役員・支部長会議の席で、正式に出馬表明をいたしました。私も大いに期待をいたしているところでもあるし、また町民の方にお聞きしてもおおむね歓迎の声が聞かれました。

1期目からの財政再建、単独の町づくり、403バイパスなど、着実な実行が認められた結果だと思っております。

しかしながら、人間誰しもお金がたまればもっとためたい。また、仕事などうま

くって好評であれば、今度は別の分野の仕事もやってみたいというのが人間の本性であるかと思っております。

さて、町長が平成26年度施政方針の中において、町民の満足度を高めるため重点プロジェクトとして位置づけている事業については優先的、そして積極的に実施すると述べておられます。この26年度施政方針は、実現が可能となる、本当に全部思いどおりにやってやるという自信の満ちた私は施政方針、予算編成と受けとめております。

それでは、具体的にどのようなことから手がけていくのか。私は、特に地震、水害対策、新規就農者や担い手の田上町の状況、特にこの担い手やそういうところはどのくらい増えているのか、町長が考えているような状況に田上町は今進んでいるのか。そういう状況を、町長の見解を聞かせていただきたいと思えます。

次に、田上町での子供の出生率の低さについて伺います。先日、ある新潟県の新聞紙上において、子供の出生率の記事が載っていました。読んだ方もおられると思いますが、佐渡市が一番高く、新聞の活字では最も低かったのは田上町1.62人と書いてあります。これは、ワースト1位のことです。高いほうからの順であればいいですけども、低いほうからのトップでは自慢にも何にもなりません。聞こえてくるのは、批判だけでございます。そのほか田上町は、まだ悪いものもありますが、この出生率の低さだけは、私は大変ショックで眠れないほどでございました。

いろんな事情で結婚しない男女が増えていることは聞いておりますが、田上町はそんなに結婚しないで住んでいける環境がよいのか。また、その反対なのか。そして、このデータが逆に間違っているのか。そういうことであれば、新しいデータをお示しいただきたいと思えます。

田上町では、各地域にある保育所を統廃合し、竹の友幼稚園を開園し、新しく未満児施設も増設、子育て支援や新婚世帯の家賃補助など、さまざまな支援を行っておりますし、また続けています。でも、まだこれだけでは何か物足りないということだと考えております。

町長も福祉や教育、子育て支援など、高い方向を検討中と思われそうですが、特に出生率の現状について、どう考えているのか見解を伺います。

次に、田んぼダムについてお尋ねいたします。この田んぼダムは、先ほども申したように、同僚議員からも質問がなされていまして、内容が余りかぶらないよう、また同じようなことが出てこないようにお聞きしたいと思えます。

先般、農家組合の会合の席において、田上郷土地改良区の役員の方から、田んぼダムについてお話がありました。大雨時の現状、田んぼダムの役割、田んぼダムに取り組む目的、取り組む期間や方法、そして新潟県における取り組み状況などでありました。平成23年7月の集中豪雨の被害があったこの対策の一つでもあるかと思えます。また、当町地域整備課も協力を言明しております。

私ももちろんこの政策には賛成であり、実施時期が6月から9月までであれば、稲の姿も大きくなり、稲姿が潜らない限り協力を惜しまないつもりでございます。

また、県内でも11市町村が実施を表明しており、多くの田んぼが水をためて、雨水を少しずつ流すことで川の氾濫、しいては排水機場のポンプの稼働が節約できる。あわせて電気料金の節約にもつながるということでございます。これが農地の多面的機能の効果と言われております。

また、流出抑制政策、この仕事はいつまで実行するのか。効果の検証など、具体的な成果が聞こえてこない、農家の人たちはだんだんやる気がなくなると思いますが、町長の考えを伺いたいと思えます。

しかしながら、もう一点、田に水を大きく入れると、田のあぜが水に洗われ、あぜが低くなったり細くなったり穴があいたりするので、将来的には何らかの補償が必要になるのではないかと考えております。農業通の町長に、この2点について見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） 松原議員のご質問にお答えしますが、最初に平成26年度予算編成の基本方針で重点プロジェクトとして位置づける事業については優先的、積極的に実施するとしているが、特に地震や水害対策、あるいは新規就農の関係についての具体的な取り組み状況についてのご質問ありますが、町内施設の耐震化については、学校関係は耐震診断の結果、耐震補強の必要はないとの診断結果を受けておりますが、残念ながら一部、羽生田小学校の体育館においてはつり天井の構造になっておりますので、平成26年度につり天井の耐震診断を行いまして、補強の必要があれば、今後対応を行ってまいります。

一般住宅については、耐震化率は町では把握できておりません。耐震診断補助、ご承知のように対象住宅は昭和56年6月1日以前の建築された住宅ということになっておりまして、耐震改修補助を活用いただいて、耐震化を進めていただきたいということを考えておりますが、残念ながら少し取り組みが鈍いようであります。

水害対策に関しましては、まだまだ不十分なところありますが、平成25年度には新田堀改修工事や原ヶ崎の河川改良の終了、また山田川改修工事は工期が延期となりますが、26年6月に完了する予定となっております。今年度新たに清水沢川、あるいは茗ヶ谷川、中江川の河川の水害対策としてのいわゆる流出抑制対策につきましては、平成26年度予算では最初に清水沢川流域遊水池詳細設計業務から順次進めることにしております。

圃場整備が完了した地区において、いわゆる大雨の発生時における洪水被害対策の一つとして田んぼダムを田上郷土地改良区と連携して進めてまいります。

また、当町においては初めてとなります集中豪雨を想定した全町規模の防災訓練を陸上自衛隊や加茂警察署、あるいは消防団及び各地区の自主防災組織の大勢の皆さんの協力によりまして、平成26年の10月19日に実施をいたしまして、防災関係機関の相互の緊密な連携体制を構築いたしまして、あわせて町民の防災に対する意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

新規就農や担い手に関しましては、決して多い数ではありません。ここ1年では、女性で1名、新規就農として就農されておりますが、担い手については現在そういう状況で変わっておりません。

また、今のところ残念ながら大規模農家や生産組織は名乗りを上げて新減反政策の期待に応える兆しが見える状況にはなっておりません。今後田上町の農業は大きく変わるものと考えていますので、関係機関、協力のもとに推進をしていきたいと思っております。

次に、出生率のご質問であります。これは先日の新潟日報の記事でございましたが、厚生労働省のいわゆる人口動態保健所・市区町村別統計として公表したものであります。それぞれ平成20年から24年までの5年間を集計したベイズ推定値というのだそうですが、ベイズ推定値によりますと、合計特殊出生率という指標によって出していますが、この指標は偶然性の影響で数値が不安定な小地域に推定が有力なベイズ推定という手法を用いたものだということになっております。その推定によりまして、15歳から49歳までの年齢別出生率を合計したもので、女性1人が生涯に産む子供の推定人数を示した合計特殊出生率が田上町では1.26ということでありまして、県内において最も低かったということでもあります。ちなみに、次に数値が低いのは新潟市の1.29であります。特に中央区は1.19ということでありました。

当町においては、何といたっても婚姻率が全国や県の平均に比べて低い状況であります。離婚率は残念ながら、これ県内平均並みの高さということでありまして、

出生率が特に低い傾向であります。このことについては、大いに危機感を持っておりますので、平成26年度から 総務課に少子化対策推進室を設置いたしまして、少子化対策についてはあらゆる角度から検討いたしまして、着実に成果を上げていく必要があると考えております。

次に、田んぼダムについての質問であります。田んぼダム施策の必要性、効果については池井議員の質問にお答えしたとおりであります。いわゆる流出抑制対策をいつまで行うかの質問であります。昨今は集中豪雨が増加傾向でありまして、1時間に70ミリから100ミリという現象が全国的に多発しておりまして、小さな費用で高い速効性のある効果を考えれば、将来においては施策を継続的に実施することが要不可欠だというふうに考えております。

なお、議員ご指摘の田んぼダムの補償については、対策期間が6月から9月であることを考えますと、稲もある程度大きくなっていることもありますし、あぜが水に洗われて低くなったり、あるいは細くなったりという被害は比較的少ないのではないかとということで、通常の維持管理の想定内だろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても初めての取り組みでありますので、十分留意しながら土地改良区と連携しまして、取り組みについては推進したいと考えております。

以上であります。

8番（松原良彦君） ただいまは、大変詳しい、私の思っているような答えが半分くらい出てきたので、大体いいかなと思っている中だと思っております。

しかしながら、私もこの一つの政治姿勢というのを持っております。1つは、ちょうど東日本大震災の後に立候補したわけ、4月の選挙に出たわけでございますが、まずこの災害については、私はちょっと違った目標で1つ目を出しました。それは、災害に負けない町づくり。大体の皆さんは、災害に強い町づくりという文章で出ておりましたけれども、白鵬だって相撲で負ければ負け。津波に遭って、町民が洗われれば、やっぱり津波に負けたと。私は、事前防災の関係で、とにかく一つも負けないような町づくりを考えているわけでございます。そんなところから私の考えが出ているものですから、ちょっと私の考え方は違うのかなというようなものは私は持っております。

しかしながら、今回この施政方針を去年から見ると、何か勢いが感じられない。いわゆる受け身の政治、守りの政治というふうに私は感じられます。財政が少しよくなったとはいえ、油断は禁物、石橋をたたいて渡る手法なのか。それが本当に堅実な目配りと思いやりの政治方針なのか、私もそこら辺は町長でないのでわかりま

せん。しかし、近年地震災害など、もう間近に迫っていると言われていています。また、田上町に7.29ぐらいの水害、大雨が降れば、また町内は至るところで水没の危険が起こってまいります。

町長に再度この流出抑制対策についてお聞きするわけですが、今回清水沢川から順次進めていきたいと述べておりますが、毎年のように水害に苦しめられている茗ヶ谷川や金子薬局様脇水路などは、もう我慢の限界を超えているのではないのでしょうか。せめて現地調査など、一步早めることができないかお尋ねいたします。

また、去年の12月の一般質問でも町長と農家規模の大小のやりとりがありました。町長は、すぐに大規模農家生産組合に集約すれば、コストが安くなり、生産性が向上すると言いますが、コスト面や経費面だけを見れば、確かにそのとおりだと思います。しかしながら、40年前、この減反政策が導入されたとき、私たち田上町農家はいろんな方向に皆さんが各自考えたと思います。例えばコメづくりと会社勤め、コメづくりとハウス栽培、コメづくりと果樹栽培と、この3つが大きく分かれて出てまいりました。これがいわゆる複合経営というものでございますが、まだまだこの地域に兼業農家のコメづくりは大切だし、切り捨てるような農業政策は時期尚早だと思っております。

町長に、再度この新減反政策は田上町農家にとって本当によいかどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、田んぼダムのことでございますが、今私の手元に農林水産省からのパンフレット、新潟県農地部からのパンフレット、新潟大学農学部からのパンフレット、田上町改良区から出されたパンフレットと、4種類手元に持っております。これは、町自体にも来ているはずだと思いますので、その点からまたお話をさせていただきます。

私もこの田上郷土地改良区の田んぼダム530ヘクタールというのは聞いてまいりました。確かにこれだけの面積、みんなしてやってくれば、私もいいなと思っております。でも田上町の今やる田んぼダムの田んぼの施設は基盤整備が一番早く終わって、作付を始めた保明郷が平成5年でございます。今からもう22年前、相当他のあぜも傷んでおりますし、水持ちもよくありません。そしてまた、農業者の高齢化や担い手不足、田畑が非常に荒れてきているのが現状であります。

そこで、特に今回国が進めている日本型直接支払制度、農地維持支払交付金、これがなかなか役に立つような補助ではないかと私は思っております。これは、パン

フレットからいくと、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利補充など、基礎的保全活動とうたっています。ということは、あぜが傷んだとき、直すのにも該当するのではないかというふうに私は思っております。

農林省が発行したパンフレットの中でも資源向上支払、いろいろ今後の減反政策に対しては少し、補助がたくさんのおつておりますが、私は私の要望も含めて、田んぼダムの構想は、これは試験的要素も多分に兼ね備えていると思っております。機能診断も検討するだろうし、あぜの長さや幅など、大雨に対応しなければ、あぜの塗り替えや丈夫なものに作り替えることもあり得ると思います。要は田んぼダムにするには、日ごろから丈夫なあぜを作っておかないと、田んぼダムの役目は立たないということでございます。

町としてもそれぞれ各種支援すると、今回の施政方針に述べておりますので、農地維持支払交付金など使えるように頑張ってくださいと思いますし、町長に確認の答弁をお聞きしまして、2回目の質問を終わりにしたいと思います。

町長(佐藤邦義君) ただいまのご質問にお答えしますが、多岐にわたっておりますが、今ちょっとメモした順にお話しいたしますが、いわゆる災害に負けない対策づくりということでございますが、まさにそのとおりでありまして、田上町でやはり一番注意をしなければいけない災害は、信濃川の氾濫でございます、そのための対策として、いわゆる初の町挙げての避難訓練ということを計画したわけですが、そのほかに実は私は地震が来たときはもういたし方がないので、それはその対策をしなければいけません、県から盛んに言われているのは、山のほうのいわゆる地すべり、土砂災害のことについて、再三にわたりまして指導を受けておりまして、私は基本的にはこの山は土砂災害が起こるのかと思いますけれども、やっぱり専門家が判断しますと、相当数土砂災害が起こる可能性があるというふうに指定されておりますので、その土砂災害の兆候が出たときの対応策とか、そういったようなことで、まさに災害に負けないような対応を今地域整備課を中心にしてやっているところでありますので、ご理解願いたいと思います。

それから、施政方針で先ほど池井議員からもご指摘ありましたけれども、私お答えしましたように、実はハード政策を掲げれば、例えば道路整備だとか、建物造るとかということ、非常に何か力強い方針のように誰でも聞こえてくるわけですが、そうではない、人間の内面を豊かにしていくという、満足度の高いということで、やはりソフトの面の強調になりますと、やや後退ぎみの方針ではないかということのご指摘ございましたけれども、そういうことももしかすると、そういうふ

うに聞こえるかもしれませんが、私は人間というのは内面をしっかりとしていかないと、いずれにいたしましてもしっかりした人間に育っていかないということもございまして、そういう意味でも教育、あるいは心の問題、そういうことも、もちろん医療の問題というのですか、そういったことについてもしっかり町の政策として掲げていくのも大事な時期だと。

先ほども池井議員にお話ししましたように、ハードはもうまちづくり財政計画のほうに全部組み込んでありますので、これを1年ごとに見直して、ああ、やっぱりこれもう一回やらなければだめだというようなところなどは、その1年1年、見直しをしておりますので、その中で緊急度の高いものについては見直しをして入れていきたい。今後もそういうふうにしていきたいと思っております。

その次は、新規就農者と、そういったことでもございますが、これも非常に頭の痛い問題でありまして、なかなか新規就農者が出てこないということで、昨年だったでしょうか、坂田の女性の方が1人、新規就農届け出がありました。男性は、残念ながら出てこないわけではありますが、やはり新規就農者が出てくるような体制、これは今逆にご指摘を受けましたけれども、私は個人的にはもうある程度大規模農家になって、簡単に言えば食える農業にしていけないと、若い人たちが農業に就業するということはできないだろうと、こういうふうに思っております。それは、大規模というのは、もう各個人がやるには限界がありますので、やはり集落営農とか、そういうところから始まって、大規模農家を作って、若い人が就職できるというようなことになっていきませんか、兼業農家は兼業農家としていいわけですが、今もう兼業農家については補助金を出さない旨の新しい農政改革になってきておりますので、大変なことになったなというふうには思っております。

それから、田んぼダムによる被害、損失の件でございますが、これは先ほど申し上げましたように畦畔、いわゆるあぜが6月から9月までに仮に一、二回水害が出て、すぐあぜがだめになるということではありません。農家の人たちの作業を見ておきますと、毎年危ないところのあぜについては、昔は黒塗と言って、今何と云うのでしょうか、ちょっとわかりませんが。そういうような形で補強も丁寧にされておるようでありますので、そのぐらいでとりあえずはできるだろうと思っておりますが、これは何せ初めての事業でありますので、1年経過してみて、改善すべきことは改善していくということでもあります。

最後に、お話のありました、いわゆる新しく、今までの農地・水から、日本型直接支払の施策でございますが、これは農家の人には比較的補助金といいましょうか、

それらもかなり来るようになっております。これも地域の人たちが協力して泥上げやら、そんなことをやったり、畦畔の除草やら、前はそんなことをきちんきちんとやっていけば、それなりの助成が来るものだと思っておりますので、多分農家の皆さんはこの点は評価した政策だろうと思っております。

全般的に今回の農政改革というのは、農家にとっては大変厳しい政策だろうと思っております。飼料米などをつくっても売れないだろうというようなことも言われたりしておりますし、なかなか政府が考えたとおりに現実はいかないということは十分想定されるようでありますので、この間もお会いしましたが、JAの方もこれから農業経営、政策にしっかりとやっていかなければいけないことも指摘されておりますので、今までのようにJAバンクだけではない、本当の農家を救うといいたいでしょうか、きちんと指導する体制になっていくのを大いに期待しているところであります。

以上であります。

8番（松原良彦君） ただいま大変どうもありがとうございました。

私1点だけ、この眠れなかった問題、子育て支援というか、少子化対策、もう一度、3回目にお聞かせ願いたいと思います。

同僚議員のほうからも出た質問でございますが、子育て支援全般にそれなりの効果が上がってきていると。それなりの効果というのが私はもう少し詳しくお聞きしたいわけでございます。

先般、私ども総務産経は山形県遊佐町へ視察に行つてまいりました。その中で議会議員とのやりとりで、この町も少子高齢化が進んでいると。そういうわけでいろんな補助を出していると。町に住んで、土地を買って、建物を建てると、100万円ぐらいの補助は出すことになっているが、誰も応募がないと。そんなわけで、私はこれはお金と物で解決する問題ではないかと思っております。

そんなわけで、高齢者同士というか、私どもの間で話をしているのは、生まれた子供たちを親が面倒を見るのではなくて、私どもじいちゃん、ばあちゃんが面倒を見る。要は同居するような家庭が割合その少子化対策に対して、いろんなよい方向になるのではないかと、そういうような話をしています。

例えば小さい子供を面倒見れば、竹の友幼稚園のゼロ歳から3歳児くらいまでの幼稚園の先生の経費は減ります。子供の両親が安心して仕事もできます。その親も、私たちのこと言うのですけれども、生きがいや健康管理に気をつけて、お医者さんに行かなくなれば、保健福祉課の予算も減ります。そんなことで、若い人と少しは

考えは違うかと思いますがけれども、ここら辺が私は子育ての一つのポイントになるのではないかと。

そういうわけで、私は同居する新婚世帯にもお祝金を出してもいいのではないかとというような提案でございます。そうすれば、同じ生活を一緒にしている人にとっても、ああ、これは助かるねと、そういうようなことも浮かんでくるかと思っています。

もう一つ、ついでに私もいろいろインターネットから開くと、新潟県で結婚する意思はある。独身でいる理由は、相手が見つからないということが80.3%、これは単純には言えませんけれども、結婚を前向きに考えている人も大勢いるということでございます。また、その反対に教育費にお金がかかる。これも逆に言われています。

私は、今回町長がお話をなさいました総務課関連の町で主催するセミナー、これは先ほど詳しくお聞きしましたけれども、このことに大変期待を持っている次第でございます。ぜひこのセミナーを成功するように、全町民挙げてやはり私は協力していく方向になってほしいと思っております。このことについても町長にお祝金と、このセミナーの成功のもう一つの鍵みたいなものがありましたらお聞かせ願って、質問を終わりたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 子育て支援について、それなりの効果があったということについては、端的な例は、幼稚園でのいわゆる入所しない子供さんたちの支援をずっとしておりますが、確かな数字はちょっと私わかりませんが、相当数の子供さんが来て、保育士の方からいろんな子育ての教育といいますか、いろんな育て方についてのことが、常に満杯になっているというようなこと。例えばそういうことでありますので。補足については、担当課のほうからちょっと答えてもらいますが。

今、松原議員のご指摘のような問題、お祝金出すところまでどうしようか、ちょっとそれはこれからの検討期間ですが、いわゆるこの間法律で決まりました子ども・子育て会議というのが先般、第1回会議を開きました。そこをお願いした委員は、ほとんどが若い子育てをしている保護者の方、それから学識経験者ということでやっておりますので、これを27年だったでしょうか。26年かけて、27年に新しい対応をするということになって、そこでいろんな角度から少子化対策についてもこの会議でやるということになっておりますので、努力を重ねていく必要があると思っております。

今新しく生まれた人に対する第何子は何百万円なんてというところもあるようで

ありますが、現状では今そういう話は余り出ておりませんが、それも一つの方法であるとは思っておりますが、お金ではないのだなということだけはある程度わかります。やはり雇用の場を確保しなければいけないということもありますし、住宅の問題もありますので、そういったことを全面的にこの子ども・子育て会議の中で検討することになっておりますので、ご理解を願いたいと思います。それなりの効果は、担当課でもしそれ以外あったら。

教育長（丸山 敬君） 突然の問い合わせで、手元にデータがないので、数字的なことはちょっと控えたいと思うのですが、先ほど触れられましたように、統合する前は本当に同じように子育て支援センター、各保育所で看板下げておったのですが、利用される方はほとんどいらっしゃいませんでした。今回、統合して、改めて支援センター立ち上げましたら、当初の予想をはるかに超える、それだけ子育てにいろいろ悩みをお持ちの保護者の方、お母さん方が非常に多いのだなということがよくわかりました。

そういう意味で、子育てに同じような悩みを抱えている方が集まってきて、いろいろお互いに悩みを打ち明けたりしている。そういう中でそれぞれが自分なりの解決策を見つけて帰っていかれます。これは、非常に素晴らしい取り組みだだと思いますし、現実にもそういう中から改めて竹の友幼稚園に入りたいとって手をされた方も最近多くなってきております。

これからどういうふうになればよろしいのか。いろんな少子化対策あるいは出生率の問題、ファクターがありますので、少子化対策室、あるいは既に立ち上げております子ども・子育て会議でも多角的にその辺を分析して、将来とりあえずは5年先の田上町としての子ども・子育て支援計画のようなものを策定せねばなりませんので、そういう中でいろんな知恵をいただきながら議論して、こういうものを解決できるような糸口を少しでも会議の中で見出していければありがたいなと思いますし、それを具体的に政策の中に落とし込んでいければ、本当に魅力のある田上町、教育の町、田上というのが推進できるのではないかと考えております。

私も早くから、この12か年教育をマグネットプランにしたいというふうに議会でもお話をさせていただいております。大金をつぎ込むということではありませんけれども、何か魅力的な、あるいは少しでも教育に不安感のある方々に夢を描いて、田上ならば子供の将来が安心できるなというような、そういう意味で施策を打ち出していければ、少しは定住人口も増えてくるのではないかな、あるいはちゅうちょされている子供の数にも少しでもプラスになっていくのではないかなと、そんなふ

うに期待をしておるところでございます。

以上です。

議長（渡邊正策君） 松原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時31分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、今井議員の発言を許します。

（1番 今井幸代君登壇）

1番（今井幸代君） 議席番号1番、今井幸代でございます。本日、最後の一般質問となります。お疲れのこととは存じますが、町の子供たちの将来を憂い、今回この質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2項目、1つ目、子宮頸がん対策、HPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンについて。2つ目は、領土教育についてお伺ひいたしますので、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、1つ目、子宮頸がん対策、子宮頸がんワクチンについて質問をいたします。今年度、平成25年度より定期接種化された子宮頸がんワクチンですが、重篤な副反応の多さから、2カ月後には積極的勧奨の中止ということを決め、現在に至っております。日本全国から多数の副反応が報告、そして報道され、その症状も発症に至るまでの期間も非常に多様です。子宮頸がんを予防できる画期的なワクチンとして国も町も推奨してきましたが、導入する前の調査や研究、議論は十分になされてきたのでしょうか。

私自身、このワクチンを接種すれば子宮頸がんを撲滅できると思っておりまして、自分自身で調べるまでは、子宮頸がんの撲滅、そして予防ということには何の異論もありません。しかしながら、このワクチンでは子宮頸がんの撲滅などはできないこと、そして中学校1年生という低年齢児に打たせることがほぼ無意味であり、女性の命を守るどころか、田上の女の子たちを危険にさらす可能性もあり、副反応のひどさから、田上町民の危機管理を提言する議員として、そして一母親として出した結論は、子供に打たせるべきではないという結論に至りました。

子宮頸がんの原因の大きなものと考えられているHPVウイルス、これは100種類

以上あり、その中で危険性が指摘される高リスク型は15種類とされています。現在、見つかる子宮頸がんの約60%にこのHPV16型、そして18型の感染が認められていますが、そのほか40%は違う型の感染となっています。そして、この子宮頸がんワクチンは高リスク型15種類のうち16型、18型の2種類のみ有効とされています。日本人の16、18型のウイルスの感染率は0.7%、これは国立感染症研究所作成のファクトシートによるものです。しかしながら、感染しても90%は自然排出されるため、持続感染は0.07%です。また、その持続感染者から軽度異形成の90%が自然治癒するために、HPV16型、18型の中等度高度異形成になるのは確立で言えば0.007%です。つまり一般女性の99.993%は、中等度高度異形成にはならないのであります。仮に0.007%の人がこの中等度高度異形成になったとしても、定期的な細胞診プラスHPV-DNA検査に併用検診をすれば、発見率はおおむね100%。そして、適切な治療によりおおむね100%治癒するのであります。したがって、日本人一般女性でHPV16、18型の中等度高度異形成に至る人は0.007%、10万人に7人です。しかも適切な治療でおおむね100%治癒されるものに対し、この重篤な副反応は10万人当たり換算すると26.8人です。会議録、これは国会のものですが、会議録によれば、厚生省はインフルエンザワクチンに比べ、重篤な副反応はサーバリックスは52倍、ガーダシルは24倍と、明らかに多く報告されていると答弁しています。さらに、性活動のある女性の50%以上がHPVウイルスに生涯で1度は感染し、感染しても90%が自然排出され、その上、適切な治療での治癒率はおおむね100%と発言しています。

今現在、子宮頸がんワクチンの重篤な副反応の報告が多数集まる中、海外でも同ワクチンに含まれるアジュバンド、これは免疫増強剤ですが、これが自己免疫疾患を引き起こす可能性を指摘されています。自己免疫疾患とは、異物を排除するための役割を持つ免疫系が自分自身の正常な細胞や組織にまで過剰反応し、攻撃を加えてしまうことで症状を期す疾患の総称であり、がん予防のために接種したワクチンが正常細胞を攻撃するとは、これは本末転倒であります。しかも効果期間は、製薬会社の資料によれば約6年から9年とされていますが、ワクチンの添付文書には効果の持続期間は確立されていないとしっかり記載されています。接種した子供たちが20代になるころの予防効果は、ほとんど失われているのであります。しかも子宮頸がんで命を落とす方は、高齢者がほとんどであり、しかも子宮頸がんはがん化するまでの期間が非常に長く、ワクチンはがんになる前駆病変に効果があっても、子宮頸がんそのものへの効果は実証されていません。ワクチンを推奨するドクターも、中止を求めるドクターもあり、副反応とワクチンの因果関係は証明されて

いないと言いますが、逆を言えば、全く関係ないとも証明できないわけであります。これらの状況を鑑みて、予防原則の立場から一時見合わせを検討すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

中学校1年生という発達途上の女の子にウイルスの持続感染、そしてがん化する可能性と重篤な副反応をてんびんにかけて、おのずと答えは出ると思います。ワクチンの接種ではなく、がん検診率の向上を目指すほうがよほど安全で効果的ではないかと考えます。

そこで、ワクチンの有効性と有効期間をどのように認識しているのか。これまでの接種者数と、積極的勧奨の中止をしてからの接種者数、そしてワクチン接種に当たり児童、保護者への情報提供はどのようになっているのか。そして、接種対象を中学1年生としたのはなぜか。そして、これまでの子宮頸がん検診の受診者数と受診率、発見者数はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、領土教育についてお伺いいたします。我が国は、近隣諸国による不当な実行支配が続く領土問題と、たび重なる領海侵犯問題を抱えており、国家の主権と国益が侵されているにもかかわらず、国民は国を守る自覚も、未来へ引き継ぐ気概も希薄な状況にあると言えます。自宅に不法侵入者や強盗が入れば、自分の家族と生命、財産を守るのは当然のことです。

そして、そのような事態に陥らないようにするにはしっかりとした戸締まりが必要です。戸締まりの中には安全保障の枠組みや法整備が含まれますが、これは国政の問題ですので、取り上げません。しかしながら、この戸締まりの中で最も必要なものは何でしょうか。それは、国民の領土に対する意識だと思えます。平成20年、学習指導要領の改訂後の中学校教科書での竹島の記述改訂がなされましたが、平成23年度、日本青年会議所の行った領土・領海検定シートの全問正解率は1.8%でありました。その後行われた正しい知識を身につけた子供たちの教育が適正になされていると言われる証拠となる領土問題に対する検定問題はどこにも存在していません。

また、文部科学大臣は1月28日の記者会見で、教科書作成や教員による指導の指針となる中学校と高校の学習指導要領解説書を改訂、尖閣諸島と竹島を固有の領土と明記したことを正式に発表し、領土問題に対する政府見解も盛り込み、文科省が同日、全国の教育委員会などに通知すると発表されました。私たち、そして基礎自治体の教育委員会には未来の日本を背負う国民を育てる責務があります。国民の領土に対する意識は、教育によって培われるものであり、各自治体の教育委員会の責務であると考えます。

国際社会で通用する子供たちを田上から多く排出するという社会的・教育的側面を見ても、しっかりと領土・領海問題について教育をすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

また、町内小学校・中学校において領土・領海教育がどのようになされているのか。しっかりなされているのかどうかの実態と、その必要性について見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長（佐藤邦義君） ただいまの今井議員の質問にお答えいたしますが、最初に子宮頸がん対策と子宮頸がんのワクチンについてのご質問であります。予防ワクチンの接種の一時中止と、がん検診の受診率向上を目指すべきであるのではないかというご質問でありましたが、議員指摘のとおり、ワクチンとの因果関係を否定できない、いわゆる疼痛がワクチン接種後に統計的に見られました。依然として子宮頸がんが予防自体については大きく期待を持てることから、予防接種を受けるかどうかは、あくまでもそれぞれの個人の方から判断していただくべきものでありまして、今年度より定期接種化されました予防接種の機会そのものを町ではなくすることはなかなか考えにくい状況だと思っております。

また、がん検診の受診率向上を推進することは、もちろん大切なことではありますが、検診はがんの早期発見と早期治療を目的としたものでありまして、予防接種はがんにならないための予防であり、そのどちらも必要であります。双方あわせて実施することにより、効果的であると考えております。

なお、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関していただいている、その他の幾つかのご質問については、後ほど担当課長より説明をさせます。

領土教育については、教育長のほうからこの後、答弁してもらいます。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長（丸山 敬君） 今井議員のご質問にお答えいたします。

領土教育についてであります。最初に小中学校で使用している教科書の記載や指導についてお答えをいたします。

小学校5年生で「わたしたちのくらしと国土」のところで、我が国の位置と領土について触れられておりますし、6年生の「近代国家へのあゆみ」の部分でも触れられております。

また、中学校社会では、地理的分野で日本の領域と領土問題、歴史的分野では国

際社会への復帰と経済復興、東アジアの中の日本、また公民的分野では国際社会の仕組みの、3つの分野でそれぞれ取り上げて、指導されております。

次に、領土教育の必要性であります。公教育ですから、全て学習指導要領によって指導がなされております。今次、一部改訂の趣旨を引用しますと、我が国の領土に関する教育の一層の充実を図るため、所要の改訂がなされたと理解をしております。下村文部科学大臣は、平成26年1月28日の記者会見で、我が国の領土に関する教育については、日本人としてのアイデンティティーを備え、グローバルに活躍できる人材を育成してことが求められる中で、我が国の将来を担う子供たちに、自国の領土を正しく理解できるようにすることは極めて重要なことであると説明がされております。これに尽きるのではないかと考えております。

以上でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 子宮頸がんの予防ワクチンの接種関係について、私のほうから若干説明させていただきます。

初めに、ワクチンの有効性と有効期間ということですが、議員の質問にもご説明あったとおり、厚生労働省が示しているとおり、子宮頸がん全体の50%から70%の原因とされる2種類のヒトパピローマウイルスに予防効果があり、そのウイルスの感染や、がんになる過程の異常を90%以上予防しているというようなことであります。

また、予防効果の現在確認されている期間としては8から9年が示されています。

それから、これまでの接種者数であります。平成23年度からの任意接種から通算しますと、これまで田上では実人数として281名の方が接種されました。今年度の接種者数は中学1年生6名、2年生9名、合計15名であります。このワクチンの接種勧奨を休止しておりますが、それ以降に接種された方は中1の3名、中2の4名です。ただ、この7名の方はいずれも初回ではなくて、2回目または3回目の接種者であります。

それから、生徒・保護者への情報提供ですが、昨年6月の議会でも報告させていただきましたが、厚生労働省のワクチン接種勧奨の休止、それを受けまして町のホームページ、それから町の広報紙7月号にそれぞれ情報提供させていただきました。それとともに、中学1年生の女子の保護者には全員に個別にお知らせをさせていただいております。

それから、接種対象年齢の設定というようなことですが、予防接種は効果的とされている小学校6年生から高校1年生の女子ということが法令により対象年

齢ということで定められております。平成23年度からの任意接種の助成を開始しましたが、そのときの対象年齢として、当時の中学1年生から高校1年生までの女子全員に接種の勧奨をさせていただきました。そのことから、今年度は新たに接種の対象者となる中学1年生の新1年生女子を対象に勧奨させていただきました。

最後に、子宮頸がん検診の受診者数、受診率であります。検診の対象者は19歳以上で、田上と羽生田、それぞれの学区ごとに、学年により検診を実施しております。受診者数は、毎年300から400人程度、受診率にしますと16%から17%程度であります。そのうち精検対象者は、例年四、五名程度ということであります。

以上であります。

1番（今井幸代君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、子宮頸がんワクチンについて質問をさせていただきます。今ほど町長のご答弁の中に、定期接種化されたもので、するかしないかは判断は個人にゆだねるということと、あとは定期接種化しているので、中止はできないというふうなご答弁をいただいたのですけれども、そもそもこの予防接種は法定受託事務ではなくて、自治事務となっていると思います。それは、自治体がみずから判断をして、実施をして、責任を負うことが予定されている事業であるからだと私は認識をしております。

そういった中で判断は個人に任せるというふうにおっしゃられておりますけれども、判断できるような情報提供が本当にされていたのかというところで非常に疑問が残っております。実際、医療機関での予防接種での医師からの説明というのは、はっきり言ってほとんどないような状態です。問診票に丸をつけて、署名をしてあれば、はい、では打ちますねというような、これが医療の現場の実態なのですよね。子宮頸がんワクチンを受けられた親御さんの中では、これを受ければ子宮頸がんにならないと勘違いされている方も非常に多くおられますし、この子宮頸がんワクチンが予防効果の持続期間が確立されていないということを知っている方すら非常に少数なのであります。

執行の皆さん、保健福祉課長でも町長でもいいのですけれども、この添付文書を、中身はよくごらんになったことというのはございますか。子宮頸がんワクチンは、サーバリックスとガーダシルという2種類のワクチンがあります。その両方に本剤の予防効果の持続期間は確立していないと明記されております。

そして、そもそもこのウイルスに感染をしたとしても、先ほどからお話をさせていただいているとおり、90%は自然排出され、なおかつその持続感染者から中等度、

高度異形成になったとしても、適切な治療でおおむね100%治癒されるものであるというふうに言われております。空気感染するわけでもありません。恐れるに足らないような病気が、パンフレット等をお送りしているというふうに先ほどおっしゃられておりましたが、その送られているパンフレットというのは、厚労省が作ったパンフレットなのですけれども、子宮頸がんは非常に怖い病気なのだというような印象を持たせる作りなのですよね。例えば子宮頸がんは、乳がんに次いで若い女性、2番目に多いがんです。若い女性がかかるがんの中では、乳がんに次いで多く、女性の100人に1人が生涯のいずれかの時点で子宮頸がんにかかると言われていています。年間9,000人近くの方が子宮頸がんになり、2,700人もの方が亡くなっています。この亡くなっている方の大半は高齢者の方で、若い方が命を落とすというのは、これまでの人口動態、ちょっと私調べましたけれども、製薬会社が発表されている効果が確認できた8年、9年間の間で、子宮頸がんでは亡くなっている対象者というか、20代までの死亡されている方というのはいらっしゃるのです。国が決めたからとか、そういうことで思考停止してはいけないのではないのかなというふうに思います。ワクチンの安全性がきちんと確立されるまで、やっぱり私たち立ちどまって状況を確認をして、しっかりと保護者の方々にも子宮頸がんはそもそもこういう病気です。そして、このワクチンはこういうワクチンですということをきちんと説明をしなければ、きちんとした周知徹底というところにはならないのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。見解を伺いたいと思います。

対象者は中学校1年生というふうにしたのは、法令でそういうふうになっているから、中学校1年生というふうにおっしゃってございましたけれども、この添付文書の中には小児等への接種という注意書きのところにはガーダシルとサーバリックスとあるのですけれども、ガーダシルは9歳未満の小児に対する有効性及び安全性は確立していない。サーバリックスと言えば、10歳未満の小児に対する有効性及び安全性は確立していない（使用経験がない）というふうに記載されてあります。中学校1年生といえども、成長の個人差というのは非常に大きいわけでありまして。そういった注意書きがあることすら、接種者である児童や、その保護者はわかっているのかなというところ、やっぱり非常に疑問が残るわけですね。一番最初に使用されたのが2007年で、オーストラリアで使い始められた非常に新しい、歴史の浅いワクチンで、世界中で確固たる長期的な安全性とか、そういうものが全く確立されていないワクチンなのですよね。そういったきちんとした事実も情報も提供しないで、厚労省から出したのをそのままぶるっと送っているだけでは、田上の女の子たちの将来をき

ちんと守れるのかなというところで非常に私は不安を持って今回のこの質問をさせていただきます。

町長も大事なお孫さんがいるかと思えます。執行部の皆さんも大事な娘さんが、お孫さんがいるかと思えます。その娘さんやお孫さんにこのワクチン、本当に打たせたいと思えますか。そういったところを念頭に置いて、しっかりとこのワクチン行政を自治事務である以上、責任を持って進めていかなければならないと思えますので、まずその点について見解を伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

町長（佐藤邦義君） ただいまの問題にお答えしますが、いわゆる子宮頸がんワクチンが法的に規定されたときには、このワクチンを接種すれば女性は子宮頸がんにならないというような大々的な宣伝でございましたので、私どもは中学1年、それから高校1年までの間に3回接種するというところに、それほど疑いもなくといたしました。そういうことであります。

しかしながら、残念ながら、先ほどもちょっとお答えしましたように、ワクチン接種後に特異的な事故が全国であちこち出てきたということで厚労省のほうから、いわゆるワクチン接種勧奨の休止と、勧めることをやめてくれというような通知が来ましたので、先ほど担当課長が説明したように、それぞれ中学校等、主に中学校ですが、通達を出しまして、きずなにも掲載いたしまして、対応したところでありますが、その後の接種も、先ほどの答弁にありましたように3名だけが接種したと、こういうことになっております。その辺の学校とのやりとりの効果についてといたしましうか、条件については担当課長からもう一度詳しく説明させます。

今井議員の話された何とかワクチンと、もう一つはHPVでしたか、そのことについては私はほとんど知識がないので、大変申しわけないのですが、HPVと、もう一つがあるということですが、ちょっと勉強不足でわかりませんでした。その辺もつけ加えて答弁をさせます。よろしく願いいたします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 平成23年にそれぞれ保護者あるいは各医療機関から、ぜひともやってくれということで、この子宮頸がんの予防ワクチンの予防接種ということを実施いたしました。

その時点では、中学校に出向いて、PTAの総会かなんかあるときにお邪魔させていただきまして、保護者に向けて、このワクチンの効果と、それから先ほど議員のほうで申し上げたとおりに、ほとんどが20歳ぐらいというか、一旦感染しても除外するというお話はさせていただいた上で、希望者についてはこの2年間、とりあえず任意で補助しますということで説明させていただきました。

その中で当時の中1から高校1年生、ほとんど8割、9割の方はもう受けてしまったというようなことであります。それで、新たにこれから接種を勧奨するものはもう既に受けている方については、2度も説明ありませんし、1回も受けていない方は、再度というようなことも必要ないということで、新たに新1年生のみを対象に、今年1年間だけでありますが、勧奨させていただきました。

あと、医薬品の関係で指示説明書という話ありましたが、現実問題、私はそのもの自体は見ておりませんので、コメントは差し控えたいと思います。

以上であります。

1番（今井幸代君） なかなか私の質問の趣旨に答えていただける答弁ではなくて、ちょっと困ったなというところが正直な感想なのですけれども、私が言いたいのは、そもそもワクチンの、わさわざ学校に出向いて、接種勧奨を今までしてきた経緯があるわけです。その当時は、子宮頸がんを予防できるすごいワクチンがあるのだということで、それで勧めてきたという経過があります。私も導入されたとき、ああ、これで子宮頸がんが予防できるのだな、よかったなというふうに思っていた一人です。

ただ、今回このような形になって、本当にこのワクチンというのはどういう流れで承認されて、どういった形で供給されてきたのかという、そもそもの認可までの背景だったりとか、あとは子宮頸がんそもそもの病気とはどんなものだと、調べたりすると、このワクチンは本当に子供たちに打たせる必要があるのかどうかと考えたときに、打たせるべきものではないというふうな結論に私は至ったのです。非常に長期的なリスクを心配する医師もおられまして、卵巣を破壊するような働きもあるというような、つまり行く行くは不妊につながるようなおそれもあるというような指摘をしている医師もおります。実際に、これはオーストラリアのグズズ省というところが出している見解なのですけれども、ガーダシルというワクチン、これは女性の卵巣に関しての安全性試験は実施をしていないということが明らかになったと。ガーダシルの安全性の試験は、男性に対してのみ実施されたということが報告されているのです。でも、これは受けるというのは女の子ですよね。女の子の安全性を確認していないものに、このワクチンを打った290人近くの女の子たちが長い期間をもって、例えば10年後、15年後、そういった不妊になる可能性も高いというような指摘がある中で、本当にこのワクチンいいのですかと。

もう一回、これ自治事務ですから、私たちが、自治体がきちんと判断して、責任を持って実施する、法定受託事務ではなく、自治事務です。そこを念頭に置いて、

しっかりと立ちどまって検討する必要があるのではないかということです。それにあわせて、厚労省のパンフレットだけではなくて、厚労省のパンフレットや冊子は、子宮頸がんはとても怖い病気ですよ。若い人にとっても多い病気ですよ。でも、若い人で多いというのは、上皮内がんというがんに至っていないような、そういった状況なのですよね。そういったものが全く隠されていて、子宮頸がんはとても怖い病気です。若い女性にとっても多い病気です。とても怖い病気です。ワクチンを打ちましようみたいな印象にさせる書き方が非常に多いのです。でも、実態そうではないのではないかと。その説明をやっぱり自治体としてもしっかりとしていかなければならないのではないかというふうな、それについての見解を私はいただきたいと思います。

そして、もし公費補助していくのであれば、していくでいいですけども、町としての周知・説明をしっかりとしていきたい。例えばですけども、窓口できちんとした説明を受ける。説明を受けた方が接種をして、それに対しての公費補助をするというワンクッション設けてもらえるような、そういった枠組みというか、仕組みというか、そういったことも検討できるのではないかなというふうに思うわけです。

このワクチン行政に関して言えば、医師会と、そして製薬会社との非常に利権の絡む問題で、認可のときにでも、私予防接種のこのワクチンの認可会の会議録等見たのですけれども、ワクチンを推奨する委員の方たちは製薬会社から寄附金をもらっている方たちばかりで、ちょっと待ったほうがいいのではないのと言っている委員の方は、それに関係ない委員の方たちなのですよね。そういったところを見ると、やっぱりこのワクチンに対しての信頼性自体が今失われているわけです。町としてもこういった状況をしっかりと把握をして、受けまして、自治事務としてやるわけですから、町としての説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと済みません。領土教育に関してなのですけども、私の見解が間違っていたら指摘をしていただきたいのですけれども、北方領土に関しては非常に歴史的背景から、しっかりと教えていただいているようなふうに思っているのですけれども、例えば竹島とか尖閣に関しては指導要領にどこまで、指導解説書を含めて、どこまで記載されているのかちょっとわかりませんが、歴史的背景を踏まえた教育までは記載されていないのではないかなというふうに思うのですよね。子供たちが大人になったとき、もう大人にならなくても国際交流というのは非常にされていま

すし、グローバル化が進む中で、まず自分たちのアイデンティティーがなければ、他国の方たちの文化を理解することも、議論することもできないわけでありまして、しっかりと国民の領土、領海、領空ありますけれども、これを守るのは自分たちなのだというやっぱり意識を教育の中で育てていかなければならないというふうに思っております。

教育委員会で領土教育というものの本質的意義をしっかりとご議論いただきたいですし、熟慮をされて、子供たちが義務教育下においてきちんと主権国家の国民としての意識を育むような教育をしていただきたいなというふうに思いますので、しっかりと教育委員会としての見解、学習指導要領解説書にないから、それはやらなくていいということではないと思いますし、やる必要がないというわけでもないと思いますので、責任を持って学校現場でどのように指導されているのか。

また、実態として領土教育の時間・時数というのはどれぐらいになるか、もしわかるようでしたら教えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの今井議員の説明で少しわかりましたが、いわゆる当初、これはこのワクチン接種は法令化されたわけでありまして、自治事務とはいえ、一般的には法令化されますと、自治体が自治事務になりますと、ほとんど自前でお金を出さなければいけないわけでありまして、そういったことでその後、事件が起きて、いわゆる勧奨中止ということを知りたくれと、こういうのが通達来たわけでありまして、中止というのは一旦休むことでありまして、禁止ではないのですね。やっぱりそこが今井議員との考えのほうが合っているのだなと、私今黙って聞いていましたけれども。

私は、専門外でよくわかりませんので、今後よく研究して、中止ということがその後、国のほうでどういう通達になってきたのか、ちょっとわかりませんから、よく調べて対応しますが、いずれにいたしましてもその後、3名だけの接種で終わっているということであれば、かなりもう徹底はしたと思いますが、このワクチン接種勧奨の休止でありますので、これは禁止ということになれば、間違いなくやるところでありましたが、その辺ももう少し、法律の扱い方も当然であります、特にこれ命にかかわる問題で、ましてそのワクチン、HPVが本当に体に相当数の影響があるようであれば、当然禁止と出てきてもいいはずですが、休止だということでございましたから、私どもも十分研究をして対応できるようにしたいと思います。ご理解願いたいと思います。

教育長（丸山 敬君） それでは、領土教育についてお答えをいたします。

ここに今参考のために、現在中学校で広域採択しております地理の分野の教科書です。ここでは、日本の国土の広がり、日本の領域と領土問題ということで、排他的な経済水域、それから今井議員のお話にもありました領海、領空、領土、これについてもきちんと触れられてあります。

それから、その排他的経済水域の中に竹島も尖閣諸島も入っております。北方領土の問題についてもここまでは日本の領土ですよという、北端のところまでもきちんとこういう地図の中で明記をされています。

時間については、分量からすると、確認はしておりませんが、せいぜい1こまぐらいの内容で、この分野は触れられる内容ではないかなと、そんなふうに思っております。

あくまでも公教育でありますので、特に主たる教科書は広域採択をしております。各市町村レベルではありませんので、この地域では見附、三条、加茂、田上が広域のそのグループに入っております。その中で協議をされて、慎重にこの教材が選ばれております。

学習指導要領のほうは、大綱的な基準ですが、これも法的拘束力ありますし、その付随した解説書、これも当然のこととして公的な拘束力があります。

ただ、一部改訂前までは、例えば竹島についての記述をちょっと読ませていただきますと、我が国と韓国の中に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れという程度が改訂前でした。それが1月28日のあの改訂で、この解説書がより一歩細かく踏み込んだ形の記載になりました。ただ、この内容が実際に教科書の記載に反映されるのは、もうちょっと時間がかかります。

改訂後では、こんなふうになりました。竹島については、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについての的確に扱い、我が国の領土、領域について理解を深めさせると。累次にわたって抗議をしているというような記載が入っておりますし、改訂前ですと、尖閣諸島については余り記載がありませんでしたが、今次改訂ではきちんと尖閣諸島についても触れられてあります。これは、中学校では地理分野ですが、このほか歴史的な経緯も関係がありますので、歴史の分野でも、それから国際社会との関係ということで公民分野についてもそれぞれ触れられております。

そういうことで、前よりはかなり踏み込んだ形で解説書もこういうふうになっておりますので、当然公教育ですので、これを踏まえた指導がこれから現場にきちんとされていくというふうに私は理解しております。

以上です。

議長（渡邊正策君） 今井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 3 4 分 散 会

別紙

平成26年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成26年3月12日（水） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

(3 月 13 日)

平成26年田上町議会
第2回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成26年3月13日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|---------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
| 書 記 | 渡辺絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（渡邊正策君） 改めておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（渡邊正策君） 日程第1、一般質問を行います。

12番、関根議員の発言を許します。

（12番 関根一義君登壇）

12番（関根一義君） 12番、関根です。一般質問させていただきたいと思います。

私は、今回は町長の施政方針演説に関しまして5点にわたって質問をいたします。

その前に、昨日町長から私たちに対して総合計画読んでいますかという問いかけがありました。町長、読んでおりますので、ご心配なく。ご安心ください。

私は、通告には5点にわたって質問内容並びに質問の趣旨、あるいは私の見解なども若干つけ加えて提出してございますけれども、きょう出勤しましたら、いろいろ挑発やら、激励やらいただいております、余り長々とやるなという、そういう激励だと思えますから。項目のみで質問させていただきます。内容については、既に町長に提出してありますから、町長、その内容に沿いましてご答弁いただければ幸いです。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず、第1点ですけれども、予算編成の基本方針に関しまして質問をさせていただきます。とらえ方は、いろいろあろうかと思っておりますけれども、昨日来も議論になっておりましたけれども、私も予算編成の基本方針としてうたわれております町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとしての位置づけている事業については

優先的、積極的に実施するという、そういう基本方針を示していただいているのだろうというふうに受けとめております。そういう基本方針を踏まえまして、先ほども言いましたけれども、総合計画などについてももう一度目を通させていただきました。そこにうたわれている重点プロジェクトの内容等についても再度いろいろの角度から検討してみました。

そこで、伺いたいと思いますが、平成26年度予算の中で優先的に実施される重点プロジェクト事業について明らかにしていただきたいと思います。見ればわかるだろうというふうに答えなくて、これとこれが重点プロジェクトの事業なのだという点について明らかにしていただきたいと思います。

第2点目です。農業政策についてご質問いたします。国の農業政策が打ち出されておきまして、それを受けて、現在開会中の県議会においても県としての課題設定が行われ、そして議論がなされております。

町長にお尋ねしたいと思いますが、現在国あるいは県が打ち出している農業政策、田上町に照らし合わせた場合、この制度は生かされるとお考えですかどうですかということについて、端的にお伺いしたいと思います。

私は、生産現場に位置する町が農業者に沿った制度設計など、支援策がとられなければ、この国の制度並びに県が提唱しております県としての課題設定、こういうものについても生かされないのだろうというふうに思っております、そのような問いかけをさせていただきます。

さらには、そういう問題意識からすれば、私は町としての農政を確立すべきだということを申し上げて、見解を伺いたいと思います。田上町にも農業基本構想というものが存在していますが、それは全く絵に描いた餅になっておきまして、我々にも十分な議論がなされておきませんし、農業者にもそれは定着しているなどということには全くなっていない。そういうものでありますから、私は農業者に沿ったところの町の農政の確立が急がれるのだろうというふうに考えておりますので、見解を伺いたいと思います。

3点目、人口対策について伺いたいと思います。これも昨日、けんけんがくがくの議論になりまして、町として要するに多くの施策が投入されます。そのことについては、私も同感でありますし、何も否定するものではありません。

しかし、私の問題意識を若干申し上げたいと思います。私は、人口減少に対する対策というのは、一自治体の取り組みで打開できるほど、そんな安易なものではないというふうに思っています。

国が人口問題について、具体的な対策をこの間放置してきました。私は、国の対策というのは人口減少対策などというものではなくて、人口政策として打ち出すべきだろうというふうに思います。そういう危機感なくして、今日の社会現象というのは打開できないだろうというふうに思っています、そのようにとらえております。

また、県は、これまた県会の中で議論されていますけれども、一時金の支給などという、そういう考え方に基づいたモデル事業を実施するというふうに言っています。このモデル事業の成否をとらえた中で、国に対して提言を行うなどというのが泉田知事の方向性のようであります。

そこで、町長に伺っておきたいのですが、県が提起しておりますモデル事業、第3子に対する一時金支給方式、これに対する効果をどのようにお考えですかということについてお伺いしたいと思います。

並びに、第3子ということですから、その公平性が問われると思いますけれども、公平性についてどのようにとらえていますかということについてお伺いをしたいと思います。

さらに、もう一点申し上げておきたいと思います。私は、人口減少対策をそれぞれの自治体で競って施策を導入して取り組んでいくということについて否定するものではありません。しかし、これとて早晚限界がくるのだと思います。ですから、私は少子化社会における町づくりという視点で取り組むことが必要なのではないかなというふうにも思っております。ちょっと相反するような主張をしているようにとられるかも知れませんが、私はそのように思っております。

町長が年末から年始にかけてだと思えますけれども、いろんな場で持続可能な町づくりということを主張してまいりました。その町長の主張を思い出してみまして、人口問題と照らし合わせた場合、私は早晚限界に、あるいは壁にぶち当たるだろう、人口減少対策というものの視点を、もう一つ少子化時代における町づくりということについて視点を入れるべきだというふうに考えていますけれども、町長のご見解をお願いをいたしたいと思います。

4点目、教育行政に関しまして質問をいたします。国は、教育委員会改革を行うということでけんけんがくがくの議論、与党内でやっているようであります。

端的に伺います。まず、教育長に伺いますけれども、国が現在議論しております教育委員会改革の必要性について、教育長のご見解をお伺いしたいと思います。どのように受けとめておられますかという点についてのご見解をお伺いしたいと思います。

ます。

町長にお伺いします。町長にも町の教育委員会の必要性を考えておられますかということについてご見解をお願いしたいと思います。

また、町長には、国が行おうとしてる教育委員会改革に対して、首長の関与の強化だとか、委員会の権限強化だとかということに対しまして、教育の政治的な中立性が損なわれるのではないかというふうな指摘がございますけれども、そのような指摘に対して町長はどのような見解をお持ちですかという点についてご見解をお願いしたいと思います。

最後、5点目、生涯学習センターについての議論をさせていただきたいと思えます。これまた昨日も議論されましたから、屋上屋を重ねるような議論になって恐縮ですけれども、私は町長に生涯学習センターの建設に向けた本気度を問いたいと思えます。

構想が打ち出されて、かなりの時間が経過しています。町民からは、やる気がないのではないかという声が聞こえてきます。一方では、箱物批判という、そういう声も聞こえてきますけれども、いろんな意見があるということについては承知をしていますが、私がここで問いたいのは、昨日の議論聞いておりますと、今度は本気でやるのだなというふうなことで受けとめますけれども、さらに念を押して、本気度を聞かせてくださいということについてお伺いしたいと思います。

同時に、私はこの建設に向けては、これまた昨日も議論になりまして、町長も答弁の中で触れられておりましたけれども、私の視点といたしましては、原発の過酷事故に対する住民避難についての視点を入れた建設が必要だろうというふうに思っております。長岡市民を受け入れるという、そういう県の指針が示されました。町民の一時避難さえも十分対応できないような、そういう我が町にあって、長岡市民を受け入れなければならないという、そういう事態になるわけです。

そこで、この生涯学習センターについては、複合機能を有した施設にしたいというふうな方向性が出ておりますから、そういうものとして一時避難所の確保という視点も入れて考えるべきだというふうに思えますけれども、ご見解をお願いしたいと思います。

以上、5点にわたって質問いたしましたので、意のあるところを酌んでいただきまして、ご答弁をいただきたいと思えます。終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) 改めまして皆さん、おはようございます。きょう、関根議員お1

人のご質問でありますので、できるだけ丁寧にお答えしたいと思っております。

(何事か声あり)

町長（佐藤邦義君） いや、きのうよりは丁寧にしたいと思います。

最初のご質問であります。平成26年度、優先的に実施される重点プロジェクト事業は何かというご質問であります。新規事業では、これまでにお話ししてきましたように、人口減少対策としての新婚世帯または子育て世代で町内に居住するための住宅を取得した方を対象にいたしまして、金融機関から借り入れた住宅取得金に対しまして利子補給制度を創設いたします。

次に、保健福祉関係では、今問題になっております認知症になっても本人の意思が尊重されて、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症支援対策の取り組みや各種の健康作りを進めてまいります。

水害対策関係では、これも議会の皆様がいろいろ調査してこられました、雨水の流出抑制対策として3カ所を設定をいたしました。とりあえず清水沢川の遊水池の詳細設計業務をいたします。

次に、社会資本関係では町内経済の活性化を図るため、町の施工業者を利用して住宅リフォーム工事を行った場合の補助金を創設いたします。

防災関係では、集中豪雨を想定した全町規模の防災訓練を行いまして、10月19日と設定しておりますが、この防災関係機関相互の緊密な連携体を構築いたしまして、あわせて町民の防災に対する意識の高揚と防災体制の強化を図ってまいります。

教育関係では、小学校において子供たちの放課後学習を行う機会を提供し、学力の向上を図るため、近隣大学との連携を活用したたけの子塾を実施いたします。

また、継続事業としては、少子化対策関係では子育て支援の充実を図る観点から特定不妊治療の助成や妊婦医療費の助成。

それから、商工関係では町内の商工業の活性化の振興を図るために、地元の小売店での買い物をより効果的に定着させるため、引き続きプレミアムつき商品券の発行補助を行います。

また、湯っ多里館の指定管理者制度への移行及び指定管理者の意向も踏まえた施設のリニューアルをいたします。

社会資本関係では、国土調査事業や都市計画用途地域の見直しを行います。

それから、教育関係では今後の生涯学習センター建設の基本方針を検討するプロジェクトチームの立ち上げを行ってまいります。

また、未満児保育の充実や学校の環境改善としての備品の購入なども重点プロジ

エクトとして力を入れて実施していきたいと、こういうふうに考えております。

詳細につきましては、予算委員会の中でご説明をいたします。

次に、農業政策について、制度は生かされるかのご質問であります。結論から申し上げますと、かなり難しい国の提案だろうと、こういうふうに思っております。数年たって、ようやくその成果といえましょうか、実施が実を結ぶので、ここ一、二年はちょっとなかなか難しいなというふうに思っております。

最初の中間管理機構というのは、無条件で貸し手農地を受け入れられるかというご質問であります。正直言いますと、県内では大体の方針が決まっているようですが、中間管理機構がまだ正式には設立されておりません。3月28日の農林公社理事会で表明するところがございまして、そのときになって初めて中間管理機構が設立されるようではありますが、今のところでは事業規程等はない状況になっておりますので、詳しいところは今の段階ではわかっておりません。恐らく中間管理機構は、無条件で農地を受け入れるということは考えにくいということの考えに立っているようであります。やはりある程度受け手が決まっている必要があるのではないかとこのように考えております。

その次の集約された農地は、当該自治体の農業者に委託されるのかでありますが、恐らくはしっかりした担い手が、あるいは法人でも結構ですが、いけば心配ないというふうに思っております。

次の新規需要米を集団作付したとき、全量買い上げが保障されるかですが、これはいろんな考え方ありますが、JA南蒲の話では平成26年度産飼料用米については、実は受け入れ先が確定をしていないと、確保されていないということで、JA南蒲では多収性品種が確立されていないために栽培方法も確立されていない。そういう理由で備蓄米のほうに誘導していくと、こういうような考えでいるようであります。

なお、平成26年度確立されていない部分の検証を実施しまして、平成27年度以降につなげていきたいと思っております。まだ新しい農業政策が不透明な部分も多いわけではありますが、すぐに完全な形にならないのかもしれませんが、関係機関が連携・協力のもと推進していけば、おおむね新制度は生かされると考えておりますが、先ほど申し上げましたように、これは数年先だろうと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても生産組織あるいは法人化を進める必要があると思っております。そうすることで農地が町外にゆだねられることもなくなるのではないかと

いうふうに考えております。

次の人口対策についてであります。議員ご指摘のように、国が人口減少対策に対して総合的に政策を打ち出すべきであるとのお考えは私も同感であります。今、田上町が人口減少対策としてやるべきことは、とりあえずは若者の雇用の場の確保、それから住宅の確保、あるいは保育料も含めた保育、教育環境の整備・充実などを図っていくことだというふうに今考えています。

県が少子化対策モデル事業と打ち出しました第3子以降生まれた子供に対する一時金を支給するという、この考え方でありますが、これは確かに一つの対応策であると思っておりますが、必ずしもこのことだけで子供が多く生まれるということにつながるかどうかは難しいのではないかなというふうに思っております。

公平性の問題についてもご質問ありましたが、私はやっぱりこれは必ずしも公平性を欠いているのではないかなというふうに思っております。県は、これから調査として予算づけしたようでありますので、この1年間ぐらい調査をしてどうするかということを決まるようであります。今県議会で検討されているところであります。むしろ私は、子育てしやすい社会環境を整備をしてほしいと願う若いお母さんたちの声が多く聞かれます。私もそのことが重要であるというふうに思っております。

また、二律背反的となる少子化時代の町づくりの視点も課題であるというご指摘であります。確かに一方では人口対策を目指しながら、また他方では少子化対策が進むという、こういうことも現実があるわけありますので、実は町でもかなり抜本的にこれはしっかりととらえてやっていかなければいけないということは今庁内でも検討しているところであります。例えば町の公共施設などのあり方などもそうありますし、必ず少子化、人口減になった場合には経済活動などもかなりそれに合った形で行われると思っておりますし、企業の存続等も働き手の問題もあまして、実は大きな問題として私どもの目の前に立ちはだかってくるのではないかなというふうに考えております。

次に、教育行政について、後ほど教育長のほうからも答弁してもらいますが、教育委員会改革の必要性や教育の政治的な中立性のご質問であります。今の制度で不都合さをそれほど感じていないというのが正直なところであります。あくまでも公教育ではやっぱり政治的な中立は確保しなければならないと、こういうのは基本的には考えております。

ただ、外部の皆さんは教育委員長と教育長の区別がつかない、あるいは混同されるということが多いということから、迅速な意思決定の観点からも長の一元化とい

うのはあるいは必要だと、こういうふうにも考えております。

最後に、生涯学習センターの建設構想についてであります。池井議員の一般質問でも答弁いたしましたように、生涯学習センターは町づくり事業にも活用できる施設で、まずは交流人口が図れる拠点施設として位置づけをいたしました。その中で複合的かつ多目的に利用できる施設を目指したいと考えております。

先ほど後段で関根議員から、長岡からの避難者の受け入れということもございませぬので、それを想定して、やはりホールというよりは小会議室をできるだけ多くつくっておくほうが避難者に対しても親切だろうと思っておりますので、その辺あたりも今後の検討委員会の中で詰めていきたいと、こういうふうに思っているところであります。

それから、建設のことでもございませぬが、東日本大震災の復興作業のため、職人とか、あるいは機材の多くが東北地方に集中しているというように報道されておりますし、最近ではその影響を受けまして、人や機材の不足、それから特に鉄骨関係の資材の高騰があつて、また4月からの消費税率の改定などがありまして、当初想定した予算規模よりも、建設予定年度の再検討が必要になると思っておりますが、これまでにお話ししてきたように、二十八、九年ぐらいまでには何とかなるように努力をして、最低30年には建設ができるようにというようなことを今考えているところであります。

そのために職員を中心としました、仮称であります。基本方針検討委員会を立ち上げまして、田上町の今後の人口推移、あるいは各施設の活用状況を分析しながら、町の財政状況も考慮して、従来の生涯学習センターのイメージにとらわれないで、あくまでも町づくり事業として活用できる、町の身の丈に合った施設が基本方針となるものと検討しているところであります。

以上であります。

(教育長 丸山 敬君登壇)

教育長(丸山 敬君) おはようございます。関根議員のご質問にお答えをいたします。

教育委員会改革についてのご質問であります。初めに責任の所在の不明確さのご指摘についてお答えさせていただきます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び管理運営に関する法律、大変長い法律ですので、略称として地方教育行政法というふうな言い方をしておりますが、この定めにより、教育に関する事務を処理するため都道府県・市町村等に設置される合議制の執行機関です。

教育委員会制度は一般人、これがレイマンと言われているわけですが、それで構成される教育委員会の委員の合議により基本方針を決定し、それを行政の長たる教育長が事務局を指揮・監督して執行するというレイマンコントロールのもとに運営をされている制度でございます。

現在、教育委員は5人の委員から構成され、委員長は委員の互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命し、教育委員会の指揮・監督のもと、全ての事務をつかさどります。この合議制の仕組みが責任の所在をわかりにくくしているのではないかと考えております。

次に、委員会の審議の形骸化の指摘がありますが、当委員会には指摘に当たらないと考えておりますし、危機管理能力の補足につきましても会の運営の工夫により機能させることはできると考えております。ご批判は、真摯に受けとめなければなりません。全ての教育委員会がそうだとされることについては、いささかの抵抗感がございます。

以上でございます。

12番（関根一義君） 再質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、農業政策に関して再質問をいたします。町長も私の認識とそんなに大きくは違わない中身で答弁されたと思っておりますけれども、このままでは初年度26年度、27年度のこの2年間ぐらいは制度は全く機能しないというふうに私は思います。いろんな方の意見も聞かせていただきましたし、いろんな方から見解もいただきました。農協にも電話しました。農業者の皆さんの声も聞かせていただきました。

まず、中間管理機構の問題ですけれども、農地の集約こそが日本農業を再生するのだという打ち出しです。しかし、これが機能しないではないかというふうに思っている。町長も触れられましたけれども、私も田んぼ若干ありますけれども、仮に中間管理機構に、私の少ない農地ですけれども、それを委託をするという意味で申請したとします。どうなるのだろうか。あなたの要望について、無条件に中間管理機構受け取るというシステムになっていないのだというふうに言うわけです。町長も言われました。受け手も一緒に連れてこいというふうに言うのだというのは、農業者みんなそう言います。農協もそういうふうに言います。多分そうでしょうという言い方です、農協は断定しませんから。多分そうなるでしょうという言い方をします。

だとしたら、この農地中間管理機構を設置をして、水田の集約を図るという政策

は偽りになってしまう。準備期間が必要なのであれば、準備期間が必要だというふうに明確に言うべきだと。片方では、所得補償を減額をし、そして政策をスタートさせるといふように言うおきながら、一方では提起されている政策は動き出さないというふうなことが現実としてあるわけです。

もう一つ、町長も触れられましたけれども、私からも念を押して触れておきたいと思いますが、私は、曾根地区の特殊性もありますけれども、河川敷の占用地耕作を行っています。将来を見越してこれをどうするかという議論を提起しようかなというふうに私は思っていました。

その際、今国が打ち出しているこの農業政策に乗ることができるかできないかということを考えました。言ってみれば、農家の所得補償を確固たるものにするために、飼料用米の生産を奨励する。一定数量の生産を上げれば、主食用米よりも農家収入がアップするのだというふれ込みです。だとしたら、集団転作やってやろうかと。転作とは言いません。集団飼料米栽培をやってやろうかというふうに考えまして、そんなことを夢の中で描いてみました。聞いてみましたら、何言っているのだと。気が狂ったか。そんなのは、農協なんて買わないんだてば。おまえさん、買い手を見つけなさいと、こういうふうにするのだてば。これで終わりです。確かにそうです。町の担当者の皆さんにも意見を聞いてみましたらけれども、ほぼそれと同じような見解、そうなるでしょうねという見解ですね。農協に至っては、出口のないコメなんかつくりなさんな。こういうふうに言います。だとしたら、政策生きないではないかと。農家所得の確保のために制度設計をした。だから、将来的なコメの需給を鑑みて、飼料用米の生産に努力してみてくださいというふうに言っていることはうそではないですかということになるわけです。事ほどさような状況になっています。大きな例、2つ申し上げましたけれども。

そこで、私がこのことについて文句ばかり言っていたのでは始まらないというふうに思うのです。

そこで、どうしても必要なのは、国の農政は避けて通れないから、それを生かしていくために、効果あるものにするために町が独自に町としての農政を作らなければだめだろうということです、町の実態に即して。言ってみれば、セーフティーネットの考え方でもいいと思います。必要なのであればセーフティーネット、これは町としても作るということがあってもいいかもわかりませんが、批判は多々あると思いますけれども。町としてどうするのだということが必要になるのではないかと。町だって3年ももちません、農業従事者。

ですから、町長、触れられましたけれども、町として生産法人を有効的なものに育てていく以外にないのだというふうに思っているのですというふうに言われました。私もそのとおりだと思います。だから、今まで議論してきましたけれども、町独自のマスタープランに期待をしたわけです。

ですから、私は農地管理機構、自治体と農協がタイアップして自治体単位で組織をつくるべきではないかというふうに思います。農協が窓口にならなければだめなのです。農協批判ばかりしていてもだめだ、通用しない。確かにそのとおりでしょう。農協は金融業に全てシフトしてしまって、農家に対する農業生産の指導などというのは放棄している、基本的に。放棄しているなんて、農協、怒ってくるかもわかりませんから。基本的に放棄しています。農家の人たち、どうしていますか。コメリへ行けば、農協よりも安く買えるのだというふうに堂々と言います。ところが農協、どうなのだ。飼料を買う。月末になると、月を越すと督促が来るのです。農家の人たちは怒っています。農家の実態を知らないではないかと、おまえ、農協なんて言っているけれども。というふうな事ほどさような。でも、そういう農協であったとしても、これからの農政を町として展開していくためには、農協を主たる推進母体にした生産組織を作らなければだめなのだということだと思います。そこに行政がかかわるのだということをはっきりさせなければだめなのだと思います。農協に丸投げするのではなくて、農業者に丸投げするのではなくて、農業者の自主的な動きが出てくるのを待つのではなくて、そうしなければだめなのだ。なぜか。田上町の基幹産業が崩壊するではないですか。基幹産業が崩壊されれば、人口減対策などというのは吹っ飛びます。それほど農業に力を入れることが田上町としては求められているのだということを私は声を大にして言いたいなというふうに思います。

そんなに大きくずれているとは思いません。スタートを切るか切らないか。本気に立ち上がるか立ち上がらないか。この差だけだと思います。だって産業振興課、農政担当者、常に努力しているではないですか。町独自でマスタープランをつくらうという努力をしてきたではないですか。その延長線上で農協を巻き込むという視点がぴしっと入って、町長がそういうふうに行きなさいというふうには言えませんが、リーダーの判断です。私はそういうふうに思います。町長が方向性を示せば、町の職員動きます。若い職員、頭、柔軟だ。優秀だ。やる気はどうかなんて、疑問でございます。なぜかといったら、町長がその方向性を示してくれないから、やる気出したら、失敗したら自分の出世に響くなどという、そういう意識になったら大変です。そうっていないと思いますけれども。ぜひ私の意のあるところを酌んで

いただきたいと思います。再答弁を求めます。

それから、教育委員会改革、今の動きを見ていますと、選択制などということではなくて、国一本でどんとくると思います。私は、そういうふうに見ています。しかし、この前、県知事が言っていました。仮に教育委員会改革に選択制があるとしたら、知事は現行教育委員会制度をとりたいというふうに言ったのです。私は、教育委員会制度の改革というのはそんな選択制など来ないと思いますけれども、あえて県知事と同じ質問させていただきたいと思います。仮に選択制が来たら、どちらをおとりですか。教育長に聞きます。

それと、この教育委員会改革というのは、議論の出発点が不純ですよ。こんなこと言うと、もっと怒られるかもわからぬけれども、不純だと思います。大津事件から端を発して、そこからぱつと火が噴いた。本来は、もっと正々堂々と真っ正面から教育委員会改革をとらえればよかったものを、それをやらないで、大津事件に対してそこにかみついて、これが教育委員会の現実なのだ。だから、改革しなければならぬのだというふうになじれて、要するに改革に着手をした。これが本音なのではないでしょうか。だから、あれは大津の問題ではないか。あれは福岡の問題ではないかというふうになっていて、教育委員会改革というのは全体のものになっていない。私のところは、そんなことありません。そんなことを言われる筋合いはありません。これで終わっているということなのではないでしょうか。

私は、田上町の教育委員会にも問われていることはあるのだと思います。私がこれだというふうに言うことはありません。そういう中身持ち合わせて言っているわけではありません。本当に問われているものはないのかということを考えたときに、それはあるのではないかと思いますけれども、そういうものも入れて、これは避けて通れない現実だと思いますから、今国会で通すと言っているのだから、通したら、すぐそれやってくるのだから。だから、避けて通れない。もうすぐ喫緊の課題になる、教育委員会改革は。というふうに思います。

終わりますけれども、最後に一言申し上げたいと思います。首長の権限が強化されるようなシステム、あるいは首長の意向が反映されるようなシステム、そういうものが必要なのだと言うけれども、現状だってそうなっているではないですか。現状だって、町長が全く教育委員会の方針、動きに対して無関心だなどということはあり得ないでしょう。教育委員会の委員の人選だってそうでしょう。人事だってそうでしょう。みんなそうなっているでしょう。だとしたら、これ以上強化をしなければならぬ、関与を求めるのだなどというのは裏があるからです、そんなもの。

今、田上町、そういうことでそれぞれの持ち場で有効的に要するに機能しているのではないのでしょうかというふうに思いますけれども、再度見解を求めたいと思います。

以上です。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの関根議員の農業政策についてお答えしますが、この新制度ができて26年度、27年度というのは、ご指摘のように私もほとんどとは言いませんが、余り機能しないのだろうと、こう思っております。機能する施策は、恐らく農地保全の日本型直接支払制度、それは多分農家の方も一生懸命だと思えますから、この部分に国もお金を相当つけるということになっていきますから、その分野だけはかなり進むだろうと、こういうふうになっていくのではないかと思っております。これは、当初は非農家の人も参加してというような施策でありましたが、そういうことが本当に浸透していくかどうかは別として、農地保全にかなりの予算がつくようでありますので、そこから農業をみんなに考えてもらうということも含めまして、私はここは機能するだろうと思っております。

それから、中間管理機構においては、これは例えばどういうところになるかということにもよりますけれども、水田のフル活用についてということもテーマに上がっておりますが、これはかなり困難な事業ではないのかなと思って、農家の方が真剣に取り組むかどうかは、今関根議員も力説をされておりましたが、私もその点では大体考え、同じであります。特に農家の収入の確保をするための施策などについては家畜飼料米という、最初の答弁でも申し上げましたように、買い手が全然まだ、どこが買ってくれるのかというのがわからないということと、果たして家畜用のコメが飼料米としてどの家畜にえさをやればいいのかなどという、そういう観点からも決して十分に研究されたということが余り聞こえてきておりません。

先般、県の農林公社のトップ、三、四人来ましたけれども、この件については恐らくご指摘のように、買い手が確立されていないので、かなり難しいと、こういうことを言っておりました。そういったこともあって、JAはそれを受けて、先ほど答弁いたしましたように、備蓄米への誘導を図っているということは、やっぱりそこにつながっていているのではないのかなと、こう思っております。

それから、町の独自の農業政策の確立の必要性ということ、農地・人マスタープランも6割ぐらいもう既にでき上がっておりますので、やはりその辺が中心になっていくと思っておりますので、こういった農業政策も町がかなりやっつけていかなければいけないという。

農林公社の理事長以下、来たのですが、最終的には仮に中間管理機構が受けたとしても、実際やるのはあなたたちでやるのですかと。いや、実は私も理事だから、あなたたちと言うのは変だけれども、農林公社がやるのですかと、こう聞いたら、そうではないとは言いませんが、JA、それから自治体、市町村だと、こういう話の考えでいるようであります。そういうことで町の職員、ちょっと仕事が多くなって大変ですねという声かけましたら、まあまあ、全面的に負担にならないようにはしたいのだと、こういう話はしておりましたけれども、実務は農協とどれぐらいタイアップできるかわかりませんが、かなり町にその仕事が回ってくるだろうと、こういうふうに思っております。

それで、最終的にはとりあえずJAと町が生産組織の確立においても担っていかなければならないと思っておりますが、このJAを中心とした生産組織のあり方というのは、形としては政府がJAの今の運営の仕方について非常に異議申し立てているわけでありますから、JAバンクばかりではだめだということで、本来の農家支援ということになっておりますが、これは先般吉田組合長がちょっと私のところに来ましたので話をしたところが、正直言ってこの南蒲のJAがそれに、例えば生産組織を全部賄うということは、かなり難しいと、人手もないし。最終的にはやっぱり町の生産組織とか、そういった大規模経営の農家とタイアップしなければいけないというようなことを言うておりましたが、これは国の政策でありますので、本来の農業支援ということにはかじは切るだろうとは思っておりますが、私は基本的には自治体の生産組織になっていくのではないかなと、こういうふうに思っております。

残念ながら、田上町では法人化された組織が今たった1カ所しかありませんが、後藤の生産組織は法人化されております。もう近々、1つないし2つも今その準備をしているところでありますが、今までのような農機具を購入するための組織ではもうだめだろうと、こう思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、農林公社の考えはやっぱり大規模化を目指しながら、それでは小さい農家、どうするのだろうというような話にもなりましたけれども、小さい農家はやはり大規模のところに農地を提供して、一緒に経営をしていくと、こういうような考えで、私はそれでもいいとは思っておりますが、当初から私はやっぱり田上町に生産組織を、しっかりしたものにやっていただくように、農家の方をお願いしているわけでありましたが、いずれにいたしましても産業振興課の渡辺課長、一生懸命でありますので、今後の政策どうするか、もし考えが

あれば今ちょっと補足してもらいます。

産業振興課長（渡辺 仁君） いきなり振られてびっくりしておるところでございますけれども、中間管理機構ということで、もう骨組みが鳴り物入りにできたような、そういった部分でやっぱり農地を提供すれば、例えば耕作放棄地でもきれいに貸し付けてくれるのだらうという部分で話が先に行っているような部分もありますので、その辺をよく検証した中で、今町長がおっしゃいましたように、事務的にも私どものほうに来る部分も多いと思いますので、期待に応えられるように、最初の答弁でも申し上げましたように、やはり我々も頑張っていけないと、なかなか新制度は生かしていけないのかなと思っておりますので、その辺で頑張っていきたいと思えますし、すぐにはできないのかもしれませんが、何とか田上町の農業を守っていくための政策をこれからどンドンと考えて、やはり土台としては私が考えるには、田上としては施設園芸とか果樹とかもありますので、複合経営的に法人化していくのが一番ベターなのだろうと、1年を通して生産ができるような足腰の強い法人組織なりをつくっていくのが大事なのだらうと。そのためにはいろいろと私どもも推進に向けて頑張っていかなければだめなのだらうし、おいおい転作の奨励金等々もそういう生産組織向けに強化していくということも必要になってくるのかもしれませんが、その辺で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

教育長（丸山 敬君） それでは、関根議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、選択制ということでございますが、関根議員さんも触れられましたように、きのうの新聞等見ますと、既に与党では合意がされて、今国会中に法案提出、それ通る公算が大であるというような報道、コメントがされております。今までの流れからしますと、法律、地方教育行政法、これが私ども教育委員会の枠組みになりますので、それが通れば、もう選択の余地ということではなくて、それに従ってやっていくということになろうかと思えます。

公教育でございますから、国民、県民、町民の負託に応えるということは当然原則になってきます。改革は、今までずっとなされていないのではなくて、平成18年に六十数年ぶりに教育基本法が改正をされて、それを受けて、教育の地方分権化という視点で、実はこの法律が一部改正をされているのです。その中で、例えば形骸化の問題についても責任の明確化、単なる事務局が提案したものを追認するだけではなくて、きちんと審議をなささいというようなことも法律として要請をされてい

ました。私どもは、関係する資料はできるだけ事前に委員の方にお配りをさせていただいて、事前によく目を通していただいて、委員会に出席をいただくような工夫をずっと私が就任して以来とっておりますし、国の動向とか、いろんな動きと、あるいは全国的なそういう動きというものは、全国の教育長会議等の資料等でもいただいておりますので、そういうものはできるだけ増す刷りをして、委員の皆さん方にも共通理解いただけるように、あるいは判断の材料になるようなものを提供して、工夫をして、そういう形骸化のご指摘、あるいはもろもろのそういうご批判等に答えられるように頑張ってきたつもりです。

教育委員会は、執行機関の位置づけでございまして、独立した権限を持たされておりますけれども、残念ながらお金を持っておりません。ですから、何か事業を立ち上げるにしても、全て予算措置をお願いしなければ日の目を見ない、そういう仕組みになっておりますので、予算案の提出、そういう段階で当然首長さんにご相談をさせていただいたり、お願いをしたりしております。

私が就任してから、かなりご配慮いただいて、町の予算の中で占める教育予算は、この近隣市町村の中でもパーセント的には非常に高い割合をいただいているのではないかと考えております。私個人的には、問われれば、今の教育委員会制度はこのレイマンコントロールの趣旨からすると、非常によくできた制度であるなど、そんなふうに思っております。

ただ、関根議員さんもお指摘でありましたように、今回の事の発端は天津市の無責任体制ということが言われたわけですので、もしそれが主眼であるならば、委員長と教育長が、今のこの新しいのもそういう形になりますけれども、兼任する形で一元化をすれば改善できたはずですが、実際の中身を見ますと、それ以外もろもろのことも制度改革の中に盛られておりますので、当初の議論から少し方向が変わってきているのかなと。でも、あくまでも公教育ですから、私ども法律に従ってそういう制度を運営していく立場ですから、法律が改正されれば、その法律の趣旨を生かす最大限の努力をしていかなければならないなど、そんなふうに考えておるところです。

新しい制度を、あくまでも報道発表の域を脱しませんけれども、教育委員会が執行機関として残ると。教育行政の最終責任は教育委員会がとりなさいよということであるならば、教育はまさに国家百年の大計です。継続性、安定性、そして専門性、独立性というのがやはり一番大事ではないかなと。こういうものを担保していただくように、当然のこととして首長さんからもご理解をいただきながらやっていくと

いうことが残された大事な道ではないかなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

12番（関根一義君） 終わります。

議長（渡邊正策君） 関根議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時15分 再 開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第4号 田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について

日程第7 議案第8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議長（渡邊正策君） 日程第2、議案第3号から日程第7、議案第8号までの6案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第3号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第5号 田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改

正について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第6号 田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第8号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について、審査の結果は原案可決でございます。

審査の概要を少し申し上げますが、まず議案第3号の職員の分限に関する関係でございますが、質疑の中では情状を考慮してとはどのようなケースが想定されるのかというような質問がございましたが、ケース・バイ・ケースになるというような答弁でございました。

それと、議案第5号、6号、椿寿荘、YOU・遊ランドの料金改正の問題でございますが、質疑の中では料金値上げの考え方ということで指定管理に出すから値上げをするのか、あるいは消費税の関係で値上げするのかといったような議論ありましたが、指定管理者のほうからの提案で値上げもというようなものも含んでの料金改正であるというような答弁であったと思います。

それと、道路占用料の改正につきましては特に特徴的な質疑はございませんでした。

以上が議案第3号から5号、6号、8号の付託案件審査の報告でございます。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さんでございました。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、社会文教常任委員会に付託されました議案につきましてご報告申し上げます。

3月3日付で付託されましたけれども、まず議案第4号でございます田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、審査結果は原案可決でございます。

本件は、県単独実施の老人医療費の関係でございますが、65歳から69歳の方のひとり暮らしまたは寝たきり老人の方が自己負担が1割になっているわけですが、65歳から69歳の方のバウンドの中で同じような条件があった場合は、今度70歳

から74歳の方と同様に2割となるというものでございます。

なお、現在このような条件で1割負担となっている方は3名ということで説明がございましたが、この方々は経過的に74歳まで現在の1割負担が継続するというところでございます。

続きまして、議案第7号 田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正でございますが、審査結果は原案可決でございます。

本件は、地方青少年問題協議会法の改正に伴って条例を一部改正するものでございます。現在のメンバーは、17名ということで説明ございまして、これは変わらずというような説明がございました。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さんでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決しました。

日程第 8 議案第 9 号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 10 号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 11 号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について

議長（渡邊正策君） 日程第8、議案第9号から日程第10、議案第11号までの3案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第9号 田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第10号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について、審査の結果は原案可決でございます。

先ほどの条例改正の関係もそうでしたが、この3案件につきましてはご承知のとおり連合審査会ということで質疑を行ったわけでありますので、細かいことは省略をさせていただきますが、少し私のほうで感じた主要な質疑について申し上げたいと思います。

まず、椿寿荘の関係では施設の維持管理を含めた今後のあり方や、文化財か観光施設というか集客施設か、どちらなのだといったような議論もあったようでございますが、文化財であるというような答弁だったと思います。

それと、指定管理となる3者、3施設といいますか、そういったところで協議会のようなものを立ち上げて、今後各施設が連携をして事業運営に当たっていきいたいというような考え方も示されました。

それと、湯っ多里館の関係では、町からの指定管理者への委託料はどうなるのか

というような質疑がございましたが、答弁では指定管理者指定申請書に記載された金額が基本になろうというような答弁がございました。

それと、選考を行う過程での決定的なものは何かというような質疑もあったかと思いますが、評価を行った配点の点数と、現場というか、施設をよく知っているというようなことが判断の材料になったというような答弁があったと思います。

それと、経済波及効果というか、町内での循環という考え方と雇用の関係ということで質疑があったかと思いますが、基本的には地元への調達をお願いしたいというふうには考えているが、募集要項ではそこまで強制はしていないのだという答弁があったかと思いますが。

そういったことで総務産経常任委員会では、最終的な討論、採決の中では討論はございませんでしたが、原案可決という結果となりました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さんでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決しました。

-
- 日程第11 議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について
- 日程第12 議案第13号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第13 議案第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第14 議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第15 議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第16 議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第17 議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第18 議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について

議長（渡邊正策君） 日程第11、議案第12号から日程第18、議案第19号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算(第6号)議定について中、第1表の歳入、第1表、歳出のうち2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、11款公債費、第2表、繰越明許費、審査の結果は原案可決でございます。

議案第13号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第14号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について、審査の結果は原案可決でございます。

議案第19号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について、審査の結果は原案可決でございます。

審査の概要を少し申し上げます。一般会計補正予算につきましては、各費目とも事業の確定に伴う予算の増減が主ではありましたが、質疑の中では歳入の児童手当の関係でございますが、歳出のほうでも議論はあったかと思いますが、国、県の負担金で人数の見込み違いから、かなり高額な減額補正があったわけでございますが、今後十分な精査が必要ではないのかといったような指摘がありました。

それと、基金繰入金では財政調整基金、減債基金での繰り入れがありましたが、これにより基金の現在高は財政調整基金では約8億1,000万円ほど、それと減債基金では約5億1,000万円ほどの残高になるという説明がありました。

それと、歳出のほうでは農林水産業費での農地面的集積促進事業補助ということで5件、250万円ほどありますが、これは中店で2件、下吉田、本田上、川ノ下で各1件という補助だそうであります。

それと、土木費では繰越明許費との関係もありますが、国の25年度の大型補正により社会資本整備総合交付金で子供の安全ということで本田上・横場線の歩道の工事の関係や、橋梁の修繕工事が予定されているということで工事請負費と委託料で5,500万円ほど、これが26年度に繰り越されて実施をされるという説明がございました。

それと、住宅費の中で耐震診断と改修の補助の関係でございますが、申請が診断

で1件、改修はゼロということで減額の補正があったわけでありますが、事業として成立しないのではないかとといったような質疑がありましたが、今後PRも含めて対策が必要ではないかとといったような指摘がございました。

それと、下水道事業、集落排水事業、水道事業会計については特に特徴的な質疑はございませんでしたが、下水道事業費の中で山田川改修事業に関連して下水道工事が予定をされておったのが計画延長が詰まったということで、短くなったということで、全体の延長が65メートルほど短くなったということで、ちょうど初音旅館の前の湯田上温泉の共同駐車場の付近であります、あの部分が約65メートル全体で詰まったというような説明で、下水道事業が必要なくなったというか、やらないということでの減額がございました。

以上が審査の結果でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 皆川忠志君登壇）

社会文教常任委員長（皆川忠志君） それでは、同じく3月3日付で付託されました議案につきましてご報告申し上げます。

まず、議案第12号 平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定につきましては、審査結果は原案可決でございます。

中身の質疑につきましては、3款の民生費で竹の友幼稚園の時間外がまだあるということで質問がありまして、産休あるいは育休あるいは増築ということで重なったための稼働増だということの説明がございました。また、今回面接を4名の方に対して行ったというような説明がございました。

次に、子ども・子育ての関係でございますが、新制度が今度できるということで、このシステム構築業務委託料というのが今回補正に上がったわけですが、この中の新制度とは何ぞやというような質問がございまして、執行側からこの概要説明がありました。これは、平成27年度から始まります子ども・子育て支援事業にかかわるものでございまして、今までと大きな相異点は、保育の必要性の認定という項が新たに加わったということでございます。これは、保育を何時間にするとか何曜日にするとか、そういういろんなものを保護者と一緒に相談しているということの

説明がございました。なお、この財源は全額補助金であるというような説明がございました。

次に、同じく広域入所ということで補正があったわけですが、ここ当初17名ということで予算を組んでいたわけですが、最終的には加茂市で16名の予定が28名、それから五泉市で1名の予定が、これ1名と、それから新潟市は予定なかったのですが、1名ということで、13名の広域入所が増えたというような説明がございました。背景としましては、ゼロ歳児が定員いっぱい、改築のため対応できなかったということでこういう状況になったというような説明がございました。

それから、今回1,240万円の補正があったわけですが、1人当たり100万円ということで高額ではないかというような質問があったのですが、これは国の基準単価で算出したものでありますというような説明がございました。

それから、先ほど出ました児童手当の扶助費で大きな額の補正があったわけですが、1,400人見込んでいたところ、100人減ということで説明がございました。見込み違いとの説明がありましたけれども、今後はもう少し適正にしてほしいというような考えがあったというふうに思っています。

次に、第4款衛生費でございますが、妊婦さんの健診ですが、当初80名の予定が62名ということで当初計画見込みに達しなかったところの減額補正がございました。一方、特定不妊治療助成、これは昨日来出ておりますけれども、増額の補正でございまして、5組の実績で2組に母子手帳を交付したというような説明がございまして、大変よかったなというふうに思っております。

次に、第10款の教育費でございまして、これは中身は実績に基づくものが多いのですが、1点、総合型スポーツクラブ活動助成のところ、なぜ一般財源で穴埋めするのかというような質問がございました。これは、総合型スポーツクラブがtotoからの評価が、A、B、Cと評価が3つあるのですが、一番下のCクラスになってしまったということで減額率が非常に大きくなったというような話でございまして、これを穴埋めするための措置であるというような説明がございました。

次に、議案第15号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、療養給付費が大きく伸びていたわけですが、今回5,650万円の補正となったと。療養給付費が大きく伸びたということで今回の補正になったということで説明がございました。

また、議案第16号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について並びに議案第17号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2

号) 議定について、さらに議案第18号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第4号) 議定につきまして、これにつきましては特段の質疑はなく、審査の結果は原案可決でございます。

以上、ご報告させていただきました。よろしく申し上げます。

議長(渡邊正策君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番(池井 豊君) 民生費、児童手当費についてです。これ総務産経常任委員会でも歳入で数の見誤りということの人数の詳細報告受けました。今の委員長報告ですと、これからは適正にしてというような話だったのですけれども、この数の見込み違い、見誤りが発生した原因というのは委員会の中で明らかになったかどうか、そこら辺ちょっと確認させてください。

社会文教常任委員長(皆川忠志君) 委員会の中ではそのような議論はございませんでした。説明として大きく見込み違いが出たわけですが、当初見込みよりは、こういう理由でというところはございませんでした。

議長(渡邊正策君) そのほかにございませんか。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。皆川委員長、ご苦労さんでございました。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時51分 散会

別紙

平成26年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成26年3月13日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
第2	議案第3号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第4号	田上町老人医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第5号	田上町文化財椿寿荘、管理棟の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第6号	田上町総合公園YOU・遊ランドの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第7号	田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正について	原案可決
第7	議案第8号	田上町道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
第8	議案第9号	田上町多目的交流施設ごまどう湯っ多里館の指定管理者の指定について	原案可決
第9	議案第10号	田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について	原案可決
第10	議案第11号	田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について	原案可決
第11	議案第12号	平成25年度田上町一般会計補正予算（第6号）議定について	原案可決

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	議案第13号	同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第13	議案第14号	同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第14	議案第15号	同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第15	議案第16号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について	原案可決
第16	議案第17号	同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
第17	議案第18号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について	原案可決
第18	議案第19号	同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について	原案可決
		散会	

第 4 号

(3 月 24 日)

平成26年田上町議会
第2回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成26年3月24日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 今井幸代君 | 8番 | 松原良彦君 |
| 2番 | 椿一春君 | 9番 | 川口與志郎君 |
| 3番 | 有川りえ子君 | 10番 | 渡邊正策君 |
| 4番 | 浅野一志君 | 11番 | 池井豊君 |
| 5番 | 熊倉正治君 | 12番 | 関根一義君 |
| 6番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 7番 | 川崎昭夫君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 副町長 | 小日向 至 | 町民課長 | 鈴木和弘 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 保健福祉課長 | 吉澤深雪 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 会計管理者 | 吉澤 宏 |
| 地域整備課長 | 土田 覚 | 教育委員会
事務局 局長 | 福井 明 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 中野 幸作 |
| 書 記 | 渡辺 絵美子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後1時45分 開 議

議長（渡邊正策君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名、全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 大変ご苦勞さまでした。ただいま議長のお許しをいただきましたので、貴重な時間をおかりしまして、3月12日の今井議員の一般質問における子宮頸がん予防ワクチンの接種の答弁において、一部説明漏れがありましたので、訂正をお願いするものであります。

その内容については、担当課長に説明させますが、今後このようなことがないように十分注意いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

保健福祉課長（吉澤深雪君） それでは、私のほうから説明いたします。

今井議員の質問に対し今年度の接種者数は、中学1年生の6名、このうちワクチン接種勸奨の休止以降に接種された方は3名とお答えしましたが、正しくは今年度の接種者数は中学1年生6名に、中学2年生の9名を追加し、合計15名であります。このうち勸奨の休止以降に接種された方は、中1の3名及び中2の4名でありました。

以上で説明終わります。大変ご迷惑をおかけしました。今後十分注意いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊正策君） 議事録は、ただいま説明のとおり議長のほうで訂正いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してありますように議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（渡邊正策君） 日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

(9番 川口與志郎君登壇)

9番(川口與志郎君) 三条地域水道用水供給企業団の議会第1回定例会が行われました。その報告をいたします。

期日は、平成26年2月28日です。それで、議案はお手元に差し上げてありますように1号から3号まであります。

第1号は、水道企業団が退職したときの再任用に関する条例の制定であります。第2号議案は、水道用水企業団水道用水供給条例の一部改正であります。それは、消費税が3%値上げされたことによる条例の改正ということであります。第3号議案は、平成26年度三条地域水道用水企業団水道用水供給事業会計であります。この1号議案から2号議案、3号議案にかけて、全議案とも全員の賛成で可決されました。

ちょっとご説明しますが、第3号議案です。これは、大きく変化はないのですが、今回から三条市と加茂・田上の水道料金の不公平問題が前から問題になっていましたが、それが解決した、解決というよりも全会派の一致が得られたということでそういう予算になっています。

それから、特徴的なことは小水力発電が導入されることになって、その予算化が始まりました。あとは、大きく変化はありません。

小水力発電について多少申し上げます。大谷ダムの水を利用しまして、それを浄水場に引き込んでいるわけですが、その入り口のところで、浄水場の入り口の付近に小水力発電を設置いたします。発電出力は毎時45キロワット、本体工事費1億5,940万円、年間売電収入は1,589万円ということになっております。国からの補助も出ると思いますので、出なかった場合でも10年で工事費が回収されるということになります。大きなメガソーラーではありませんけれども、こういったことの積み上げが今の情勢の中では非常に大事なことではないかというふうに考えております。

あと、予算の詳しいことにつきましては資料を差し上げましたので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(渡邊正策君) 報告が終わりました。川口議員、ご苦労さまでございました。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

(6番 皆川忠志君登壇)

6 番（皆川忠志君） それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の 2 月定例会が 3 月 8 日土曜日、新潟の自治会館で開かれました。概略をご報告します。議案等は、既に皆様のお手元に配付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、議案第 1 号でございますけれども、専決処分ですが、当議会でも専決処分になりました新潟県市町村総合事務組合理約の変更に伴うものでございまして、審議結果は原案可決でございます。

次に、議案第 2 号、条例の一部改正についてですが、これは平成 26 年度、27 年度の 2 カ年の保険料率を改定するものでございまして、2 年ごとにこれは改定することになっております。現行の料率を据え置くということで提案されました。当初は、少しお金が足りないというような試算があったわけですが、25 年度の実績並びに県の財政安定化基金、これを活用して財源を確保するというので料率は据え置くということになりました。原案可決でございます。

また、保険料率の賦課限度額でございますが、これは中・低所得者の保険料負担を軽減するための措置ですが、現在 55 万円になっております。これは、法律の改正で 57 万円に引き上げるというものでございます。

それから、均等割額の 2 割・5 割軽減については、所得の低い世帯の対象を拡大するというので原案可決されたところであります。

次に、議案第 3 号でございますが、臨時特例基金条例の一部改正、これは 25 年度末になっております条例の失効期日が国が示しているのですが、平成 26 年度末に改正するというものでございまして、審議結果は原案可決でございます。

次に、議案第 4 号、一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 24 年度の医療財政調整交付金の精算に係る費用でございまして、審議結果は原案可決でございました。

次に、議案第 5 号、特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、これは 24 年度の繰越金を医療財政調整基金に積み立てるということと、それから延滞金の精算に係る費用を補正するもので、審議結果は原案可決でございます。

次に、議案第 6 号ですが、平成 26 年度一般会計予算、これにつきましては歳入歳出とも 27 億 1,480 万 6,000 円ということで、前年比で 229.4% という大きな増になっておりますが、これは低所得者の保険料の軽減分の財源が今までは国の補正予算で賄っていたのですが、今度は当初予算ということで組み入れるということになりまして、大幅な増ということになっております。

主な質疑としまして、新規事業としてジェネリック医薬品の差額通知、これを取

り組むということが新事業としてやるということだったのですが、質問がございまして、どのような対象になるのかという質問がございました。薬の投与期間が1カ月で14日以上、それから100円以上の医療費の差額が見込まれる方ということでおおむね11万5,000人というような説明がございました。

審議結果は、起立多数で原案可決でございます。

それから、議案第7号、平成26年度医療特別会計予算につきましては、歳入歳出とも2,519億7,130万円ということで、前年度比で2.7%の減というふうになっております。主な増減は、療養給付費で過去2年間の実績がございまして、これを踏まえて見直したというところでございます。

審議結果につきましては、起立多数で原案可決でございます。

最後に、一般質問が1件ございまして、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業の推進ということに関しまして、開発中の国保のデータベース、これはKDBだと思っておりますが、このシステムに関するものが一般質問としては1件ございました。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊正策君） 報告が終わりました。皆川議員、ご苦労さんでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 日程第2 議案第20号 平成26年度田上町一般会計予算議定について
 - 日程第3 議案第21号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
 - 日程第4 議案第22号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
 - 日程第5 議案第23号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
 - 日程第6 議案第24号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
 - 日程第7 議案第25号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
 - 日程第8 議案第26号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
 - 日程第9 議案第27号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

議長（渡邊正策君） 日程第2、議案第20号から日程第9、議案第27号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(予算審査特別委員長 池井 豊君登壇)

予算審査特別委員長(池井 豊君) 予算審査特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託された議案は、平成26年度の一般会計、特別会計予算など、8議案でした。審査の結果は、全議案、原案可決でございます。

補足の説明をいたします。今回の予算の特徴は、消費税が5%から8%にアップする影響、少子化対策元年に位置づけられた関連予算、指定管理者制度が一巡して湯っ多里館も指定管理者制度に移行していく予算、それから各種経済対策、地域活性化策などが特徴的なものでした。

そんな中、各議案とも多数の質疑がなされ、総括質疑が5件行われました。総括質疑について若干触れておきたいと思います。皆さんもお聞きだったと思いますけれども。

最初に、議員の議員報酬及び政務活動費についての質問でございました。これに対して町長は、毎年の報酬審議会で決まることという前提でありながら、議員の活動する上で十分にする必要があると。高卒初任給並みではちょっと少ないのではないかというような感想を持ち、また中央のベースアップも見ながら、住民の理解を得ながら検討していくというような答弁でございました。

次に、住宅取得利子補給についてでございます。これについての答弁は、人口増加の施策、定住促進を目指すのが主な趣旨なので、所得制限は設けないというような説明であり、田上町から出ていかない、田上町に来てもらうための施策であるというような答弁でございました。

それから、3番目の質疑として、町長をトップセールスとして頑張ってもらいたいというような内容でございました。質問者から中間管理機構の問題等々も含めての質問となったわけですが、トップセールスの問題に限って言えば、今南蒲米として田上のコメをいろんな地区に紹介しているわけですが、そうではなく、田上米として可能かどうか、条件整備をしながら積極的にコメを売っていきたいというような、そういう答弁もございました。

次に、再生可能エネルギーについてのプロジェクトについての質問でございました。これについても、より一層勉強して国の補助金等の利用も検討しながら進めていききたいという前向きな答弁がございました。

それから、最後に、五明寺トンネルの名称を変えてはどうか。または住民公募でやったらどうかというような質疑がなされました。これに対しては前向きに検討し、

住民から公募しながら、あじさいまつりのころまでやれるように検討していきたいというような前向きな答弁がなされたところでございます。

最後に、討論及び採決が行われました。反対討論はなかったものの、賛成討論として、少子化元年という割には寂しい予算である。また、農商工連携はもっと農業者がリードすべきだ。それから、町の財政展望が明るくなってきた今、もう少し町民にアピールする施策が欲しかったとの注文をつける賛成討論がありましたことをご報告しておきます。

採決の結果は、全議案、原案可決でございました。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決しました。

最後に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決しました。

日程第10 発議第1号 地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないことを求める意見書について

議長(渡邊正策君) 日程第10、発議第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、池井議員の説明を求めます。

(11番 池井 豊君登壇)

11番(池井 豊君) 地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないことを求める意見書についてでございます。

提出者、私で、賛同者、小池議員、泉田議員、関根議員、川口議員でございます。

内容を読み上げて説明にかえたいと思います。

地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないこと

を求める意見書（案）。

政府は、2013年度中に公務員給与削減に応じなかった自治体に対し、公共事業関連の補助金を減らす方針を固めたと言われている。

この公務員給与削減は、昨年政府が、東日本大震災の復興財源に充てるとして国家公務員の給与を平均7.8%削減し、地方公務員給与もこれに準じて2013年度中の実施を求められていたものである。

当町に於いては、今年の6月及び9月定例会で、町の見解を質し議論を数度にわたって行って来たところであり、「町職員の給与は町の独自性のもとに決定するもの」とする町長見解に同意し、国の要請には応じられないことを全会一致決定したのである。

勿論我々は、そのことのみによって判断したわけではない。町職員の削減、議員定数見直しを行い、同時に給与削減に踏切り、身を削ってきたことの自負心を持つてのことである。

ところで当時国の要請に応えないリスクを感じないわけではなかった。しかし、「要請に応じないことをもって制裁することはない」とした政府見解を承知しての選択であった。

付け加えるならば、政府は給与削減を実施するか否かに関わらず交付税を一方的に削減してきていたものであり、その意味でも政府要請に応えたか否かが問われることはないのである。

政府が我々の声に耳を傾けず、いわゆる「制裁」を行うとしたら地方分権に逆行するばかりか、地方自治権をも脅かすものといえよう。

よって政府におかれては、地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」は断じて行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年、新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、国土交通大臣でございます。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井議員、ご

苦勞さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発議第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第11 請願第1号 TPP交渉に関する請願について

日程第12 請願第2号 立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願について

議長(渡邊正策君) 日程第11、請願第1号及び日程第12、請願第2号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 請願の審査結果を報告いたします。

請願第1号 TPP交渉に関する請願であります。中身が国会の衆参農林水産委員会決議を遵守し、十分な情報開示等、国民的議論を実施するようとの請願ということでありましたので、全員異議なく採択ということに決しました。

次に、請願第2号でございますが、立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願ということでしたが、議論の中で採択が3、不採択が3ということで、最終的には同数ということでしたが、委員長決裁で不採択ということに決しました。

若干中身も触れますが、採択すべきという中では与党でも反対が出ているといった議論や、国会の議論は少し異常ではないかといったような意見が採択の中ではございました。

それと、不採択の中では、解釈変更はもう不可能であると。これは、政府答弁の中のできないというような答弁が平成16年、小泉内閣のときに出ているということで、そういった議論。

それと、あと、国家観とか歴史観とか、委員それぞれの持論を展開された方もいらっしゃるしまして、その中では国連決議の敵国条項であるとか、あるいは東京裁判とかハーグ条約とかといったことの話もございましたが、最終的には採決の中で採択が3、不採択が3ということでありましたので、委員長の判断としては不採択ということに決しました。

以上が請願2件の報告でございます。

議長（渡邊正策君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

初めに、請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択に決しました。

次に、請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

9番（川口與志郎君） 今回の総務産経常任委員会における請願第2号が否決されたことにつきまして反対討論をここでさせていただきます。

この請願は、3月6日の総務産経常任委員会で賛成3人、反対3人、同数となり、委員長決裁により否決されました。

まず、常任委員会が委員長決裁で結論を出すということは、田上の議会ではまれなことです。私の議員だった7年間でそういうことは一度もありませんでした。三条市との合併の問題を協議した委員会ではそういうことがあったことを記憶しております。過去の町議会の歴史にこういうことは余りなかった。ということは、この

問題は非常に重要な問題を含んでいるということでもあります。

では、その問題というのは何なのでしょう。ご存じだと思いますが、ご承知のとおりです。解釈によって憲法9条を変えること。つまり解釈によって海外で戦争をする国に日本を変えるということです。こんなことは許されていいのでしょうか。

今国会の衆議院予算委員会において野党議員が質問しました。集団的自衛権の行使ができるようになるということは、日本が武力攻撃を受けなくても武力行使が可能になるということかという質問に対して安倍首相は、そういう定義だと答えました。そういう定義だとはっきり言っております。日本が武力攻撃を受けなくても武力行使が可能になるとの首相の見解は非常に重要です。日本が武力攻撃を受けて反撃するということは、正当防衛ということです。やむなく武力行使をするということです。その条件を外すということは、世界のどこでも自衛隊が武力行使をするということになります。今の状況では、アメリカと一緒に戦争するということになります。言い換えますと、日本と関係のある国、同盟関係にある国が攻撃されたとき、自衛隊が加勢するということです。日本が直接攻撃されたわけでもないのに、交戦国になるということです。アフガン戦争、イラク戦争でアメリカ軍と一緒に戦った北大西洋条約機構、NATO加盟のイギリス、フランスなどと同じように日本が交戦国になるということです。アフガン戦争では、アメリカ軍とNATOの軍人が4,000人以上も戦死しています。こんなにも重大なことを安倍内閣は、十数人の閣僚で決定しようというのです。言葉はきついです。安倍内閣は暴走しています。民主主義の危機的状況です。

田上町議会として、こんなことはやめてほしいと、声を上げなくてよいのでしょうか。過去の自民党内閣を含めて、歴代内閣は日本国憲法のもと、集団的自衛権の行使は認めない。憲法はこの権利を使うことを許していないとの見解でした。ただ、例外があります。小泉内閣のときです。イラク戦争ですが、自衛隊はアメリカ軍の支援のために出動しました。しかし、戦闘地域を避け、自衛隊は攻撃を受けない比較的安全なサマワという場所に基地を置き、後方支援はしましたが、銃弾を一発も撃たず、隊員は一人も犠牲にならずに戻ってきました。いささか危なかったと思いますが、正当防衛にならず、戦火も交えることなく、よかったと思います。

戦後、日本は70年近く、戦争という名において誰も殺さず、誰も殺されておられません。日本は、そういう平和主義の国だと世界から認められてきました。安倍内閣は、平和憲法を骨抜きにしようとしているのです。日本をすなわち戦争する国に変えようとしています。戦場に行くのは、安倍総理と閣僚ではありません。命をかけ

て戦うのは国民です。国民の声をしっかり聞いてほしいと思います。今の状況は極めて不十分です。戦争が始まったときに平和の大切さを痛切に感じます。でもそのときでは遅いのです。今が大切なときです。皆さんの賢明な判断を期待します。

以上です。

1 番（今井幸代君） 私は、この請願に対し反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

まず、国家存立の基礎は安全の確保であります。安全保障がなければ、経済政策も社会政策もその他の政策も成り立たないということは言うまでもありません。日本を取り巻く安全保障環境は、集団的自衛権に関するさまざまな政府解釈が打ち出されていた冷戦期とも、さらには冷戦期直後との状況とも全く異なります。現在の国際情勢は、もっと厳しいものになっております。当時は、中国が尖閣諸島海域に侵出することも、尖閣を核心的利益ということも、公船を接続水域や領海に日常茶飯事入ることも、自衛艦と自衛隊機にレーダー照射する実戦さながらの挑発も、尖閣領海付近で日本の船を追い回すこともありませんでした。

そして、私たちが今見ているものは現在の中国の軍事力であります。中国は、過去25年間で軍事費を約33倍に膨張させております。今後も累次の努力を行い、さらなる軍拡を進めることは容易に想像できます。そうなった場合に中国の脅威は、どれほど大きくなるでございましょうか。さらに、サイバー攻撃や国際テロ、海賊行為など、グローバルな安全保障課題は一国で対処することは極めて困難であり、関係する国々が平素において協力し、連携し、信頼を強化していかなければなりません。価値観を同じくする国々が互いに守り合う体制が必要なのは明白であり、ここに集団的自衛権という観念が生まれてくるものと思っております。

また、総理は戦争は二度としてはならない、当たり前のことだと、今国会でも答弁しておるとおり、総理が示す集団的自衛権における問題意識は、主に公海における米艦の防護、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、国際的平和活動における武器使用、同じPKOに参加している他国の活動に対する後方支援であります。これは、まさに国際社会における協力・連携・信頼の強化であり、日本が戦争に向かうものでは断じてないと考えております。

政府における憲法解釈は、これまで過去時代の変化とともに変化しており、請願趣旨文にある2004年6月、内閣における答弁にはまた続きがあり、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することは至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されるものではないと答えており

ます。趣旨文に示されている安倍総理の閣議決定に背き、立憲主義を否定するというものは的外れではないかというふうに考えております。そもそも総理が解釈を自由に変更するなどということはおよそ不可能であります。解釈変更するのであれば、多数の法改正や新たな法制定が必要となり、これは国権の唯一の立法機関である国会にしかできません。国会において徹底的な議論がされるものと思われま

さらに、総理は26年4月から閣議における議事録の作成と公開を既に決めており、閣議決定までのプロセスを明かし、透明性も公開性も担保されるものと考えております。

急激に変化した日本を取り巻く安全保障環境、そして冷厳な国際社会環境を直視し、世界の平和と我が国の安全を確保するための最善の安全保障政策を見出していかなければなりません。

私は、そのような考えから、今回の請願内容は私の考えとは相反するものとして反対したいと思

12番（関根一義君） 私は、ただいま委員長から報告がありましたけれども、委員長報告に反対する立場で議論に参加をいたしたいと思

ただいまお二人の方から賛成・反対の議論がありましたけれども、私はお二人の発言そのものに若干の違和感を感じます。請願を正直に、あるいは真っ正面からとらえてみる必要があるのだと思

したがって、私は先ほど来話がありましたように、歴代内閣が国際法で集団的自衛権は保障されているといえども、日本国憲法においてその行使は容認されないという、こういう見解をとり続けてきたということについては、これは私は正しい判断というふうに判断をいたして

また、このような形が通るということは、日本の安定安全についても危惧の念を持たざるを得ません。

さて、委員長報告は国家論や歴史観の議論もあったという報告を受けました。委員長報告に対して私の考え方を一言だけ触れておきたいと思います。

私は、私なりに歴史観、国家観を持っておりまして、他の議員の皆様方が国家観、歴史観を持つということも当然だと思います。しかし、これとて先ほど申し上げましたように、この請願を是とするのか非とするのかにかかわる問題ではないというふうに思います。

さて、けさの新聞を見てまいりました。世論調査が実施されまして、集団的自衛権の容認について反対だという世論は57.7%、自民党を支持するという方々の中においても41%の方々が集団的自衛権の容認について反対だ、あるいは慎重であるべきだという危惧の念を表明しております。今世論は、このような形で推移しているのだと思います。ぜひ私は、このような世論も受けとめて、この請願に対して真っ正面から応える議会でありたいというふうに思います。

ちょっと長くなって恐縮ですが、一方、共産党系の請願だからという違和感もあるというふうに聞いています。私も日本共産党の主張については違和感を持っています。しかし、違和感で片づけられないのが今回の集団的自衛権を閣議決定で乗り切ろうという、そういう魂胆だと思います。確かにその後、安倍首相は路線変更をしてまいりました。国会で議論を深める、慎重な対応をするなどとして路線変更をしてまいりました。しかし、この間の安倍首相の発言は、その本音において何ら変わるものではないというふうに私は断ぜざるを得ません。ですから、政府におかれても、自由民主党におかれてもこの国家観あるいは歴史観というものではなくて、憲法をどのように踏まえるのかという、こういう観点において慎重な議論、それらを求めたいというふうに思います。そういう意味で私は請願者の意見に賛成し、常任委員会の委員長報告に反対する立場で意見を申し上げました。

以上です。

14番（小池真一郎君） 私は、この請願に対して委員会がどうこうではなくて、請願に対して反対の立場で討論いたします。

今、3名の方がこの集団自衛権に対していろんな意見を申し上げました。私は、それはどれも的を射ているのだろうなと思っております。それは、集団自衛権の解釈の問題でありますので、いつまでたってもこれは先には交わらない意見だろうと思っております。本来であれば、私はこれは趣旨採択が一番ベストだろうと思っておりますが、先ほど私どもの同僚議員が申し上げましたように、今日日本を守る方法は何があるのかと問うたとき、一方では徹底的に学問、教育をやって、日本はお

かしいというところまできているように、それに対して日本は教育ですらちょっとあいまいな表現があったりします。そして、何よりも心配なのは、今実力行使で既成事実をつくってくる、そういうことまで今起きている状態に対して、恐らくやっぱりここで問題になってくるのが憲法の解釈の問題だろうと思っております。日本は、憲法9条ある限り何もしてこないというのがどんどんエスカレートして今日にきているのだろうと思っております。そういう部分でこういう請願よりも、憲法9条になるのか、集団自衛権になるか含めまして、国会で徹底的に討論して、最後は国民投票になるかどうかどうこうも含めて、私は国会でこの議論は徹底してやるべきだと思います。

ただ、今ほど言いましたように、この解釈の問題でありますので、私はあえてこの請願内容につきましては反対いたします。

以上であります。

議長（渡邊正策君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。本案は起立採決といたします。

本請願に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

議長（渡邊正策君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時44分 再開

議長（渡邊正策君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（渡邊正策君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております意見書につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (渡邊正策君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

追加日程第1 発委第1号 TPP交渉に関する意見書について

議長 (渡邊正策君) 追加日程第1、発委第1号を議題といたします。

提案者、総務産経常任委員長の説明を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長 (熊倉正治君) それでは、意見書案を読み上げて提案にかえたいと思います。

TPP交渉に関する意見書 (案)

TPP交渉の閣僚会合は2月25日、難航分野の対立が最後まで解けず、大筋合意を断念して閉幕しました。農産物と自動車の関税撤廃で対立する日米協議の決着は4月下旬の首脳会談に持ち越され、TPP交渉全体も同時期にヤマ場を迎える状況となっています。

こうした中で、秘密保持契約を理由に政府から十分な情報が開示されないため、国民の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できず、交渉では、なし崩し的な譲歩を重ね、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が高まっています。

衆参農林水産委員会の決議は、わが国の交渉参加の前提となったものであり、決議の内容の実現は当然のことです。国民は、政府が決議を遵守し、交渉に臨まれることを信じています。

このため、以下の点について、政府に対し強く要望いたします。

記、(1) 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会の決議等を遵守すること。

(2) TPP交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、TPP担当大臣。

以上でございます。

議長（渡邊正策君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

これより討論及び採決を行います。

発委第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

日程第13 議員派遣の件について

議長（渡邊正策君） 日程第13、議員派遣の件について議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決しました。

日程第14 閉会中の継続調査について

議長（渡邊正策君） 日程第14、閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（渡邊正策君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 今議会は、26年度の予算審査の議会が中心でございましたので、長丁場の議会となりました。

大変多くのご意見が出たという報告を委員長、副委員長のほうからいただきまして、十分確かめてきたわけでありますが、総括質疑は5件でございましたので、それも先ほどの委員長報告のとおりの方針をいたしましたので、ご理解願いたいと思っております。

審査の中でのご意見は相当数あったということと、それから先ほど感想ということで、この26年度予算が田上町の財政が少し余裕が出てきた中で、もう少し予算を使って活力のある町づくりというようにしたらどうだというようなご意見でございますが、皆さんご承知のように田上町の場合はまちづくり財政計画というのが基本になっております。予算の執行についても、事業推進にしてもまちづくり財政計画に基づいて、しかも第5次総合計画に基づくものについて忠実にやっていくということでございます。本来新しい事業をするということであれば、まちづくり財政計画の中で皆さんからご意見をいただきながら直してきましたといいましようか、そういう形で一向に構わないわけでありますが、基本がまちづくり財政計画ということでもあります。

しかもことしは、私の4期目の公約の中に実はインフラ整備でハード事業がかなり重点でありました。その中で最も大きかったのは、羽生田浄水場の硬度の改良、それから五明寺トンネルというのがかなり予算的に大きな事業でございましたので、これは間違いなく完成を見たということでございますので、26年度からはあくまでもハード事業からソフト事業に少し方向がえをしていくと。もちろんハード事業は実施していきますけれども、これはやはりソフト事業を実施しながら、町民の暮らしの満足度のいく町づくりということに第5次総合計画はなっておりますので、私はそういう形で予算づけがなったわけであります。

そういうことですので、ややソフト事業ということになりますと、何となく物足

りないなとお考えになるのは、それは至極当然でございますが、いずれにいたしましても町民の皆さんの幸せといいたししょうか、安全・安心も含めまして、そういう予算組みをいたしましたので、またこれから新年度に向けまして、皆様方からご意見をいただきまして、さらなる前進ができるように私らも、町執行側も努力していきますし、議員の皆さんからもぜひ建設的なご意見をいただきまして、いい町づくりをしていきたいと、こう思っております。

長丁場になりましたが、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（渡邊正策君） これをもちまして平成26年第2回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時54分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年3月24日

田上町議会議長 渡 邊 正 策

田上町議会議員 関 根 一 義

” 議員 泉 田 壽 一

別紙

平成26年 第2回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 平成26年3月24日（月） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		諸般の報告	報告
第2	議案第20号	平成26年度田上町一般会計予算議定について	原案可決
第3	議案第21号	同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について	原案可決
第4	議案第22号	同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について	原案可決
第5	議案第23号	同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について	原案可決
第6	議案第24号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について	原案可決
第7	議案第25号	同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について	原案可決
第8	議案第26号	同年度田上町介護保険特別会計予算議定について	原案可決
第9	議案第27号	同年度田上町水道事業会計予算議定について	原案可決
第10	発議第1号	地方公務員給与削減に関する公共事業関連補助金への「制裁」を実施しないことを求める意見書について	原案可決
第11	請願第1号	TPP交渉に関する請願について	採択

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	請願第2号	立憲主義を否定する、集団的自衛権行使容認の「解釈改憲」に反対する意見書提出に関する請願について	不採択
追加 日程 第1	発委第1号	TPP交渉に関する意見書について	原案可決
第13		議員派遣の件について	決 定
第14		閉会中の継続調査について	決 定
		閉会	